平成21年度実績評価書

(評価対象期間:平成21年4月~22年3月)

平 成 2 2 年 8 月 金 融 庁

目 次

| | 実績評価の実施に当たって | | |
|---|--|---|----|
| | 1. 金融庁における政策評価の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| | 2. 実績評価の実施に当たって (実績評価書の記載内容)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 2 |
| | 3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 3 |
| | (参考資料1)金融庁における政策評価への取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 6 |
| | (参考資料2)政策評価に関する有識者会議メンバー ・・・・・・・・・ | | |
| | (参考資料3)達成度、端的な結論等の一覧(平成21度)・・・・・・・・・ | • | 10 |
| | | | |
| Π | 21 年度における各施策の評価結果(概要)・・・・・・・・・・・・ | | 16 |
| | | | |

Ⅲ 各施策の評価結果

| | 基本政策 | | 施策目標 | | 施策 | ページ |
|---|---------------------------|---|---|-----|---|-----|
| I | 金融機能の安 定の確保 | 1 | 金融機関が健全に経営されていること | (1) | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 34 |
| | | | | (2) | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | 48 |
| | | 2 | 金融システムの安定が 確保されていること | (1) | 預金等定額保護下における円滑な破 綻処理のための態勢整備及びシステ ミックリスクの未然防止 | 58 |
| | | | | (2) | 国際的な金融監督のルール策定等へ の貢献 | 65 |
| | | | | (3) | 新興市場国の金融当局への技術支援 | 79 |
| П | 預金者、保険 契約者、投資 者等の保護 | 1 | 金融サービスの利用者 (預金者・保険契約 者・投資者等)が安心 してそのサービスを利 用できること | (1) | 金融実態に即した利用者保護ルール 等の整備・徹底 | 84 |
| | | | | (2) | 利用者保護のための情報提供・相談等 の枠組みの充実 | 96 |
| | | | | (3) | 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 | 112 |
| | | | | (4) | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適 正な対応 | 120 |
| | | 2 | 公正、透明な市場を確 立し維持すること | (1) | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を 保持するための市場監視 | 128 |

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | ページ |
|----------|--|---|-----|
| | | (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた 市場関係者の自主的な取組みの促進 | 147 |
| | | (3) 市場の透明性確保に向けた会計制度 の整備 | 153 |
| | | (4) 金融商品取引法に基づくディスクロ ージャーの充実 | 162 |
| | | (5) 公認会計士監査の充実・強化 | 170 |
| Ⅲ 円滑な金融等 | 1 活力のある市場を構築 すること | (1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 | 179 |
| | | (2) 決済システム等の整備 | 186 |
| | | (3) 専門性の高い人材の育成等 | 192 |
| | | (4) 個人投資家の参加拡大 | 196 |
| | 2 金融サービス業の創意 工夫・活力・競争を促 し、広く金融サービス | (1) 金融サービス業の活力と競争の促進 に向けた制度設計 | 210 |
| | の利用者利便の向上を 図ること | (2) 中小企業金融をはじめとした金融の 円滑化及び地域密着型金融の推進 | 215 |
| | 3 金融の円滑を図るため のより良い規制環境 (ベター・レギュレー ション)を実現すること | (1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | 230 |

業務支援基盤整備に係る施策

| | 分野課題 | | | 施策 | ページ | |
|---|------|-----|---------------------------|----|-----------------------------------|-----|
| 1 | 人的資源 | (1) | 専門性の高い職員の育 成・強化 | 1 | 職員の育成・強化のための諸施策の実 施 | 242 |
| 2 | 情報 | (1) | 行政事務の効率化のた めの情報化 | 1 | 行政事務の電子化等による利便性の 高い効率的な金融行政の推進 | 247 |
| | | (2) | 金融行政の専門性向上 のための情報収集・分析 | 1 | 専門性の高い調査研究の実施 | 254 |

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「法」という。)の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり(参考資料1)、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成21年度(平成21年4月~22年3月)を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。(http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html)

2. 実績評価の実施に当たって(実績評価書の記載内容)

平成 21 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点(注)から評価を行いました。

- (注)「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)
 - 必要性の観点・・・施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
 - 有効性の観点・・・得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。
 - 効率性の観点・・・施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

なお、平成21年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策及び達成目標等

平成 21 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」、「達成目標」、「目標設定の考え 方及びその根拠」、「測定指標(目標値・達成時期)」及び「参考指標」を記載しました。

②平成 21 年度主な事務事業

平成 21 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「事務事業」及び「実施内容」を記載しました。

③評価結果

平成21年度の想定基準(状況)に対する目標の単年度における達成度について、4ページの「評価の判断基準」に基づきA、B、Cの3段階で評価を行い、その判断理由について説明を行いました。

また、政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、中期的にみて取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、5ページの「中期的にみた取組みの成果及び今

後の取組方針に関する端的な結論の基本類型」によるものとし、各施策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各施策に係る平成21年度における目標の達成度の一覧及び端的な結論の一覧は、 参考資料3(10ページ)のとおりです。

④施策の趣旨・概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。また、当該施策に関係する主な内閣の重要政策についても説明しました。

⑤目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因について、説明しました。

⑥平成21年度主な事務事業の取組内容と評価

平成 21 年度において、施策の達成に向けて行った業務(取組み)内容及び評価について説明しました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

⑦施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果 (アウトカム) について分析し、法 において示されている3つの観点 (必要性、有効性、効率性) から評価するよう努めました。

⑧今後の課題及び予算要求等への反映内容

当該施策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。また、評価結果及び今後の課題を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求等への反映内容について説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑩注記(評価に使用した資料等)

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

⑪担当課室名

当該施策の担当部局を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々(参考資料2)から、平成22年8月25日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。なお、各施策の今後の評価に向けてのご意見については、各施策の評価結果の「9. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいており、今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価(単年度)の判断基準

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

- 1. 指標等に照らした目標の達成度
 - (1) 定量的指標の場合
 - A 当該年度の想定基準に対し80%以上の場合
 - B 当該年度の想定基準に対し50%以上80%未満の場合
 - C 当該年度の想定基準に対し50%未満の場合
 - (2) 定性的指標の場合
 - A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
 - B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
 - C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合
 - (注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の 想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても 達成度の判断に加える。
- 2. 目標を達成するための事務運営のプロセス(施策・活動の手段や進め方)が適切、効率的かつ有効であったか。

【中期的にみた取組みの成果及び今後の 取組方針に関する端的な結論の類型

| | 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれ までの取組みを進めていく必要がある。 |
|--------------------------------|---|
| 現時点で成果の 発現が予定され るもの | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 |
| | 施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの 見直し等を行う必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の 達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこ れまでの取組みを進めていく必要がある。 |
| 平成22年度以降 に成果の発現が 予定されるもの | 現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の 達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこ れまでの取組みを行う必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。 |

(参考資料1)金融庁における政策評価への取組み

| 12 2211 | / 立陸川における政東計画への取扱の | ᄉᇌᄼᇬᇵᄼ |
|---------|--|--|
| | 政府全体の動き | 金融庁の動き |
| 13年1月 | ・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承) | |
| 3月 | | ・「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日) |
| 6月 | ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号) | |
| 10月 | | 「平成 13 事務年度の政策評価の運営方針」策定(13 年 10 月 31 日) |
| 12月 | ・「政策評価に関する基本方針」(13 年 12 月閣議決定) | |
| 14年4月 | ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号) | ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日)・「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月~6月末)策定(14年4月1日) |
| 14年7月 | | ・「事後評価の実施計画」(計画期間 14 年 7 月~15 年 6 月末) 策定(14 年 8 月 6 日) |
| 12月 | | ・政策評価 (平成 13 年度実績評価)の実施、 評価結果の公表 (14 年 12 月 26 日) |
| 15年4月 | | ・「平成 13 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15 年 4 月 17 日) |
| 15年6月 | ・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告) | |
| 15年7月 | | ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日) ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間15年7月~16年6月末)策定 (15年7月1日) |
| 8月 | | ・政策評価(平成 14 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15 年 8 月 29 日) |
| 16年4月 | | ・「平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16 年 4 月 23 日) |
| 6月 | ・「政策評価等の実施状況及びこれらの 結果の政策への反映状況に関する報告」 (16 年 6 月国会報告) | |
| 16年7月 | | ·「平成 16 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 16 年 7 月~17 年 6 月末) 策定 (16 年 7 月 7 日) |
| 8月 | | ・政策評価(平成 15 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16 年 8 月 31 日) |

| | 政府全体の動き | 金融庁の動き |
|-----------------|---|--|
| | 以州王冲の割さ | |
| 17年4月 | | ・「平成 15 年度政策評価結果の政策への反 |
| | │ │・「政策評価等の実施状況及びこれらの | 映状況」の公表(17年4月27日) |
| 6月 | 結果の政策への反映状況に関する報告」 | |
| | (17年6月国会報告) | |
| | (1) 1 0 // 1 2 // 1 | ·「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」 |
| 17年7月 | | (計画期間 17 年 7 月~18 年 6 月末) 策定 |
| | | (17年7月26日) |
| 17年8月 | | ・政策評価(平成16年度実績評価等)の実 |
| 17407 | | 施、評価結果の公表(17年8月31日) |
| | ・「政策評価に関する基本方針の改定に | |
| | ついて」(17年12月閣議決定) | |
| 12月 | ・「政策評価の実施に関するガイドライ | |
| | ン」(17 年 12 月政策評価各府省連絡会議 了承) | |
| | 1 承/ | - 「平成 16 年度政策評価結果の政策への反 |
| 18年4月 | | 映状況」の公表(18年4月28日) |
| | ・「政策評価等の実施状況及びこれらの | |
| 6月 | 結果の政策への反映状況に関する報告」 | |
| | (18年6月国会報告) | |
| | | ・「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」 |
| 18年7月 | | (計画期間 18 年 7 月~19 年 6 月末) 策定 |
| | | (18年7月10日) |
| 8月 | | ・政策評価(平成 17 年度実績評価等)の実 |
| | 「公共機関が行う政策部件に関すては | 施、評価結果の公表(18年8月31日) |
| | ・「行政機関が行う政策評価に関する法 律施行令」(13 年政令第 323 号)の一部 | |
| 19年3月 | 改正 (規制の事前評価の義務付け) | |
| ' ' ' ' ' ' ' ' | ・「政策評価に関する基本方針」の一部 | |
| | 変更(19年3月閣議決定) | |
| | ・「政策評価等の実施状況及びこれらの | ・「平成 17 年度政策評価結果の政策への反 |
| 6月 | 結果の政策への反映状況に関する報告」 | 映状況」の公表(19年6月14日) |
| | (19年6月国会報告) | _ |
| | | ・「平成 19 年度金融庁政策評価実施計画」 |
| 19年7月 | | (計画期間 19 年 7 月~20 年 6 月末) 策定 |
| | - 「担制の事故部体の字状に関ナチギノ | (19年7月3日) |
| 8月 | ・「規制の事前評価の実施に関するガイ ドライン」策定(19年8月政策評価各府 | ・政策評価(平成 18 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(19 年 8 月 30 日) |
| 0 7 | トライン] 泉足(19 年 0 月 政東計画台府 省連絡会議了承) | 心、 |
| | ・「政策評価等の実施状況及びこれらの | ・「平成 18 年度政策評価結果の政策への反 |
| 20年6月 | 結果の政策への反映状況に関する報告」 | 映状況」の公表(20年6月10日) |
| | (20年6月国会報告) | |
| 20年7月 | | ・「金融庁における政策評価に関する基本計 |
| 204/月 | | 画」(計画期間20年7月~24年3月末)策 |

| | 政府全体の動き | 金融庁の動き |
|-------|--|---|
| | | 定 (20 年 7 月 3 日) 「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 20 年 7 月~21 年 6 月末) 策定 (20 年 7 月 3 日) |
| 8月 | | ・政策評価(平成 19 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20 年 8 月 29 日) |
| 21年3月 | | •「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 21 年 4 月~22 年 3 月末) 策定 (21 年 3 月 31 日) |
| 5月 | ・「政策評価等の実施状況及びこれらの 結果の政策への反映状況に関する報告」 (21 年 5 月国会報告) | ・「平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21 年 5 月 22 日) |
| 8月 | | ・政策評価(平成 20 年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21 年 8 月 31 日) |
| 22年3月 | | ·「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」 (計画期間 22 年 4 月~23 年 3 月末) 策定 (22 年 3 月 31 日) |

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成22年8月25日現在

座 長 富田 俊基 中央大学法学部教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

島崎 憲明 住友商事㈱特別顧問

田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

[計6名]

(敬称略)

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|---------------------------------|-----------------------|---|---|
| I 金融機能の 安定の確保 | | (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・ウェッ・ マニタリングの実施 | ① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 金融機能強化法の適切な運用 ⑦ 早期健全化法の適切な運用 |
| | | (2)金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率 的な検査の実施 | ① ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施 ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 |
| | 2 金融システムの安定が確保されていること | (1) 預金等定額保護下 における円滑な破 綻処理のためステ 勢整備及びシステ ミックリスクの未 然防止 | ① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備 |
| | | (2) 国際的な金融監督 のルール策定等へ の貢献 | ① 国際金融監督機関における国際的なルール 策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金 対策の国際的取組みへの貢献 |
| | | (3)新興市場国の金融 当局への技術支援 | 新興市場国の金融行政担当者を対象とした 研修事業等の実施アジア地域成長への貢献に向けた現状把握 等 |
| Ⅲ 預金者、保 険契約者、 投資者等の 保護 | 用者(預金者・保 | (1)金融実態に即した 利用者保護ルール 等の整備・徹底 | ① 金融商品取引法等の整備 ② 保険に関する利用者保護ルールの検討等 ③ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④ 振り込め詐欺への的確な対応 ⑤ 偽造キャッシュカード等による被害の防止 等のための対策の強化・フォローアップ |
| | | (2) 利用者保護のため の情報提供・相談 等の枠組みの充実 | ① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備 |
| | | (3) 金融機関等の法令 等遵守態勢の確立 | 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 金融商品取引業者等に対する適切な監督 貸金業者等に対する適切な監督 |
| | | (4) 金融関連の犯罪に 対する厳正かつ適 切な対応 | ① 不正口座利用に関する金融機関等への情報 提供 ② 振り込め詐欺への的確な対応(再掲) ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止 等のための対策の強化・フォローアップ (再掲) |

| 達成目標 | 21年度の 達成度 | 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針) | ページ |
|--|--------------|---|-----|
| 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | А | 経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要があります。 | 34 |
| 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 48 |
| 預金等定額保護下における円滑な破綻処 理のための態勢整備及びシステミックリ スクの未然防止が図られること | А | 施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。 | 58 |
| 国際的な金融監督のルール策定等へ積極 的に参加することを通じて国際金融シス テムの安定と発展に資すること | А | 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み (国際金融監督機関における国際的なルール 策定等への積極的な貢献、海外監督当局等との連携強化 等)を進めていく必要があります。 | 65 |
| アジアの新興市場国の金融当局の能力向 上を図ること | А | 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み (新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施等) を進めていく必要があります。 | 79 |
| 金融サービスの利用者保護の仕組みが確 保され、適切に運用されていること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 84 |
| 利用者が各種金融サービスの特性や利用 者保護の仕組みについて理解しているこ と | В | 政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要があります。 | 96 |
| 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、 環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組み の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がありま す。 | 112 |
| 金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未 然に防止するとともに、その被害者の保 護を図ること | Α | 政策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、 環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組み の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がありま す。 | 120 |

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 平成21年度主な事務事業 | |
|--------------|----------------------|---|---------------|
| | 2 公正、透明な市場を確立し維持すること | (1)取引の公正を確保 し、投資者の信頼 を保持するための 市場監視 (2)金融商品取引業者に対する効率的かつ3 的な検査の実施 (3) 不公正取引に対する迅速・効率的な課行 調査の実施 (4) ディスクロージャー違反に対する迅速 率的な開示検査の実施 (5) 犯則事件に対する厳正な調査の実施 | 効果 徴金 |
| | | (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 | |
| | | (3) 市場の透明性確保 に向けた会計制度 の整備 (1) 国際的に高品質な会計基準の設定・適 向けた取組みの推進 | 用に |
| | | (4)金融商品取引法に 基づくディスク ロージャーの充実 (1)金融商品取引法上のディスクロージャー 度の円滑な施行・EDINETの整備 | |
| | | (5) 公認会計士監査の 充実・強化 (2) 公認会計士・監査法人等に対する適切に 登等 (3) 品質管理レビューの的確な審査及び監定 人等に対する的確な検査等 (4) 諸外国の監査監督機関との協力・連携 (5) 公認会計士試験の実施の改善 | 査法 |
| Ⅲ 円滑な金融 等 | 1 活力のある市場を 構築すること | (1) 多様な資金運用・ 調達機会の提供に 向けた制度設計 (2) 開示制度の整備 (3) 金融商品・サービスの販売チャネルの 方の検討等 | あり |
| | | (2) 決済システム等の整備 整備 ② 振替制度や電子記録債権制度等の円滑に 施を促進する取組み ③ 情報セキュリティ・リスクマネジメン カ、コストパフォーマンス向上の促進 び、IT投資プロセスの透明性確保等 | な実 ト能 及 |
| | | (3) 専門性の高い人材 の育成等 (2) 公認会計士試験の実施の改善(再掲) (3) 金融専門人材の育成 | |

| 達成目標 | 21年度の 達成度 | 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針) | ページ |
|--|--------------|---|-----|
| 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること | А | 施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化)を行う必要があります。 | 128 |
| 市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が 確保されること | А | 政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。 | 147 |
| 金融・資本取引や企業活動の国際化等の 状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性 の確保の向上に資すること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、国際的な動向や環境の変化、取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(非上場会社の会計基準や個別財務諸表の取扱いに関する検討等)を行う必要があります。 | 153 |
| 投資者に対し投資判断に必要な情報が適 切に提供されること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要があります。 | 162 |
| 厳正な会計監査の確保を図ること | А | 施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、環境の変化(監査に関する国際的動向、公認会計士試験合格者等の活動領域に関する動向等)や取組みの有用性(監査法人に対する業務改善の進捗状況等のフォローアップ等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 170 |
| 多様で良質な金融商品・サービスが提供 されること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 179 |
| 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、 「資金決済に関する法律」の施行状況等を注視し、必要 に応じて、同法の内容の更なる周知等を図っていく必要 があります。 | 186 |
| 金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること | В | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み)を行う必要があります。 | 192 |

| 基本政策 | 施策目標 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|------|---|---|---|
| | | (4)個人投資家の参加 拡大 | ① 安心して投資できる環境の整備 ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するため の税制面の環境整備 ③ 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)等の充実 ④ 金融経済教育の充実(再掲) |
| | 2 金融サービス業の 創意工夫・活」、広く 競争を促し、スの利 用者利便の向上を 図ること | (1) 金融サービス業の 活力と競争の促進 に向けた制度設計 | 為替取引に関する規制の緩和等資金決済に関する制度整備に向けた取組み 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)の業務及び組織のあり方についての検討 |
| | | (2) 中小企業金融をは じめとした金融の 円滑化及び地域密 着型金融の推進 | ① 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化 ② 地域密着型金融の推進 ③ 金融機能強化法の適切な運用(再掲) ④ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知 |
| | 3 金融の円滑を図る ためのより良い規 制環境(ベター・ レギュを実現すること | (1)金融行政の透明 性・予測可能性の 向上 | ① ブリンシブルの普及・啓発 ② 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 ③ 行政処分についての透明性の向上 ④ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ⑤ ノーアクションレター制度等の適切な運用 ⑥ 金融機関等との対話の充実 ⑦ 法令外国語訳の推進 ⑧ 金融行政に関する広報の充実(再掲) ⑨ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 |

業務支援基盤整備に係る施策(平成20~23年度)

| 分野 | 課題 | 施策 | 平成21年度主な事務事業 |
|--------|-----------------------------------|---|------------------------------------|
| 1 人的資源 | (1) 専門性の高い職員 の育成・強化 | ① 職員の育成・強化 のための諸施策の 実施 | ① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 |
| 2 情報 | (1) 行政事務の効率化 のための情報化 | ① 行政事務の電子化 等による利便性の 高い効率的な金融 行政の推進 | ① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化 |
| | (2) 金融行政の専門性 向上のための情報 収集・分析 | ① 専門性の高い調査 研究の実施 | ① 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施 |

| | | T | |
|---|--------------|---|-----|
| 達成目標 | 21年度の 達成度 | 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針) | ページ |
| 個人投資家に対して、金融・資本市場へ の適切な投資機会を提供すること | В | 政策の達成に向けて一定の効果(個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率等の増加、保険・年金基金 の金融資産に占める株式・投資信託の割合の増加)が上がっていますが、人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があります。 | 196 |
| 内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を 促すこと | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 210 |
| ①中小企業金融をはじめとした金融の円 滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること | А | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 215 |
| 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること | А | 政策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。 | 230 |

| 達成目標 | 21年度の 達成度 | 測定指標 | ページ |
|------------------------------|--------------|---|-----|
| 職員の資質の向上を図ること | В | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要があります。 | 242 |
| ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること | В | ①施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、22年3月末までに納入予定であった設計・開発事業者に改善措置をが遅れていることから、設計・開発事業者に改善措置をなど、24年1月の新システム稼動に向け、取組みを充実させる必要があります。 | 247 |
| ②情報システム調達の適正化を図ること | Α | ②施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれ までの取組みを進めていく必要があります。 | |
| 調査研究を通じて金融行政の専門性向上 に資すること | В | 施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環 境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・ 改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。 | 254 |

Ⅱ 21 年度における各施策の評価結果(概要)

基本政策 I 金融機能の安定

基本目標 I-1 金融機関が健全に経営されていること

施策 I - 1 - (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 (P34)

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。これに伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することが極めて重要となっています。

また、昨今の厳しい経済・金融情勢のもと、借手である中小企業等に対する金融の円滑 化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについても、モニタ リングしていくことが必要となっています。

こうした中で、当庁においては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を徴求するとともに、金融機関との意見交換等を通じてその経営状況の把握に努めました。また、海外当局との連携を図り、金融機関に関する情報の共有及び議論を行いました。

さらに、21 年 12 月 4 日に施行された中小企業金融円滑法を受けて、同法に基づく金融監督に関する指針を制定するとともに、中小企業等に対する金融の円滑化に向けた各金融機関の取組状況等についてヒアリングを行いました。

これらのヒアリング等を通じて、金融機関の問題点を認識し、それを金融機関にフィー ドバックすることにより、金融機関の健全性の向上を促しました。

これらの取組みの結果、各業態の自己資本比率や金融再生法開示債権比率等の指標に照らしても、我が国金融機関の健全性が維持されていると考えられます。また、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告によれば、各金融機関において中小企業等に対する貸付けの条件の変更等が積極的に行われており、適切な金融仲介機能の発揮が図られているものと考えられます。

こうしたことから、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されるため、Aと評価しました。

施策 I - 1 - (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の 実施 (P48)

【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

【評価結果概要】

平成 21 検査事務年度検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていること、また、被検査金融機関に対して実施したオフサイト検査モニターのアンケート結果においても前年並みの評価となっていることなどから、Aと評価しました。

基本目標 I-2 金融システムの安定が確保されていること

施策 I - 2 - (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及 びシステミックリスクの未然防止(P58)

【達成目標】

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未 然防止が図られること

【評価結果概要】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](21 年)によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は79.2%(前年81.2%)と、前年とほぼ同水準を維持しており、制度の周知が相当程度図られていると考えています。

また、預金保険法第 102 条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそなグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、同機構においてノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっていると考えられたため、Aと評価しました。

施策 I - 2 - (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (P65)

【達成目標】

国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること

【評価結果概要】

平成 21 年度においては、特に、①第 2 回 G 20 首脳会合 (ロンドン・サミット) において、我が国の提案も踏まえ、格付会社に対して証券監督者国際機構 (IOSCO) の改訂基本行動規範と整合的な規制を導入するとの合意がなされ、日米欧において規制の導入・強化に向けた取組みを実施、②国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードの設立を積極的に推進し、日米欧三極の一角として正式メンバーとなり、国際会計基準審議会 (IASB) のガバナンスに積極的に関与、③第 3 回 G 20 首脳会合 (ピッツバーグ・サミット) において、銀行の自己資本規制強化の実施時期について、景気回復に悪影響を与えないよう十分配慮すべきとの我が国の主張が反映され「2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行う」ことで合意、などの具体的な成果を挙げました。

また、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、IOSCO、保険監督者国際機構(IAIS)など既存の各国際フォーラムにおける、危機の再発防止のための国際的な議論に積極的に参加し、39の基準・指針等(前年度35の基準・指針等)の策定に貢献するなど金融システムの強化に向けた国際的な金融規制・監督ルールの再構築に大きく貢献しました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、タイ及びフィリピンとの金融協議を 初めて開催する等各国の金融当局との連携をさらに強化しました。FSFや第1回G20 首 脳会合(ワシントン・サミット)の提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、 海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

マネー・ローンダリング等対策については、FATF及びAPGの各種会合に出席すると共に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するFATF基準の策定及び見直しやFATF非参加国、地域におけるFATF勧告遵守の慫慂等の活動に貢献しました。以上のように、積極的に国際的な金融監督のルール策定等の議論に貢献するなどの成果

を上げてきたことを踏まえ、Aと評価しました。

施策 I-2-(3) 新興市場国の金融当局への技術支援 (P79)

【達成目標】

アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること

【評価結果概要】

研修の終了後のアンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に貢献したほか、アジア各国当局との金融協議等を15回(前年度9回)開催し、我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

基本目標 II - 1 金融サービスの利用者(預金者・保険契約者・投資者等)が安心してそのサービスを利用できること

施策 II - 1 - (1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 (P84)

【達成目標】

金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること

【評価結果概要】

貸金業者に係る苦情等受付件数の減少や金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率の向上に加え、格付会社に係る規制及び金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設等の制度整備に取り組むなど、利用者保護ルールの整備・徹底は確実に進展しています。

また、金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、平成 20 年度に比べ増加 していますが、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数が減少して いるほか、PIO-NETにおける金融関係の消費生活相談の件数や金融関係の業界団体に おける苦情・相談の受付件数が減少しています。

このため、利用者保護の充実に向け一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

施策II-1-(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実(P96)

【達成目標】

利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること

【評価結果概要】

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、「金融に関する消費者アンケート調査」で「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年より上昇しているなど、一定の成果が上がっているものの、金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要など、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

施策Ⅱ-1-(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立(P112)

【達成目標】

金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること

【評価結果概要】

金融取引の多様化に対応した法令等遵守態勢を確立するため、金融機関等における対応が必要と思われる改正においては、十分な期間をとった上で監督指針等の改正を行い、それに基づいた監督によって金融機関等に法令等遵守を促しています。また、法令違反のある金融機関には行政処分を行い、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みを実施してきました。特に行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促しています。

また、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。

これらの取組みを通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、Aと評価しました。

施策Ⅱ-1-(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 (P120)

【達成目標】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること

【評価結果概要】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成 21 年度の当庁の施策について、金融機関における預金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置、情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えます。

また、被害者保護の観点からは、当庁から預貯金者保護法等の趣旨を踏まえた適切な対応や振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者保護に向けた取組みがなされているものと考えます。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、Aと評

価しました。

基本目標Ⅱ-2 公正、透明な市場を確立し維持すること

施策 II - 2 - (1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 (P128)

【達成目標】

市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること

【評価結果概要】

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった面から変化し続ける金融・資本市場や、世界的な金融危機に伴う株価の下落及び国際的な市場機能の混乱に対し、的確かつタイムリーに対応するため、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、その検査・調査等の機能を戦略的に組み合わせることにより、新たな金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせてきました。

その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、勧告・告発することにより厳正な対応を行ってきたことに加え、市場参加者への幅広い情報発信や自主規制機関等との双方向の連携を推進して、市場規律の更なる強化に取り組んできました。

こうした取組みは、検査・調査対象業者の改善・訂正や自主規制機関におけるルール整備のほか、一般投資家等に対する注意喚起につながっているものであり、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

施策 II - 2 - (2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組 みの促進 (P147)

【達成目標】

市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること

【評価結果概要】

日本証券業協会の「第二種業の自主規制に関する勉強会」において、「第二種金融商品取引業の自主規制にむけて(論点整理)」が取りまとめられ、平成22年3月に公表されました。 また、21年度の認定投資者保護団体の認定件数は2件あり、特に、「特定非営利活動法人証 券・金融商品あっせん相談センター」を認定したことにより、従来、自主規制の隙間にあった第二種金融商品取引業における枠組みが整備されるとともに、5つの金融商品取引業協会から苦情処理・紛争解決の業務を受託することによって、業務の一元化が図られたと考えています。

さらに、21年6月に公表された「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」を踏まえ、取引所との意見交換会(約20回開催)等を通じて、取引所関係者との適切な連携に努めた結果、各取引所において、上場会社における第三者割当増資への対応や独立役員の確保等に係る取引所規則の改正が行われ、取引所における上場企業のコーポレートガバナンス強化に資するものとなったと考えています。

上記の各種施策により、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが 進展したものと考えていますが、これらに加えて、金融サービス利用者相談室における 投資商品等に関する相談等の受付件数や日本証券業協会における苦情・相談受付件数は ここ数年高水準で推移しているものの、21 年度に入り減少に転じていることをも踏まえ、 Aと評価しました。

- (参考 1) 金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数は、19 年度 11,819 件、20 年度 16,166 件、21 年度 14,075 件となっています。このうち、顧客からの苦情により関連するものと考えられる「個別取引・契約における顧客説明」・「個別取引・契約の結果」・「不適正な行為」・「金融機関の態勢・各種事務手続」についての受付件数は、19 年度は 4,106 件、20 年度 5,330 件、21 年度 4,599 件となっています。
- (参考2)日本証券業協会における苦情・相談受付件数は、19年度7,211件、20年度9,591件、21年度8,323件となっています。(日本証券業協会は22年2月1日付で苦情処理・相談業務等を「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に委託しています。)
- (参考3)認定投資者保護団体については、これまで、生命保険協会、日本損害保険協会及び全国銀行協会が認定を受けており、21 年度においては、信託協会及び特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが認定を受けています。

施策 II - 2 - (3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備(P153)

【達成目標】

金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、 我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること

【評価結果概要】

国際会計基準(IFRS)の日本企業への適用に関しては、平成21年6月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を受け

て、連結財務諸表規則等を改正しました。これにより、22年3月期末から一定の上場企業の連結財務諸表に対するIFRSの任意適用が認められています。また、円滑な任意適用のために、IFRSによる開示例の公表等を行うとともに、24年頃に予定されているIFRSの強制適用の是非の判断のためにIFRSに関する諸課題について検討を進めております。さらに、IFRSに関する諸課題の検討の場として民間が中心となり設立されたIFRS対応会議における検討に参加し、民間におけるIFRS適用の取組みを慫慂しております。

海外当局との連携に関しては、国際会計基準委員会財団 (IASCF) のガバナンス強化を目的として日本・米国・欧州の市場規制当局が中心となり 21 年 1 月に設立された IASCFモニタリング・ボードを初めとする国際的な活動等により、高品質のグローバルな会計基準の実現、IASCFのガバナンスの強化に向けて一定の成果が上がったと考えています。

なお、これらの取組みは、ASBJが作成しているプロジェクト計画表を遵守したものであり、我が国における会計基準のコンバージェンス等に向けた取組みは、 適切に進められたと考えております。

また、我が国上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組 みとして、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正し、開示内容等の 一層の充実を図ることとしました。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

施策 II - 2 - (4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (P162)

【達成目標】

投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること

【評価結果概要】

「内部統制報告制度に関するQ&A」の再追加による明確化、及び運用の見直しに向けた検討の進展、公開買付制度及び大量保有報告制度に関するQ&Aの公表による法令解釈の明確化、平成21年度3月期有価証券報告書に対する重点審査の実施及びEDINETの稼働率が99.96%と目標を達成し、市場の透明性・公正性の確保のための取組みが着実に進展していると認められることから、Aと評価しました。

施策 II - 2 - (5) 公認会計士監査の充実・強化 (P170)

【達成目標】

厳正な会計監査の確保を図ること

【評価結果概要】

国際的な動向を踏まえて監査基準を改訂しました。また、虚偽又は不当な監査証明を行った公認会計士・監査法人に対し厳格な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビュー「の審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。

さらに、外国監査法人等に対する検査については、検査監督の考え方や実施に関する基本指針を策定するなど適切に対応し、国際的な会合や二国間協議等を通じて諸外国の監査 監督機関との協力・連携を強化したほか、公認会計士試験の実施の改善等を着実に実施しました。

_

¹ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査。(公認会計士・監査審査会HP)

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

基本目標Ⅲ-1 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

施策Ⅲ-1-(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計(P179)

【達成目標】

多様で良質な金融商品・サービスが提供されること

【評価結果概要】

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年6月成立)の円滑な施行により 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、金融商品仲介業の登録件数の増加などにより、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が一定程度進展していることから、Aと評価しました。

施策Ⅲ-1-(2) 決済システム等の整備 (P186)

【達成目標】

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること

【評価結果概要】

振替制度については、平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化以降、関係者の取組みにより、安定した制度運営が図られています。これには、金融庁ウェブサイト等を利用して株券電子化に係る情報提供を行ったことも、一定の寄与があったものと考えられます。

電子記録債権制度については、21年6月の電子債権記録機関の第1号指定以降、同年 11月には我が国初の電子記録債権の発行が行われるなど、順調にその活用が図られていま す。これには、20年12月1日の「電子記録債権法」の施行以降も電子債権記録機関の指 定に向け、当庁が継続してサポートしたことも寄与したものと考えられます。

資金決済に関する制度については、「資金決済に関する法律」を 21 年 6 月 24 日に公布、 同法の関係政令・内閣府令等を 22 年 3 月 1 日に公布(一部を除き、同年 4 月 1 日に施行) しました。これにより安全かつ効率的で利便性の高い資金決済システム等の整備が進展し たものと考えられることから、A と評価しました。

施策Ⅲ-1-(3) 専門性の高い人材の育成等(P192)

【達成目標】

金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること

【評価結果概要】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続・新設や公認会計士試験の実施の改善、それに伴う公認会計士試験受験者の増加等、一定の成果はあがっていますが、専門性の高い 人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bとしました。

施策II-1-(4) 個人投資家の参加拡大(P196)

【達成目標】

個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること

【評価結果概要】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率、特定口座数の増加といった成果が得られたものの、投資主体別で見た個人の株式保有比率や、個人株主の数にわずかながら低下が見られることなどから、Bと評価しました。

基本目標Ⅲ-2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること

施策Ⅲ-2-(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 (P210)

【達成目標】

内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと

【評価結果概要】

「資金決済に関する法律」による資金移動業の創設や「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめ、更なる銀行等保有株式取得機構の活用への取組みなど、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みの検討・整備が着実に進捗していることから、Aと評価しました。

施策Ⅲ-2-(2) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融 の推進(P215)

【達成目標】

- ①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること
- ②地域密着型金融の推進が図られること

【評価結果概要】

中小企業金融をはじめとした金融の円滑化については、本年度は新たに「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)を施行する等、従来以上に積極的な施策の展開に努めました。中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあるものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、施策の測定指標は概ね改善の動きが継続しています。

また、地域密着型金融の推進をみると、多様な取組みが実施されており、取組み全体についての利用者からの積極的評価は引き続き5割程度となっています。 こうしたことから、全体ではAと評価しました。

基本目標Ⅲ-3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境(ベター・レギュレーション)を実演すること

施策Ⅲ-3-(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上(P230)

【達成目標】

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること

【評価結果概要】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表することで、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。加えて、検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化することにより、行政対応の予測可能性の向上を図るとともに、金融機関との意見交換会等を通じて金融機関における自主的な取組みを慫慂してきました。

また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体を更に幅広く活用すること等により広報展開を行いました。さらに、当庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、2本の英訳法令等を金融庁ウェブサイトに公表することにより、規制・監督の透明性・予見可能性の向

上を図りました。

ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケートは平成21年6月以降実施していませんが、これらの取組みを総合的に考慮すると、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、Aと評価しました。

(参考) 21 年6月に実施したアンケートの結果によれば、金融庁ウェブサイトで公表している監督指針、行政処分事例集、検査指摘事例集、幹部講演等により、金融行政の考え方等に対する理解が進んだという評価が多数ありました。

業務支援基盤整備に係る施策

業務支援基盤整備に係る施策1-(1)-① 職員の育成・強化のための諸施策の実施(P242)

【達成目標】

職員の資質の向上を図ること

【評価結果概要】

職員の専門性の向上については、受講生による研修内容に関する評価結果において目標値 (5 段階評価で 3 以上)を上回っているなど、一定の成果が上がっているものの、高度な専門 知識を有する職員を育成するためには、引き続き更なる取組みを進める必要があることから、 Bと評価しました。

業務支援基盤整備に係る施策2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 (P247)

【達成目標】

- ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ②情報システム調達の適正化を図ること

【評価結果概要】

① 「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」及び「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、21年5月に設計・開発事業者と21年8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結し、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行いました。見直し後のスケジュールどおり作業を行いましたが、当初計画のとおり22年3月末までに設計工程を完了することができなかったことからB評価としました。

② 情報システム調達会議を4回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、 調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

調達仕様書を徹底的に見直し、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争 入札に変更するなどの成果があったことなどからA評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率(企画競争・公募による契約または 小額の契約を除く件数ベース)は 15.7% (前年度 20.3%) となりました。

業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施(P254)

【達成目標】

調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること

【評価結果概要】

金融環境の変化に応じて専門性の高い調査研究を実施し質の高い研究成果を庁内外に公表するとともに、研究成果について職員へのフィードバックの充実を図っているものの、より一層実務に役立つ調査研究に加え、国際的な議論に積極的に貢献できる研究の実施に取り組み、情報発信をさらに強化していくことが必要であることから、Bと評価しました。

Ⅲ 各施策の評価結果

施策 I - 1 - (1)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタ リングの実施

1. 達成目標等

| 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること |
|--------------------|---|
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・ 効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融 機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、生活対策 |
| | (平成 20 年 10 月 30 日)、G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成 20 年 11 月 15 日)等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・各業態の健全性指標<自己資本比率等> (注)目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率 ・施策Ⅲ-2-(2)における各指標 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 | グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、近時の状況を踏まえ、日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。 |
| ②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた 重点事項の把握、業態、個別金融機関の状況等に応じた実態把 握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効 果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況に ついては、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつ つ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうか について、モニタリングしていく。 ・預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の 保有額等について、引き続き状況を把握していく。 |

| | ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル 銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻 化・明確化を図るよう促していく。 ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項 を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムに ついては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報 利用の高度化等のための整備を進める。 |
|-----------------------------|--|
| ③グローバルに活動している金融機 関に対する監督 | グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ(監督カレッジ)の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 |
| ④金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 | 金融機関を巡るコングロマリット化の進展を踏まえてヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行う。 |
| ⑤金融機関のリスク管理の高度化 | ・バーゼルII (自己資本比率規制)については、各金融機関がそれぞれ採用する手法に基づいて算定した自己資本比率の正確性や統合的なリスク管理態勢の整備及びそれらの開示の状況等について検査・監督を通じて検証し、信用リスクの先進的内部格付手法等、採用に当たって承認を要する手法の採用を希望する金融機関について、その準備状況の把握に努めていくとともに、承認申請に対し適切に審査を行う。また、銀行実務と規制との間の乖離を縮小し、実態に即した規制とすべく、実務者との意見交換やQ&Aによる解釈の明確化を充実させる。 ・保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」(19 年4月公表)、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」(20 年2月公表)等を踏まえ、引き続き具体的な見直しに向けた検討を行っていく。 |
| ⑥金融機能強化法の適切な運用 | 国の資本参加を通じて中小企業等に対する信用供与の円滑化を図ること等を目的とする改正金融機能強化法の施行を受けて、同法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。また、国の資本参加が決定された場合は、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 |

| ⑦早期健全化法の適切な運用 | 早期健全化法に基づく資本増強行について、計画の履行を確保する観点から、経営健全化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応 |
|---------------|---|
| | していく。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。これに伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することが極めて重要となっています。

また、昨今の厳しい経済・金融情勢のもと、借手である中小企業等に対する金融の 円滑化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについて も、モニタリングしていくことが必要となっています。

こうした中で、当庁においては、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を徴求するとともに、金融機関との意見交換等を通じてその経営状況の把握に努めました。また、海外当局との連携を図り、金融機関に関する情報の共有及び議論を行いました。

さらに、21 年 12 月 4 日に施行された中小企業金融円滑法を受けて、同法に基づく 金融監督に関する指針を制定するとともに、中小企業等に対する金融の円滑化に向け た各金融機関の取組状況等についてヒアリングを行いました。

これらのヒアリング等を通じて、金融機関の問題点を認識し、それを金融機関にフィードバックすることにより、金融機関の健全性の向上を促しました。

これらの取組みの結果、各業態の自己資本比率や不良債権比率等の指標に照らして も、我が国金融機関の健全性が維持されていると考えられます。また、中小企業金融 円滑化法に基づく開示・報告によれば、各金融機関において中小企業等に対する貸付 けの条件の変更等が積極的に行われており、適切な金融仲介機能の発揮が図られてい るものと考えられます。

こうしたことから、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されるため、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

経済・金融情勢が依然として厳しい中ではあるものの、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後も効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みをより一層進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング(検査と検査の間の期間においても、監督部局で継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと)を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。このため、モニタリング・システムの機能強化を行うとともに、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等の実施、グローバルに活動する金融機関の監督に関する監督当局間の連携、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 第 169 回国会施政方針演説 | 平成 20 年 1 月 18 日 | 米国のサブプライムローン問題の影響を |
| | | 受けた経済への対応など、足下にも目配り |
| | | の必要な課題があります。 |
| 金融・世界経済に関する首 | 平成 21 年 11 月 15 日 | 9. (略) |
| 脳会合 宣言 | | ・健全な規制の拡大 我々は、規制枠組み、 |
| | | 健全性監督、リスク管理を強化し、すべ |
| | | ての金融市場、商品、参加者が状況に応 |
| | | じて適切に規制され、あるいは監督の対 |
| | | 象となることを確保することを誓約す |
| | | る。(中略)) 我々はまた、規則が効果的 |
| | | で、技術革新を抑制せず、金融商品とサ |
| | | ービスの取引の拡大を促すことを確保 |
| | | しつつ、規制枠組みを景気循環に対して |
| | | より効果的にしていく。 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的な金融・経済危機に発展しました。こうした国際的な金融危機に直面し、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

①取組内容

金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意 見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把 握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。 具体的には、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場 の状況や内外のマクロ経済の情勢等について、部局横断的な情報の集約や分析、共有 の場を設け、金融システム、金融・資本市場の動向を早期に把握するよう努めました。 また、日本銀行と連携をしつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握にも 注力しました。集積した情報及び分析結果については、庁内で共有することにより金 融行政への反映を図っています。

また、我が国の預金取扱金融機関が保有するサブプライム関連商品及び証券化商品等の残高及び関連する損失等についての調査を行い、四半期ごとに公表(平成 21 年 6 月、9 月、12 月、平成 22 年 3 月に公表) するなど、グローバルな金融市場の混乱が我が国金融システムに与える影響について把握してきました。

さらに、我が国金融機関に対するリスク管理についてのヒアリングを行うとともに、 監督指針を改正し、リスク管理等に係る監督上の着眼点を更に整備・明確化するなど、 金融機関のリスク管理の一層の高度化を促しました。

加えて、主要国の監督当局で構成され、金融機関のリスク管理実務について調査・分析を実施する Senior Supervisors Group (SSG) による金融機関における各種リスク管理の状況等に係るサーベイに対して協力するとともに、グローバルに活動する我が国の金融機関 (3メガバンクグループ及び野村グループ) について、監督カレッジの会合を開催し、関係監督当局間で情報共有及び議論等を行いました。

②評価

グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、収集した情報及び分析結果を庁内で共有することにより、 金融行政への反映を図っており、一定の効果があったものと考えています。

また、「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品全体の保有額等」の公表は、サブプライム・ローン問題が、我が国の預金取扱金融機関に与える影響の規模や損失処理の状況等を端的に示し、我が国の金融システムに対する信頼の向上に資するものであったと考えています。

さらに、金融機関に対するヒアリングや、リスク管理等に係る監督上の着眼点の整備・明確化、海外当局との連携についても、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えています。

(2)効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

①取組内容

オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関(預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社)の財務会計情報やリスク情報等を徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行いました。また、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するた

めの問題意識の共有等を図りました。

さらに、モニタリング・システムについて、オンラインによるデータ徴求、データの暗号化等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に努めていますが、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

また、21 年 12 月 4 日に施行された中小企業金融円滑法を受けて、同法に基づく金融監督に関する指針を制定し、監督上の着眼点を整理するとともに、同法の実務上の取扱いを明確化するため、Q&Aを公表(21年2月、3月)しました。さらに、中小企業等の金融円滑化に向けた各金融機関の取組状況等について、平成22年1月から3月にかけてヒアリングを行いました。

②評価

22 年 3 月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行で 15.8%と前年同期比 3.4%ポイントの増加、地域銀行で 11.3%と前年同期比 0.8%ポイントの増加となっています。他方、不良債権比率は、主要行等で 1.9%と前年同期比 0.2%ポイントの増加、地域銀行で 3.2%と前年同期比 0.2%ポイントの減少となっており、全国銀行ベースでは 2.5%と前年同期比 0.1%ポイントの増加となっているものの、いずれの指標においても健全性が維持されています。ただし、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置 (20 年 11 月 7 日)」により、要管理債権が減少したという側面も考えられるため、今後の動向を注視する必要があると考えています。

また、22 年3月期において、証券会社※1 の自己資本規制比率は 395.4%、生命保険会社及び損害保険会社のソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、1051.2%、697.1%となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されています。

加えて、中小企業金融円滑化法に基づく 22 年 3 月末時点の開示・報告によれば、中 小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方について、審査中の案件等を除き、実行の割 合は 9 割を超える水準となっています。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあって、我が国金融機関において健全性が維持されており、また、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が図られているものと考えています。

| | 20/3 期 | 21/3 期 | 22/3 期 |
|------|--------|--------|--------|
| 主要行等 | 12.3% | 12. 4% | 15. 8% |
| 地域銀行 | 10.3% | 10. 5% | 11.3% |
| 信用金庫 | 11.7% | 11.8% | 12. 3% |
| 信用組合 | 9.9% | 10. 1% | 10. 9% |

【資料1】自己資本比率

_

⁽出所) 金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

^{※1} 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

【資料2】不良債権比率 (=金融再生法開示債権÷総与信額)

| | 20/3 期 | 21/3 期 | 22/3 期 |
|------|--------|--------|--------|
| 主要行等 | 1.4% | 1. 7% | 1.9% |
| 地域銀行 | 3. 7% | 3. 4% | 3. 2% |
| 信用金庫 | 6. 4% | 5. 8% | 5.8% |
| 信用組合 | 10.3% | 9. 0% | 8. 2% |
| 全国銀行 | 2. 4% | 2. 4% | 2. 5% |

(出所) 監督局総務課調

(3) グローバルに活動している金融機関に対する監督

①取組内容

20 年4月のFSF報告書や20 年11 月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ(監督カレッジ)の枠組みの下、グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ及び野村グループ)について、監督カレッジの会合を開催しました。

また、我が国に拠点を有している複数の海外金融機関について、当該金融機関の母国監督当局が主催する監督カレッジの会合に参加しました。

これら会合において、関係監督当局間で、該当金融機関の経営内容や監督上の注視 点等について、情報共有及び議論を行いました。

(2)評価

監督カレッジの会合での情報共有及び議論等を通じ、グローバルに活動している金融機関に係る情報を関係監督当局間で共有することにより、当該金融機関の適切な監督に一定の効果があったものと考えています。

(4) 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

①取組内容

金融商品取引法改正によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理 態勢の整備が義務付けられることを受け、基本的な考え方や監督上の着眼点を示すた め、「金融コングロマリット監督指針」の改正を行いました(21年6月より施行)。

2評価

上記監督指針の整備等により、金融コングロマリットにおける適切な経営管理態勢 の構築に一定の効果があったものと考えています。

(5) 金融機関のリスク管理の高度化

①取組内容

ア. バーゼルⅡに関して

19年3月末より全ての預金取扱金融機関を対象に実施されたバーゼルIIの第1の柱(最低所要自己資本比率)において、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理高度化に向けたインセンティブの所在等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果として、21年度は、以下の通り承認を行いました。

(信用リスク)

·基礎的内部格付手法 (FIRB): 群馬銀行

(オペレーショナル・リスク)

- ・先進的計測手法(AMA): みずほフィナンシャル・グループ(及びみずほコーポレート銀行、みずほ銀行、みずほ信託銀行、資産管理サービス信託銀行)
- ・粗利益配分手法(TSA):山梨中央銀行、名古屋銀行、池田泉州ホールディン グス(及び池田銀行)、おかやま信用金庫

また、既に承認を受けた金融機関に対し、当局への報告様式に基づき、継続的に 自己資本比率計算の正確性等を確認しました。この他、第2の柱(金融機関の自己 管理と監督上の検証)についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定 の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等 に関するモニタリングを実施しました。

イ、ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、20年10月の大和生命の破綻や同年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、21年8月に、マージン算入の厳格化のほか、証券化商品、CDS取引及び金融保証保険のリスク係数の厳格化等を内容とする「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)」(以下、改定骨子(案)という。)を公表し意見募集を実施しました。改定骨子(案)に寄せられた意見等を踏まえ、21年12月に、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等を公表し意見募集を実施しました。なお、改正した内閣府令等は、22年4月に公布されています(24年3月期末から施行。ただし、23年3月期末から新基準でのソルベンシー・マージン比率を開示できる旨を、改正した保険業法施行規則の附則等に規定。)。

さらに、グループ規制・監督を強化する観点から、22 年 1 月 21 日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を 22 年 3 月 9 日に第 174 通常国会に提出しました(22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布)。

②評価

ア. バーゼルⅡに関して

バーゼルⅡの実施から3年が経過し、実施の移行段階から定着段階への進展が見られる中、先進的なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等を共有できるよ

うになっています。また、先進的なリスク計測手法の承認を受けた金融機関も増え、 定量データの横断的な比較が可能となり、モニタリングの実効性が高まりつつあり ます。

イ、ソルベンシー・マージン比率に関して

21年12月に公表した保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等では、マージン算入の厳格化や想定される損失を厳格に算定することを明記しており、この改正案により、ソルベンシー・マージン比率に対するより一層の信頼性の向上が図られると考えています。

(6) 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

ア. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、21年3月期については同年7月に、21年9月期については同年12月にその内容を公表しました。

21 年 3 月期の当期利益が経営健全化計画比で大幅に下振れした 6 行に対して、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を 21 年 7 月に発出しました。また、中小企業向け貸出が大幅に減少し、目標達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられたとは認め難いこと等から、 1 行に対して、貸出目標を着実に達成するための具体的方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を同時に発出しました。

イ. 金融機能強化法に基づく資本参加行について

- i) 金融機能強化法(改正法及び旧法)に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況の報告がなされ、21年3月期(5金融機関)については同年8月に、21年9月期(9金融機関)については翌年1月にその内容を公表しました。
- ii) 改正金融機能強化法(20年12月施行)に基づき、以下の通り、8つの金融機関に対して国の資本参加を実施しました。

21年 9月実施 : みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、

全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)

21年 12月実施 : 東和銀行、高知銀行

22年 3月実施 : フィデアホールディングス(北都銀行)、宮崎太陽銀行

iii) 旧金融機能強化法に基づき、国の資本参加を行った紀陽ホールディングス(紀陽銀行)及び豊和銀行の新しい経営強化計画について、21年8月に承認しました。

②評価

ア. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。こうした枠組みの下で、資本増強行の経営健全化が促されているものと考えています。

そうした中、21 年度においては、旧安定化法(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律)、早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約 12.3 兆円)のうち、約 599 億円の返済が行われました。その結果、22 年3月末の残高は約 2.8 兆円となっており、資本増強以後 22 年3月末までに約 1.3 兆円の利益が生じています。

【資料3 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

| | 18 事務年度 | 19 事務年度 | 20 事務年度 | 21 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| | (19年6月末) | (20年6月末) | (21年6月末) | (22年3月末) |
| 返済額 | 2.4 兆円 | 0.1 兆円 | 0.4 兆円 | 599 億円 |
| 残額 | 3.4 兆円 | 3.3 兆円 | 2.9 兆円 | 2.8 兆円 |

(出所) 監督局総務課信用機構対応室調

イ. 金融機能強化法に基づく資本参加行について

金融機能強化法(改正法及び旧法)に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとされています。

このような枠組みの下、資本参加行の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給に結びつくことにより、地域経済の活性化に貢献しているものと考えています。

|7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、 金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・ 定量的に把握する必要性が高まっています。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関におけるリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えられることから、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保に資することができ

たと考えています。また、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であったと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができました。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。

8.今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

サブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱による我が国金融システムへの影響は、欧米と比べれば、相対的に限定されていましたが、内外の経済・金融情勢が依然として厳しい中、実体経済の状況が金融システムに与える影響を引き続き的確に把握する必要があります。その際には、国際的にも議論されているように、個別金融機関の財務の健全性のみならず、金融システム全体の安定性を見渡した、市場動向等の把握にも注力していく必要があります。

② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理はコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、引き続き、システムの強化等を図っていくことが必要です。

さらに、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえて、中小企業等に対する金融の円滑 化を図る観点から、適切かつ積極的に金融仲介機能が発揮されているかについても、 引き続きモニタリングしていくことが必要です。

③ 金融機関のリスク管理の高度化

ア. バーゼルⅡに関して

バーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、従来の簡素な規制の枠組 みと比べ、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリス ク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取り組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。また、自己資本比率の計算ルールや当局の監督上のモニタリング手法等について、国際的な動向や金融実務慣行の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していく必要があります。

イ、ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、保険監督者国際機構(IAIS)において、経済価値ベースのソルベンシー評価及び連結ベースでのソルベンシー評価を内容とする規制枠組みが検討されています。また、我が国においても第174回通常国会に保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を提出していることを踏まえ、単体ベースのみならず連結ベースでの同比率の算出基準等に関して検討をしていく必要があります(22年5月12日成立、5月19日公布)。

ウ、証券会社の連結規制・監督の導入等

証券会社のグループ規制・監督を強化する観点から、22 年 1 月 21 日に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表し、同年 3 月 9 日に金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化や、一定規模以上の証券会社に対する連結規制・監督の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(22 年 5 月 12 日成立、5 月 19 日公布)。これらを踏まえ、証券会社の自己資本規制比率の算出基準等に関して検討をしていく必要があります。

④ 金融機能強化法の適切な運用

金融機能強化法(改正法及び旧法)に基づき国の資本参加を行った金融機関については、経営強化計画の履行状況の公表・フォローアップを行うなど、引き続き適切な運用に努めていく必要があります。

また、今後、他の金融機関から同法に基づく国の資本参加の申請があった場合には、法令等に則り、適切な審査に努めていく必要があります。

⑤ 早期健全化法の適切な運用

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強行の経営の健全性の確保及び預金保険機構のいわゆる「3原則」(①経営の健全性の維持、②国民負担の回避、③市場への悪影響の回避)を踏まえた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|--|--------------|------------|------------------|
| モニタリング・システム関係経費 | 2 | 予算 <継続> | 216, 294 千円 |
| バーゼルⅡ 対応システム関係経費 | (5) | 予算 <継続> | 7, 719 千円 |
| 金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に 必要な経費 | 6 | 予算 <継続> | 102, 375 千円 |
| 金融商品取引業者等の監督に必要な経費 | 2 | 予算 <継続> | 1, 241 千円 |
| 保険会社等の監督に必要な経費 | 2 | 予算 <新規> | _ |
| 業務・システム最適化計画に基づく「金融庁 業務支援統合システム」への移行等に必要な 経費 | 2 | 予算 <新規> | _ |
| 総務企画局審議官(不良債権問題担当)の時 限の撤廃(恒久化) | 1 | 機構・定員 | |
| 総務企画局参事官(預金取扱金融機関担当) の時限の撤廃(恒久化) | 1) | 機構・定員 | |
| 監督局銀行第二課の時限の撤廃(恒久化) | 26 | 機構・定員 | |
| 国際金融危機管理対応に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| リスク情報管理システム分析に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 新しい自己資本比率規制等の実施に係る監督 体制整備 | 5 | 機構・定員 | |
| 協同組織金融機関の会計の整備に係る監督体 制の整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 金融円滑化機能支援に係る体制整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 保険会社の財務基準高度化に係る体制の整備 | (5) | 機構・定員 | |
| 海外当局等との連携強化・監督体制の強化 | 3 | 機構・定員 | |
| 証券会社の財務基準高度化に係る体制整備 | 3 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

・ 監督局総務課「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品 等の保有額等について」

(平成 22 年 3 月 12 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100312-1.html)

- ・ 監督局銀行第一課「主要行等の決算の状況について」
- (平成 22 年 5 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100528-1.html)
- 監督局銀行第二課「地域銀行等の決算の概要」

(平成 22 年 5 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100528-2.html)

- 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」
- 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」
 (平成22年8月6日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20100806.html)
- 監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」
- ・ 監督局保険課「生命保険会社及び損害保険会社ソルベンシー・マージン比率」
- 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく報告について」
 (平成22年6月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100630-1.html)
- 監督局総務課信用機構対応室「経営健全化計画の履行状況報告について」
 (平成21年7月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20090728-1.html)
 (平成21年12月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20091218-2.html)

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、総務企画局市場課

施策 I - 1 - (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

1. 達成目標等

| | V 12 10 10 10 | |
|---|-----------------|---|
| ì | 達成目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること |
| | 設定の考え方 びその根拠 | 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第25条、生活対策(平成20年10月30日)等 |
| | 則定指標 値・達成時期) | ・オフサイト検査モニターのアンケート結果のうち「1」または「2」 と回答された割合(前年度の水準を維持・21年度末) ・検査実施件数 ・検査指摘内容 (注)目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、 設定していません。 |
| | 参考指標 | ・評定結果の分布状況・各業態の健全性指標<自己資本比率等>・各業態の不良債権比率 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------|-----------------------------|
| ① ベター・レギュレーションに向 | 以下の検査マニュアル5原則に則った検査を実施する。 |
| けた検査運営の実施 | ① 重要なリスクに焦点をあてた検証 |
| | ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明 |
| | ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の |
| | 検証 |
| | ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化 |
| | ⑤ 検査結果に対する真の理解 (「納得感」) |
| ② 金融実態に応じた的確な金融 | ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえ |
| 検査の実施 | た重点的な検証課題に取り組む。 |
| | 特に、世界景気や国内経済が急速に悪化している状況等を |
| | 踏まえ、各金融機関において、適切なリスク管理をベースと |
| | して、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているか等 |
| | を検証する。 |
| | ・重点的な検証課題については、検査基本方針において、可 |
| | 能な限り明確化する。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

平成 21 検査事務年度検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていること、また、被検査金融機関に対して実施したオフサイト検査モニターのアンケート結果においても前年並みの評価となっていることなどから、Aと評価しました。

(2)端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等 を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

平成21年度は、ベター・レギュレーションを恒久的な検査運営指針として位置づけるとともに、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、金融実態に応じた的確な金融検査を実施していく必要がありました。

このため、平成 21 検査事務年度検査基本方針において、20 年8月に改定した金融検査マニュアル前文 5 原則(①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解(「納得感」))の実践強化を図る旨明記し、双方向の議論を通じ一層深度ある検証に努めることとしたほか、検査重点事項として、①経営管理態勢の整備、②リスク管理態勢の整備、③円滑な金融仲介機能の発揮、④顧客保護・利用者利便の向上、を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施することとしました。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。こうした国際的な金融危機に直面し、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

また、こうした国際的な金融危機により我が国でも厳しい経済金融情勢及び雇用環境にある中、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)が21年12月4日に施行されました。同法により、金融機関に対し、中小企業等の借り手から申込みがあった場合には、できる限り貸付け条件の変更等を行うよう努めること等が義務づけられるとともに、行政庁に対し、金融検査の実施にあたり、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定等を期すとの同法の趣旨を十分に尊重することが求められました。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

21 年度(21 年 4 月~22 年 3 月)において、銀行等(銀行持株会社を含む)については100 件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について158 件、

保険会社について 17 件、その他の金融機関について 327 件の検査をそれぞれ実施し、概ね 計画を達成したと考えています。

【資料1 平成21年度の検査実施計画・実施件数】

(単位:件)

| | 検査計画件数(注) | 検査実施件数 |
|----------------|-----------|--------|
| 銀行等(銀行持株会社を含む) | 100 | 85 |
| 協同組織金融機関 | 185 | 205 |
| 保険会社 | 20 | 17 |
| その他金融機関 | 290 | 314 |

(出所) 検査局総務課調

(注) 当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

(1) ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施

①取組内容

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、金融検査においては、金融機関に対して、金融仲介機能の十全なる発揮、より強固で包括的なリスク管理の徹底、利用者目線に対応した適切な顧客対応を促すことを基本としました。そのための検査運営については、従前にも増して、リスクに対する感応を高めながら、問題を先取りし、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、早期の改善につなげていくことが必要であるため、ベター・レギュレーションを恒久的な運営指針として位置づけ、以下の検査マニュアル前文5原則に則った検査を実施しました。

- ① 重要なリスクに焦点をあてた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

また、金融検査におけるベター・レギュレーションを組織的・計画的に進めていく ために 21 年 5 月に策定したアクションプラン II に基づき、次のような施策に取り組み ました。

- Examiner in Charge に対応した主要行班の編成・検査運営(総合・部分検査とテーマ別横串検査の併用等)
- ・オンサイト・オフサイト検査モニターの全件実施(含むクロスモニター)
- ・指摘事例集・評定事例集の充実(「中小企業に対する金融円滑化」の独立カテゴリー化、事例数の充実・年2回の公表)
- 証券取引等監視委員会との連携

②評価

上記について、具体的に以下のような取組みを行ったことから、一定の成果があったと考えています。

・主要行に対する検査においては、Examiner in Charge に対応した主要行班を編成

するととともに、テーマ別横串検査を実施し、特定のテーマに絞って各行横断的 に検証しました。

- ・オンサイト・オフサイト検査モニターを全件実施し、クロスモニターを 24 件実施しました。
- ・指摘事例集については、内容を更に充実させた年次の指摘事例集を 21 年 7 月に公表するとともに、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、金融機関における円滑な金融仲介機能の発揮が強く期待されている状況等を踏まえ、金融機関の自律的な態勢強化等を促す観点から、21 年 12 月に金融円滑化の事例について取りまとめ公表しました。
- ・証券取引等監視委員会と連携し、大手金融グループの銀行・証券会社に対して一体的な検査を実施し、グループ全体としての経営管理態勢やリスク管理態勢を検証しました。

また、実施した検査に対する被検査金融機関の意見を集計したオフサイト検査モニターのアンケート結果においても、「検査の検証の範囲」について、「(概ね) 適当なものであった」との回答の割合が全体の 99%に達していることや、「検証にあたっての双方向の議論」について、「(十分・概ね) 議論が行われた」との回答の割合が全体の97%に達していることなど、前年度並みの評価となっていることから、ベター・レギュレーションに向けた取組みに一定の成果があったと考えています。

【資料2 オフサイト検査モニター アンケート結果】

| 区分 | アンケート項目 | 回答内容 | 回答率(%) |
|-------|----------|---------------------|---------------|
| 検査運営 | 検査の検証の範囲 | 適当なものであった | 76. 0 (80. 0) |
| | | 概ね適当なものであった | 23. 0 (19. 5) |
| | | あまり適当なものでなかった | 0.5 (-) |
| | | 適当なものでなかった | 0.5 (-) |
| | | 未回答 | - (0.5) |
| 検査の執行 | 根拠等の提示 | 十分根拠等が示された | 56. 5 (55. 3) |
| 状況等 | | 概ね根拠等が示された | 42. 5 (43. 2) |
| | | 一部で根拠等が示されないところもあった | 0.5 (1.6) |
| | | 根拠等は示されなかった | 0.5 (-) |
| | | 未回答 | - (-) |
| | 検証にあたっての | 十分議論が行われた | 66. 5 (69. 5) |
| | 双方向の議論 | 概ね議論が行われた | 30. 5 (28. 9) |
| | | 一部で議論が行われないところもあった | 2.5 (1.6) |
| | | 議論は行われなかった | 0.5 (-) |
| | | 未回答 | - (-) |
| 金融検査評 | 評定結果及びそれ | 十分納得のいくものであった | 51.0 (59.9) |
| 定制度 | に至る過程など全 | 概ね納得のいくものであった | 47. 7 (38. 2) |
| | 体的な印象につい | 一部で納得のいかないところもあった | 1.3 (1.9) |
| | て | 納得のいかないものであった | - (-) |

※回答率における括弧書きは前事務年度の回答率を示す。また、金融検査評定制度に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果においては、評定未実施先については含んでいない。

(出所) 検査局総務課調

(2) 金融実態に応じた的確な金融検査の実施

①取組内容

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、金融検査において以下 のような検証課題に重点的に取り組みました。

ア. 経営管理態勢の整備

経営管理においては、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要であることから、経営陣との対話等を通じ、経営方針に基づく戦略目標(収益、費用、資本政策等)について、中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から十分な分析と検討が行われているか、等について重点的に検証を行いました。

イ. リスク管理態勢の整備

金融技術の進展により金融取引が高度に複雑化しているなどの状況を踏まえ、 各リスクカテゴリー横断的な視野を踏まえた統合的なリスク管理態勢が整備され ているかや、金融機関の経営戦略や規模・特性等に応じた信用リスク管理態勢が 整備されているか、個別の金融機関の状況に応じ、大口与信や複雑な形態の与信 などについて、スキームの実態やリスク特性を十分に把握し適切な審査・与信管 理が行われているか、等について重点的に検証を行いました。

ウ. 円滑な金融仲介機能の発揮

中小企業等をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある中、金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されていることを踏まえ、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業等の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているか、等について引き続き重点的に検証を行いました。なお、円滑な中小企業・地域金融に向けた金融機関による優れた取組みについては、検査で積極的に評価しました。

21年4月~7月は、「金融円滑化のための新たな対応」(21年3月10日公表)に基づき集中検査を実施し、金融機関が期待される金融仲介機能を十分に発揮しているか、貸し渋り・貸し剥がしと受け取られかねない対応がなされていないか、といった点に焦点を絞り、主要行9行に対して短期集中的に検証しました。なお、地域銀行22先、信用金庫・信用組合等27先に対しても、21年4月以降の通常検査の中で、主要行の集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証しました。

また、中小企業金融円滑化法と併せて金融検査マニュアルを改定し、①金融機関が借り手の実態をよく把握し適切な資金供給に努めているか、②借り手に対し

てコンサルティング機能の十分な発揮に努めているか、等を検証ポイントとする「金融円滑化編」を新設しました。改定金融検査マニュアルの早期定着、中小企業金融円滑化法の実効性確保を図るため、22年2月より中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を開始し、3月までに61件着手しました。

エ. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要であることから、顧客情報を厳格に管理する態勢や優越的地位の濫用を防止する態勢が整備されているか、等について重点的に検証を行いました。

②評価

ア. 経営管理態勢の整備

金融機関において、経営方針に基づく戦略目標についてその合理性や持続可能性の観点から十分な分析と検討が行われているかといった観点等から検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えております。

経営管理態勢

- (ア) 中期経営計画における主要施策について、取締役会は、収益力の強化や貸出基盤の拡充を掲げているにもかかわらず、貸出スプレッドの縮小や中小企業向け貸出数の減少を把握していないうえ、収益率が大幅に低下しているにもかかわらず、原因分析を指示していない事例。(預金等受入金融機関)
- (イ) 事業計画の策定について、理事会は、預貸金残高が減少し、自己資本比率が低下している中、事業計画が毎期大幅な未達となっているにもかかわらず、 その原因分析や改善策の検討を担当部署に指示しないまま、経営実態と乖離 した次年度の事業計画を承認している事例。(預金等受入金融機関)

イ. リスク管理態勢の整備

金融機関が自らの実態やリスク特性を十分に分析・把握しているかといった観点等から検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えております。

・統合的リスク管理態勢(預金等受入金融機関)

統合的リスクの管理方針について、理事会は、同管理方針を制定していないうえ、統合的リスク管理部門に対して、統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定やリスクの評価方法を定めた規程の整備を指示していない事例。

信用リスク管理態勢(預金等受入金融機関)

大口与信先の管理について、融資審査会は、各与信先に関する営業店からの 報告内容に対する確認や検討を怠っていることから、大口与信先に対する個別 の基本方針を策定していない先が認められるなど、大口与信管理態勢に問題点 が認められる事例。

なお、22 年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率は、主要行で15.8%と前年同期比3.4%ポイントの増加、地域銀行で11.3%と前年同期比0.8%ポイントの増加となっています。他方、不良債権比率は、主要行等で1.9%と前年同期比0.2%ポイントの増加、地域銀行で3.2%と前年同期比0.2%ポイントの増加となっており、全国銀行ベースでは2.5%と前年同月比0.1%ポイントの増加となっているものの、いずれの指標においても健全性が維持されています。

このように、効果的・効率的な検査の実施もあり、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

20/3期 21/3期 22/3期 12.3% 12.4% 15.8% 主要行等 地域銀行 10.3% 10.5% 11.3% 12.3% 信用金庫 11.7% 11.8% 信用組合 10.0% 10.1% 10.9%

【資料3】自己資本比率

(出所) 監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

| | 20/3 期 | 21/3 期 | 22/3 期 |
|------|--------|--------|--------|
| 主要行等 | 1. 4% | 1. 7% | 1.9% |
| 地域銀行 | 3. 7% | 3. 4% | 3. 2% |
| 信用金庫 | 6. 4% | 5. 8% | 5. 7% |
| 信用組合 | 10.3% | 9. 0% | 8. 2% |
| 全国銀行 | 2. 4% | 2. 4% | 2.5% |

【資料4】不良債権比率(=金融再生法開示債権÷総与信額)

(出所) 監督局総務課調

ウ. 円滑な金融仲介機能の発揮

中小企業等の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているか等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

- ・貸出条件緩和要請について、営業店は、債務者の代表者から借入や代表者資産 の状況等といった中小企業の特性を踏まえた債務者の実態把握・分析を行うこ となく、企業単体の債務償還年数が長いといった理由のみで、要請日当日に債 務者からの貸出条件緩和要請を謝絶している事例。
- ・新規融資の申込みについて、審査部門は、営業店に対し、内部規程に基づいた 指導を徹底していない。このため、営業店において、同規程に反し、「総合的判

断」や「融資基準を満たしていない」などとして、具体的な説明を十分に行わずに、融資申込みを謝絶している事例。

・金融機関が、延滞債務者の実態を適切に把握し、適時に相談・助言を行ってお らず、延滞長期化の未然防止に向けて十分に取り組んでいない事例。

また、円滑な中小企業・地域金融に向けた金融機関による優れた取組みについては、次のような事例を検査で積極的に評価しました。このような取組みを検査で積極的に評価したことは、金融の円滑化に向けて、一定の成果があったものと考えています。

・金融機関が、中小企業再生支援協議会と連携し、債務者企業の経営陣の刷新、 不採算事業からの撤退、金融機関からの出向者によるモニタリングの強化等を 骨子とする再生計画を策定支援している。さらに、無担保・無保証で運転資金 を提供したことから、債務者企業の業況が改善し、債務者区分が上方遷移して いる事例。

エ. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関がより顧客保護・利用者利便の向上に向けた態勢を構築しているかどうかについて、顧客保護を厳格に管理する態勢や優越的地位の濫用を防止する態勢等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

- 顧客保護等管理態勢
- (ア)優越的地位の濫用に係る防止対策について、顧客説明管理部門は、出資金の増強にあたり、営業店に対し、出資増額を融資条件としてはならないとしているものの、出資を受ける際の具体的な原資の確認方法を定めていないことから、営業店において、原資の確認を行わないまま、融資代わり金により出資を受け入れている事例。(預金等受入金融機関)
- (イ)変動金利タイプの住宅ローンの販売に際して、顧客保護管理部門である住宅ローン担当部門は、変動金利に関するリスク特性などの重要な事項を募集資料に明示していない。また、営業職員等への研修・指導を通じた顧客説明を徹底していないことから、変動金利に関して、販売時の説明不足を要因とする苦情が多数発生している事例。(預金等受入金融機関)

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たし ていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立 入検査はそのために必要な手段です。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融 機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な

運営の確保に一定の成果があったと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

当局の人員が限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めたことにより、効率的な検査を実施することができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化する中、21 年 12 月に中小企業金融円滑化法が施行されたことに伴い、金融機関のコンサルティング機能(経営相談・経営指導等)をはじめとする金融円滑化を柱の一つとした改定金融検査マニュアルの早期定着及び法律の実効性確保を図るための検査運営に努める必要があります。また、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論の動向も踏まえつつ、大手金融グループについて、グループ全体として、総合的なリスク管理態勢や適切な内部管理態勢が整備されているかについて重点的に検証していく必要があります。さらに、金融インフラの進展や利用者のニーズの多様化に伴い、従来の金融機関とは形態の異なった金融機関が銀行業に参入してきたところであり、こうした新形態の金融機関に対して適時適切な検証を行うための検査体制を整備する必要があります。このほか、高度化・複雑化した金融商品の出現や世界的な金融危機の到来を受けたリスク管理に関する新たな検査基準を策定・改定するための体制を整備する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 西北内袋 | 関連する | 西北孫則 | (参考) |
|------------------------------|------|------------|-------------|
| 要求内容 | 事務事業 | 要求種別 | 22 年度予算額 |
| 金融機関等検査経費 | 2 | 予算 <継続> | 324, 390 千円 |
| 金融検査手法向上経費 | 2 | 予算 <継続> | 4, 493 千円 |
| リスク計測参照モデル関係経費 | 2 | 予算 <継続> | 24, 192 千円 |
| 金融検査の実施に関する基準策定等に係る体制整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 新形態の金融機関に対する検査体制の整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 中小企業向け金融円滑化のための検査体制の 整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための 体制整備 | 2 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- 検査局総務課 「平成 21 年度検査実施計画・実施件数」
- ・検査局総務課 「オフサイト検査モニターのアンケート結果」
- ・監督局銀行第一課「主要行等の決算の状況について」 (平成22年5月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100528-1.html)
- 監督局銀行第二課「地域銀行等の決算の概要」 (平成 22 年 5 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100528-2.html)
- 監督局総務課協同組織金融室「信用金庫及び信用組合の自己資本比率」
- 監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」
 (平成22年8月6日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20100806.html)

11. 担当課室名

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック リスクの未然防止

1. 達成目標等

| ·· ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ | |
|--|---|
| 達成目標 | 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及び システミックリスクの未然防止が図られること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | グローバルな金融・資本市場の混乱を踏まえ、金融機関は更に緊 張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム 全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融シ ステムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提とし てシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢 整備が図られる必要がある。 【根拠】預金保険法第 1 条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(大臣 発言)等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度(前年度実績を維持・21年度末) ※ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況(前年度を維持・21年度末) |
| 参考指標 | ・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|---|
| ①預金保険制度の周知及び適切 な運用 | 広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。 また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 |
| ②円滑な破綻処理のための態勢 整備 | 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名 寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下 における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](21年)によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は79.2%(前年81.2%)と、前年とほぼ同水準を維持しており、制度の周知が相当程度図られていると考えています。

また、預金保険法第 102 条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそなグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、同機構においてノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然 防止に向け成果が上がっていると考えられたため、Aと評価しました。

(2)端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)

施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めている必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

ペイオフに関しては、平成14年4月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、 同年の預金保険法一部改正により、無利息等の3要件を満たす決済用預金について全額保 護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17年4月から、利息が付される普通 預金等についても定額保護に移行(ペイオフ解禁)しています。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

- (1) 預金保険制度についての誤解や不知による混乱を起こさないことが重要であるとの 観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施す ることとしています。
- (2)預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序 の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、 金融危機対応会議の議を経て、同法第 102 条に基づく措置を講ずるとともに適切なフ

ォローアップ等を行うこととしています。

(3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

- (1)預金保険制度の周知及び適切な運用
 - ①取組内容

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

21 年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、以下のとおり、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

- (ア) 財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達し(21 年8月)、 効果的な広報活動を行うよう周知しました。
- (イ)預金保険制度に係るポスターについて、前回作成時(18年12月)以降、(株)ゆうちょ銀行及び(株)商工組合中央金庫が制度加入したことなどを踏まえ、刷新しました。刷新したポスターについては、全国の預金取扱金融機関のほか財務局等を通じて地方公共団体等へ配布(配布部数:約6万部)し、制度の周知及び情報提供に努めました(21年12月~22年3月)。

イ. 預金保険法第 102 条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、21年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ21年7月及び12月に公表しました。

②評価

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

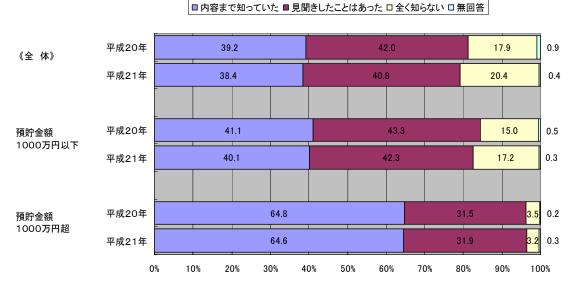
預金保険制度に係る国民の認知度については、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](21年)によると、「知っていた」(「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計)と回答した世帯は79.2%(前年81.2%)と、前年とほぼ同水準を維持しています。

なお、金融機関が破綻した際に預金保険制度によって定額保護される保険基準額の範囲内にあたる 1,000 万円以下の預貯金額を保有する世帯の認知度については、82.4%(前年 84.4%)に留まっている一方、保険基準額の範囲外にあたる 1,000 万円超の預貯金額を保有する世帯の認知度については 96.5%(前年 96.3%)と、引

き続き高い水準を維持している点が注目されます。

アンケートの結果を踏まえれば、関係団体等と連携し広報活動に継続的に取り組 んだ結果、制度の周知が相当程度図られてきているものと考えられます。

【資料1 預金保険制度の認知度】



(出所:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)」の 2009年データに基づき金融庁において作成)

イ. 預金保険法第102条の適切な運用

・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは策定した「経営健全化計画」に基づき、従来から取り組んできた差別化戦略(「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「サービス改革」)を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」(重点地域・重点ビジネスの再整理)と「りそなスタイルの確立」(新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度 No. 1 への挑戦)を柱に、「真のリテールバンクの確立」へ向けた取組みを進めるなど、21 年 9 月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

(2) 円滑な破綻処理のための態勢整備

①取組内容

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、平成 21 年度においては、預金保険機構と連携し、170 件の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料2 名寄せ検査実施状況(22年3月末現在)】

| | | 本庁: | 実施 | | J | 財務局 | 実施 | | 預金 | 全保険 | 機構実 | €施 | 計 | | | | |
|----|----|------|------|------|--------|------|------|------|----|------|------|------|----|------|------|------|-----|
| 年度 | 銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 労働金庫 | 銀 行 | 信用金庫 | 信用組合 | 労働金庫 | 銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 労働金庫 | 銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 労働金庫 | 合計 |
| 17 | 40 | 0 | 1 | 0 | 24 | 76 | 81 | 5 | 14 | 69 | 22 | 0 | 78 | 145 | 104 | 5 | 332 |
| 18 | 36 | 1 | 0 | 0 | 16 | 97 | 53 | 4 | 30 | 31 | 30 | 1 | 82 | 129 | 83 | 5 | 299 |
| 19 | 20 | 0 | 0 | 0 | 12 | 97 | 49 | 4 | 49 | 29 | 13 | 8 | 81 | 126 | 62 | 12 | 281 |
| 20 | 12 | 0 | 0 | 0 | 25 | 64 | 37 | 1 | 17 | 59 | 35 | 5 | 54 | 123 | 72 | 6 | 255 |
| 21 | 12 | 0 | 0 | 0 | 14 | 33 | 19 | 0 | 6 | 45 | 41 | 0 | 32 | 78 | 60 | 0 | 170 |

(出所) 検査局総務課調

- (注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労働金庫には労働金庫連合会を含む。
- (注2) 実施件数は検査着手ベース。
- (注3) 17~20 年度は事務年度(7月~翌年6月)ベース、21 年度は会計年度(4月~翌年3月)ベースの計数。

イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を 図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の 研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実 に努めました。

②評価

ア、名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携し金融機関の 検査を行っており、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のよ うな事例が認められています。

・ 預金口座名寄せのためのデータ整備状況について、事務部門は、名寄せデータの検証やデータ整備不可能先の判定に関する営業店指導を徹底していないことから、名寄せデータのカナ氏名や生年月日が相違している事例や十分な調査を行わないままデータ整備不可能先としている事例。

指摘を受けた金融機関においては、改善計画の履行等を通して、名寄せデータの整備に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、名寄せデータの精度の維持・向上に向けた取組みが行われており、また、当局においてもその取組みをフォローアップしており、実態面から見て、名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

イ、関係機関との連携強化

預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、同機構においては、各種事務手続きの整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破 綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要があります。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られています。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られています。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度 の維持・向上が図られています。
- (3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止を図ることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

- (1) 今後の課題
 - ①預金保険制度の周知及び適切な運用
 - ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

17 年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行しました。これに伴い、万が一預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、関係団体と連携のうえ、国民の預金保険制度に対する理解を深めるためのリーフレットを更新するなど、広報活動を全国的規模で推進し、引き続き預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があると考えています。

- イ. 預金保険法第102条の適切な運用
 - ・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

- ②円滑な破綻処理のための態勢整備
 - ア、名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

イ、関係機関との連携強化

今後とも、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、 破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-------------|--------------|------------|------------------|
| 金融危機管理に係る経費 | 1 | 予算 <継続> | 40, 950 千円 |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査「預金保険制度の認知度」」(平成21年10月23日掲載

http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2009fut/index.html)

・ 監督局総務課信用機構対応室「りそなグループの経営の健全化のための計画の履行 状況に関する報告書」

(平成 21 年 7 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h210728/resona_hd.pdf)
(平成 21 年 12 月 18 日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h211218/risona_hd.pdf)

11. 担当課室名

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I - 2 - (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

1. 達成目標等

| 達成目標 | 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること |
|--------------------|---|
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 【根拠】生活対策(平成20年10月30日)、G20サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日)等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針 等の策定数(前年度実績を維持・21年度末) |
| 参考指標 | ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 2. 平成21年度王な事務事業 | |
|--|---|
| 事務事業 | 実施内容 |
| ①国際金融監督機関における国際的 なルール策定等への積極的な貢献 等 | ・今般の金融危機を受け開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」(20年11月)では、金融危機再発防止のため、金融規制・監督の改革等に関する行動計画が合意されたところであり、第2回首脳会合(21年4月)での議論を踏まえ、各国当局等と協調しつつその着実な実施を図るとともに、金融安定化フォーラム(FSF)などの場における、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論に引き続き積 |
| | 極的に参加・貢献していく。 ・国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、一段の発信を行う。 ・バーゼル銀行監督委員会においては、バーゼルIIの第1~第3の柱の見直し、自己資本の定義の見直しに関する論点整理、流動性リスク管理に関するサウンドプラクティスの各国 |
| | における実施状況のフォローアップ等を行う予定であり、これらについて積極的に貢献する。 ・証券監督者国際機構(IOSCO)の各種会議においては、国際的な証券規制に係る基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。 ・保険監督者国際機構(IAIS)においては、国際的に活動する保険グループへのソルベンシー基準策定等、金融危機からの教訓に向けた取組みの具体的議論が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内のソ |

| | ルベンシー・マージン比率の見直し等の検討においては、I |
|------------------|---------------------------------|
| | AISにおける基準も、必要に応じて参照していく。 |
| | ・WTO及び経済連携協定(EPA)交渉における金融サー |
| | ビス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由 |
| | 化の進展を図るとともに、アジア等の金融監督当局との協議 |
| | の枠組みの強化を図るなど積極的に取り組んでいく。 |
| ②海外監督当局との連携強化等 | ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、 |
| | 海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化す |
| | る。 |
| | ・FSF報告書において提言されている監督カレッジや国際 |
| | 的な危機管理についても、適切に対応していく。 |
| | ・20 年 11 月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行 |
| | によるワークショップが初めて開催されたことを踏まえ、引 |
| | き続き、3カ国の連携を強化する。また、G20各国及びアジ |
| | アの新興国との連携を強化する。 |
| ③マネー・ローンダリング対策及び | マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な |
| テロ資金対策の国際的取組みへの | 基準を策定する政府間機関である金融作業活動部会(FAT |
| 貢献 | F) 及びアジア・太平洋地域におけるFATF型地域機関で |
| | あるアジア·太平洋マネー·ローンダリング対策グループ(A |
| | PG)に対し、積極的に参画していく。 |
| | |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

平成 21 年度においては、特に、①第 2 回 G 20 首脳会合(ロンドン・サミット)において、我が国の提案も踏まえ、格付会社に対して証券監督者国際機構(I O S C O)の改訂基本行動規範と整合的な規制を導入するとの合意がなされ、日米欧において規制の導入・強化に向けた取組みを実施、②国際会計基準委員会財団(I A S C F)モニタリング・ボードの設立を積極的に推進し、日米欧三極の一角として正式メンバーとなり、国際会計基準審議会(I A S B)のガバナンスに積極的に関与、③第 3 回 G 20 首脳会合(ピッツバーグ・サミット)において、銀行の自己資本規制強化の実施時期について、景気回復に悪影響を与えないよう十分配慮すべきとの我が国の主張が反映され「2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行う」ことで合意、などの具体的な成果を挙げました。

また、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、IOSCO、保険監督者国際機構 (IAIS)など既存の各国際フォーラムにおける、危機の再発防止のための国際的 な議論に積極的に参加し、39の基準・指針等(前年度35の基準・指針等)の策定に 貢献するなど金融システムの強化に向けた国際的な金融規制・監督ルールの再構築に 大きく貢献しました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、タイ及びフィリピンとの金融協

議を初めて開催する等各国の金融当局との連携をさらに強化しました。FSFや第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)の提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

マネー・ローンダリング等対策については、FATF及びAPGの各種会合に出席すると共に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するFATF基準の策定及び見直しやFATF非参加国、地域におけるFATF勧告遵守の慫慂等の活動に貢献しました。

以上のように、積極的に国際的な金融監督のルール策定等の議論に貢献するなどの成果を上げてきたことを踏まえ、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み(国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、海外監督当局等との連携強化等)を進めていく必要があります。

|4. 施策の趣旨・概要|

金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に積極的に参加し、主導的な役割を果たす必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------|----------------|-----------------------|
| 第2回G20首脳会合(ロン | 2009 年4月2日 | ・ 金融危機の再発防止のために必要なあ |
| ドン・サミット) | | らゆる行動をとる。 |
| 「回復と改革のためのグ | | ・ 貸出を回復するために金融システムを |
| ローバル・プラン | | 修復する。 |
| | | ・ 信頼を取り戻すために金融規制を強化 |
| | | する。 |
| 第3回G20首脳会合(ピッ | 2009 年9月 24 日~ | ・ 銀行資本の量と質の双方を改善し、国 |
| ツバーグ・サミット) 首脳 | 25 日 | 際的に合意されたルールを 2010 年末ま |
| 声明 | | でに策定することをコミット。 |
| | | ・ これらのルールの実施は、2012 年末 |
| | | までを目標に、金融情勢が改善し景気回 |
| | | 復が確実になった時点で段階的に実施。 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展 しました。こうした金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化が進められており、国際的な金融監督のルール作りへの戦略的見地からの積極的な参加や、海外監督 当局等との連携強化の必要性がさらに高まっています。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

ア. G20 首脳会合

①取組内容

2009 年9月に開催された第3回G20 サミット(ピッツバーグ・サミット)では、金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、報酬規制などの更なる推進について合意されたほか、銀行の自己資本規制強化の時期については、「2012 年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行う」ことで合意されました。これは、実施時期について、景気回復に悪影響を与えないよう十分配慮すべきとの我が国の主張が反映されたものと考えています。

②評価

金融危機の再発防止に向け、各国が国際的に連携・協調して対応することが求められる中、主要な先進国・新興国の首脳が一堂に会し、国際金融システム強化のための更なる具体策に合意したことは、危機の再発防止、金融システムの強化に向け各国が連携して取り組んでいく明確なメッセージとなり、国際金融システム改革の進展に大きく寄与したものと考えています。

イ. 金融安定理事会 (FSB)

①取組内容

FSBは、「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」(2009年4月)、「健全な報酬慣行に関する原則」(2009年4月)及び同実施基準(同年9月)、「危機管理における国際的連携に関する原則」(2009年4月)を公表する等、金融システム改革の推進に向けて積極的に提言を発しているほか、各国当局や関係国際機関による当該提言を含む金融システム改革の実施状況をフォローしています。また、システム上重要な金融機関に対する規制・監督についての提案の2010年10月末までの作成(6月に中間報告予定)や国際基準の遵守強化のための枠組み(FSBメンバー国間のピアレビュー、非協力的な国・地域への対処)等、G20首脳により要請された、金融システム強化に向けた金融規制・監督の見直しに関する多くの事項について、次回G20首脳会合に向けて成果が得られるよう、必要な検討・取組みを進めています。我が国はこうした取組みに対し、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓を紹介しつつ、各国と協力して積極的に参画してきました。

②評価

ロンドン・サミットでは、金融安定化フォーラム(FSF)の役割を拡大し、組

織基盤を強化して金融安定理事会(FSB)に改組することが合意されるなど、国際金融システム強化に向けた国際的な取組みにおいて、FSBが果たす役割は一段と大きくなっており、FSBを通じて、G20首脳会合の合意を国際的に協調して着実に実施することにより、国際金融システムの安定と発展につながるものと考えています。

ウ. バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)

①取組内容

バーゼル委においては、以下の 16 の国際的な銀行監督の基準や指針等の策定にあたり、調査・起草段階から積極的に参加し貢献を行ってきました。

- ・ 「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」 (2009 年 4月)
- ・ 「クロスボーダー電信送金についてのカバー取引通信文に関するデュー・デリジェンス及び透明性」(2009年5月)
- ・ 「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」(2009年5月)
- 「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則」(2009年6月)
- 「バーゼルⅡの枠組みの強化に関する最終文書」(2009年7月)
- ・ 「2008 年オペレーショナル・リスクの損失データ収集実態調査の結果」及び「先進的計測手法(AMA)の主な論点について見られたプラクティスの幅」(2009年7月)
- 「IAS39号(金融商品に関する国際会計基準)の見直しに資する基本原則」 (2009年8月)
- ・ 市中協議文書「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書と勧告」(2009 年9月)
- 「トレーディング勘定の定量的影響度調査の分析」(2009 年 10 月)
- 「銀行セクターの強靭性を強化するための市中協議文書」(2009年12月)
- 「報酬原則及びその実施基準に係る評価手法に関する報告書」(2010年1月)
- 「信用リスクの計測と管理のためのベンダー・モデル」(2010年2月)
- 「包括的な定量的影響度調査の実施」(2010年2月)
- ・ 市中協議文書「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010 年 3月)
- 「クロスボーダー銀行破綻処理グループの報告書と勧告」(2010年3月)
- ・ 市中協議文書「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」(2010年3月)

②評価

我が国は、バーゼル委に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、 上記の国際的な銀行監督の基準や指針等の策定等の作業に積極的に貢献しました。 特に、バーゼルIIの枠組み強化に関する文書に関連し、バーゼルII「第3の柱」 の見直し(証券化に関する情報開示の強化)作業において、我が国が議長として取 り纏めを主導しました。このような基準・指針等は、各国の銀行監督当局が行う規 制・監督の基準・原則・報告等に活用されていくことになると考えています。

さらに、バーゼル委の監督基準実施部会(SIG)等の場を通じて、バーゼルIIの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換の実施等に積極的に取り組みました。

こうした活動は、国際金融システムの安定と発展に資するものと考えています。

エ. 証券監督者国際機構 (IOSCO)

①取組内容

IOSCOにおいては、以下の8の基準・指針等の策定作業に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査、多国間開示、流通市場、市場仲介者及び法務執行等に係る調査・研究並びに報告書の策定作業に取り組みました。

また、IOSCO加盟国の多国間MOUの署名に係る審査について、1つの審査 案件の議長(ペンホルダー)を昨年より務めており、2009 年 10 月に署名を実現させるなどの貢献をしました。

このほか、2009年7月には、「清算機関のための勧告」を店頭デリバティブの清算の仕組みに対する適用に関して見直すため、支払・決済システム委員会(CPSS)と共同でワーキング・グループが設置され、金融庁としても議論に積極的に参加し貢献を行っています。

- 「空売りに係る規制」(2009年6月)
- 「ヘッジファンドの監督」(2009年6月)
- 市中協議文書「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則(ABS開示原 則)」(2009年6月)
- 「上場企業における少数株主の保護」(2009年6月)
- 「非規制金融市場・商品」(2009年9月)
- 市中協議文書「証券化商品の流通市場における透明性」(2009年9月)
- 市中協議文書「販売時の開示に関する原則」(2009 年 11 月)
- 「上場企業の定期開示に関する原則」(2010年2月)

②評価

我が国は、各委員会・作業部会等のメンバーとして、各種IOSCO原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。

更に、多国間MOUの署名審査案件に携わることで、世界中の証券監督当局との情報交換協力ネットワークの構築に貢献するなど、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に参加・貢献しています。

こうした活動は、国際金融システムの安定と発展に資するものと考えています。

才. 保険監督者国際機構 (IAIS)

①取組内容

IAISにおいては、執行委員会の副議長として、金融安定化のための取組みについての議論等において積極的に貢献を行ってきています。具体的には、金融危機を踏まえた対応として、国際的に活動する保険グループの効果的な監督のための共通枠組みを策定するため、「保険監督の更なる強化に関する対応策」(2009 年 6 月)のとりまとめにおいて、タスクフォース議長として中心的な役割を果たしたほか、共通枠組みの策定のための作業に積極的に参画しています。

また、以下の基準・指針等の策定に貢献しました。

- ・ ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する基準(2009年10月)
- グループ監督における監督カレッジの利用に関する指針(2009 年 10 月)
- ・ ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する指針(2009年10月) 更に、現在進行中の作業においても、以下の取組み等に積極的に参加・貢献しています。
- 国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けた取組み
- 保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み
- 保険グループの監督に関する基準等の策定に向けた取組み
- 保険会計のあり方についての検討

②評価

我が国は、IAISの最高意思決定機関である執行委員会の副議長を務めているほか、専門委員会、ソルベンシー小委員会、保険グループ小委員会等複数の小委員会等の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的に貢献しました。特に「保険監督の更なる強化に関する対応策」(2009年6月)のとりまとめにおいては、タスクフォース議長として中心的役割を果たしました。こうした活動を通じて、国際的な金融監督のルール策定等に主導的な役割を果たしているものと考えています。

カ. ジョイント・フォーラム

①取組内容

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)の代表者により構成されるジョイント・フォーラム作業部会の活動について、リスク評価及び資本に関する作業部会、並びに金融規制の業態別特徴及び範囲に関する作業部会に参加し、銀行・証券・保険の各分野に跨る監督上の諸問題や金融危機に関連した問題等も含め、各プロジェクトにおいて各国監督当局と共同で調査及び分析作業を進め、以下の報告書の作成を行いました。

- 「規制・監督の枠組みにおける信用格付利用の検証」(2009 年6月)
- 「特別目的事業体に関する報告書」(2009年9月)
- 「金融規制の業態別特徴及び範囲のレビュー」(2010年1月)

②評価

海外監督当局間の業態横断的な情報交換や連携強化が必要不可欠である現状を踏

まえ、金融庁は、作業部会活動に積極的に貢献したことにより、質の高い報告書作成へ重要な役割を果たしているものと考えています。

キ. 国際的な会計基準を巡る取組み

①取組内容

金融庁は、国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス強化を目的として設立されたIASCFモニタリング・ボードにメンバーの一員として参加し、国際会計基準(IFRS)及びその設定主体のガバナンスに関する議論への積極的な参加を通じて、IASCFのガバナンス強化に貢献しました。

さらに、金融危機を受けてIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)が設置した金融危機諮問グループ(FCAG)及びIASBの助言機関である基準勧告委員会(SAC)へのオブザーバーとしての出席、東京で開催された国際会計基準(IFRS)に関する円卓会議への出席等を通じ、金融商品の会計基準に関する議論を中心としたIFRSの改訂及びIASBとFASBによるコンバージェンスに関する議論に積極的に参加、貢献しました。

②評価

IASCFモニタリング・ボードにおける活動や各国当局との積極的な対話等を通じて、IASCFのガバナンスを強化することが出来たと考えています。また、国際会議等において会計基準に関する国際的議論に積極的に参加し、国内外の関係者とも連携して意見発信を行った結果、会計基準の国際的議論における日本の影響力を増すことが出来たと考えています。

ク. 各国との経済連携協定(EPA)交渉

①取組内容

WTO(世界貿易機関)における多国間交渉を補完するため、我が国は、湾岸協力理事会(GCC)、インド、オーストラリア及びペルーとの間のEPA締結交渉に金融庁も積極的に参加し、金融サービスの自由化を促しているところです。

2評価

インド、オーストラリア及びペルーとの EPA 締結交渉においては、定期的に開催される交渉に積極的に参加し、金融サービス交渉が漸進するよう精力的に交渉を行ってきました。各交渉ともにまだ交渉妥結には至っていませんが、全ての EPA 交渉において WTO での約束レベルを超える自由化約束を獲得できるように引き続き交渉を行っていきます。また、先方金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、定期的に当局間で対話を行うとの枠組みを構築できるよう努力していきます。こうした枠組みを通じて、日本との金融サービス分野における連携強化が推進されるものと考えています。

ケ. WTOにおける金融サービス自由化交渉

①取組内容

2008 年7月、ドーハラウンド交渉妥結を目指して開催された閣僚会合が合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉が決裂しました。その後、WTOサービスクラスター会合(2009 年4月~2010 年3月までに計5回)への参加やグローバルサービスサミットでの講演(2009 年10 月、テーマは「金融サービスと世界経済危機」)等、精力的に金融サービスの自由化に向けた議論を行うとともに、各国とバイ協議を行い、各国の規制状況の把握及びさらなる自由化に向けた議論を行いました。

②評価

2009 年4月から 2010 年3月までのサービス・クラスター会合(計5回)等の様々な場を通じて、積極的に各国のオファーの評価やオファー改善の可能性について議論を行いました。我が国が重視しているアジアの新興市場国等に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明した結果、各国の規制状況や規制に対する各国の動向等がより明確に把握することができました。こうした努力によって、金融サービス分野における自由化の進展が図られるものと考えています。

(2) 海外監督当局との連携強化等

①取組内容

米国、英国、仏国との間で、トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施しました。さらに、主要国の監督当局と日英金融監督者協議(2009年6月)、日米ハイレベル証券市場対話(2009年6月)を実施したほか、金融庁単独による日EU金融ハイレベル協議(2009年4月)、財務省との合同による日スイス財務金融協議(2009年5月)、日独財務金融協議(2009年8月)、外務省が主体となって実施している日米規制改革イニシアティブ及び日EU規制改革対話などの定例又は随時の協議を計24回実施しました。

特にアジア各国との連携強化については、2009年6月の第2回日中ハイレベル経済対話への参加、2010年3月には第3回日中韓金融監督当局ハイレベル会合・第5回金融監督協力セミナーを主催しました。また、タイ、フィリピン、マレーシアとEPAに基づく金融協議を開催し、さらに韓国や台湾とも金融協議を行いました。定期的な協議以外においては、アジア各国当局等からの意見交換会の要請を受け、金融庁関係者との間で金融分野に関する様々な意見交換を行うことにより、さらなる連携及び協力強化を行いました。

また、2008年以降設置・開催された3メガバンク及び野村グループに対する監督カレッジについて、2009年においても引き続きこれを開催しました。

(最近の主な金融協議等)

2009 年 4 月 第 2 回日中韓金融監督当局ハイレベル会合、第 4 回日中韓金融監督協力 セミナー (ソウル)

2009 年 4 月 日米規制改革イニシアティブ・第 2 回作業部会(ワシントン)

- 2009 年 4 月 日 E U 金融ハイレベル協議 (ブリュッセル)
- 2009 年 5 月 日 タイ 金融協議 (バンコク)
- 2009年5月 日米規制改革イニシアティブ・上級会合(ワシントン)
- 2009 年 5 月 日スイス財務金融協議 (ベルン)
- 2009 年 5 月 日フィリピン金融協議 (マニラ)
- 2009 年 6 月 日英金融監督者協議(東京)
- 2009年6月 第2回日中ハイレベル経済対話(東京)
- 2009年6月 日米ハイレベル証券市場対話(東京)
- 2009年6月 日EU保険対話(フランクフルト)
- 2009年6月 日台金融協議(台北)
- 2009年7月 第2回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ(上海)
- 2009 年8月 中国国務院法制弁公室副主席との意見交換会(東京)
- 2009 年8月 日マレーシア金融協議 (クアラルンプール)
- 2009 年 8 月 日独財務金融協議(東京)
- 2009 年 9 月 韓国金融委員会副委員との意見交換会(東京)
- 2009 年 10 月 中国証券監督管理委員会副主席との意見交換会 (東京)
- 2009 年 11 月 日フィリピン金融協議(マニラ)
- 2009 年 12 月 日韓金融協議 (東京)
- 2010年2月 日EU規制改革対話(東京)
- 2010年3月 日台金融協議(東京)
- 2010年3月 中国保険監督管理委員会との意見交換会(東京)
- 2010 年 3 月 第 3 回日中韓金融監督当局ハイレベル会合、第 5 回日中韓金融監督協力 セミナー(東京)

②評価

世界的な金融危機の再発防止・国際金融システムの強化という各国共通のグローバルな問題認識に基づき、海外の金融監督当局との協議等を通じて、各国当局の金融安定化に向けた取り組みや我が国の対応状況等を情報交換し、金融セクターの状況や各国の主要な金融機関の動向、並びに、監督上の共通の重要事項等について、積極的な対話を行うことにより、連携強化を図りました。また、日本の1990年代の金融危機の経験や教訓を海外当局者に説明するとともに、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

日米規制改革イニシアティブにおける日本側からの対米要望については、米国の保険の州別規制の統一化に関連し、米財務省より、包括的な金融規制改革案が発表され保険分野の規制の統一化に向けた提案を支持するとの表明がなされました。また、米国外の保険会社に課される再保険担保要件の撤廃についても、保険会社の信用格付けに応じて当該要件を軽減する規制改革案が発表され、一定の進展がみられました。こうした米国の保険分野に関し、今後も引き続き日米間の対話を続けていくことで合意しました。

さらに、アジア各国との間では、「日タイ金融協議」及び「日フィリピン金融協議」

を新たに開催することができました。また、各国当局からの担当者レベルでの意見交換会開催要請が増加したことにより、担当者レベルでの連携強化が図れました。

こうした二国間協議の枠組みによる海外当局との連携強化を推進することで、国際 金融システムの安定と発展に貢献しているものと考えています。

また、FSFの提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、米欧やアジアの海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより、監督上の対応等について連携を強化することができたと考えています。

(3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献 ①取組内容

FATF及びAPGの各種会合に出席すると共に、以下の活動への意義ある貢献を行いました。

- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するFATF基準の策定及び 見直し
- FATF参加国におけるFATF基準の遵守状況の監視
- ・ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の向上
- FATF非参加国、地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向の研究、調査協力 等また、2008年10月にFATF全体会合にて決議された第三次対日相互審査結果に対するフォローアップについては、社会経済への影響をも考慮しつつ、関係省庁との緊密な連携の上、FATF勧告履行に関する指摘への対応の検討を行いました。

②評価

FATF及びAPGの各種会合に出席し、上記の活動に参加することでマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的取組みに貢献しました。

また、対日相互審査のフォローアップ対応を行うことは、我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一層の改善・向上につながるものと考えています。

|7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価|

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール策定等に、積極的に参加していくことが必要であると考えています。

また、国際的な金融監督のルール策定等への積極的な参加により、我が国の金融機関だけでなく我が国の国益にかなうルール策定に繋げることが期待されます。

(2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融庁が参画している各国際金融監督機関等におけるルール策定等の作業に積極的に 参加することや、EPA交渉及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携 を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効であると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、積極的に参加し発言していくことが、より効率的であると考えています。

また、監督当局間の連携強化にあたっても、二国間の定期的協議を行うことにより、 両国間の問題が早期に解決できるため、より効率的であると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

ア. G20 首脳会合

ピッツバーグ・サミットにおいてG20 首脳会合は定例化され、引き続き金融規制 改革の中心となることが予想されるところ、2010 年6月に開催予定の第4回首脳会 合及び11月に開催予定の第5回首脳会合に向けて、過去3回の首脳会合での合意を 各国と連携・協調しつつ着実に実施していく必要があります。

イ. 金融安定理事会(FSB)

G20 首脳会合の合意を受けて、FSFはFSBに改組され、新たに運営委員会や3つの常設委員会が設置されました。我が国は、こうした委員会のメンバーとして、国際金融システムの強化に向けた金融規制・監督の見直しに関する議論に引き続き積極的に貢献していく必要があります。

ウ. バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)

バーゼル委では、2007 年央に始まった金融危機を受けて、現在、銀行セクターの強靭性の強化や流動性リスクの計測・基準・モニタリングのための国際的な枠組みを含め、国際的に活動する銀行に関する規制改革案を議論しており、我が国としても引き続きこうした取組みに積極的に参画し、貢献していく必要があります。特に、我が国は、バーゼルII「第3の柱」の強化と、外部格付の利用・証券化の取扱いの抜本的な見直しに関する小委員会の議長を務めており、国際的な合意形成に向けて中心的な役割を担っていく必要があります。

エ、証券監督者国際機構(IOSCO)

世界的な金融危機を受けて我が国は、IOSCOの理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、ヘッジファンド、会計・監査・開示、格付会社、取引所、市場仲介者等に関する諸問題についての分析や国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、多国間MOUについては、金融庁と各国当局との間において法執行における情報交換協力を一層強化し、証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。

才. 保険監督者国際機構(IAIS)

国際的に活動する保険グループの効果的な監督のための共通の枠組み等の策定に向けた議論に、我が国の監督経験等も踏まえ、引き続き積極的に貢献していく必要があります。

カ. ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開、金融各分野における業態区分の不鮮明化に関連する様々な問題に対応するため、効果的な各国監督当局間の情報交換や連携強化を実施していく必要があります。

キ. 国際的な会計基準を巡る取組み

我が国企業へのIFRSの任意適用が、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、平成22年3月期末の連結財務諸表から開始されたこと、将来におけるIFRSの強制適用の是非の判断を平成24年を目途に行う予定であることから、会計基準を巡る国際的な動向を踏まえ、IFRSの設定プロセスへの早期段階からの関与及びIASCFのガバナンス強化に向けた貢献を更に強化する必要があります。

ク、各国とのEPA交渉及びWTOにおける金融サービス自由化交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、マルチ、バイの通商貿易 交渉の状況を斟酌しつつ、今後もEPA交渉及びWTOの金融サービス自由化交渉 に積極的に参加し、他国との経済連携等を進めていく必要があります。

②海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。

アジア各国の金融当局との連携については、引き続き積極的に取り組み、担当者レベルでの更なる強化を図る必要があります。

また、監督カレッジにおいても、引き続き、海外監督当局と実践的かつ効果的な議論 を行うことにより認識を共有し、監督上の対応等について連携を強化していく必要があ ります。

③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策については、関係省庁との密接な連携の上、今後も引き続き金融機関等による取組が適切になされるよう対応していく必要があります。

また、FATF対日審査において指摘されたFATF勧告履行における不合格項目に

ついては、フォローアップ状況をFATFに対し継続的に報告する必要があることから (初回は 2010 年 10 月、その後は原則として 1 年毎に報告)、社会経済への影響をも考慮 しつつ、我が国のマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の一層の改善を図るべく、 関係省庁との緊密な連携の上、引き続き対応を検討してゆく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-------------------------------------|--------------|-------|------------------|
| 総務企画局総括審議官(国際担当)の名称及 び所掌事務の変更 | 123 | 機構・定員 | 22 干汉 1 奔服 |
| 総務企画局参事官(金融規制改革・国際担当) の増設 | 123 | 機構・定員 | |
| 総務企画局総務課企画官(FSAP 担当)の時限 の撤廃(恒久化) | 123 | 機構・定員 | |
| 国際的な保険監督基準の設定に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制整備 | 3 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- 各国際機関等における各種ルール及び原則等
- ・総務企画局国際室「国際関連情報」(http://www.fsa.go.jp/inter/index.html)

11. 担当課室名

<mark>総務企画局総務課国際室</mark>、総務企画局企業開示課国際会計調整室、監督局総務課国際監 督室

施策 I - 2 - (3)

新興市場国の金融当局への技術支援

1. 達成目標等

| ì | 達成目標 | アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること |
|---|-----------------|--|
| | 設定の考え方 びその根拠 | 中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。 【根拠】生活対策(平成20年10月30日)等 |
| | 則定指標 値・達成時期) | ・ 研修生に対するアンケート調査の結果(研修が有用である旨の評価が概ね7割以上・21年度末)・ 金融協議の開催件数(概ね前年度回数を維持・21年度) |
| | 参考指標 | ・研修事業等の実施実績 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------------------|---|
| ①新興市場国の金融行政担当者を対 象とした研修事業等の実施 | 国際金融市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。 |
| ②アジア地域成長への貢献に向けた 現状把握等 | 金融インフラの整備及びその実効性等に焦点を絞って、新興市場諸国の金融セクターの現状や新たな動きを、毎年行うテーマ研究や各種会合等により、定期的に把握していく。 |

3. 評価結果

(1)21年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

研修の終了後のアンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に貢献したほか、アジア各国当局との金融協議等を15回(前年度9回)開催し、我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み(新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施等)を進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、我が国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していくものです。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------|-------------------|---------------------|
| 世界経済・金融危機に関す | 平成 21 年 6 月 3 日 | 世界に開かれた成長センターとしてのア |
| る東アジア首脳会議によ | | ジアの重要な役割に留意しつつ、金融規制 |
| る共同プレス声明 | | を含む金融部門の強化に関するものを始 |
| | | めとする、地域の金融協力の重要性を再確 |
| | | 認した。 |
| 新成長戦略 (基本方針) | 平成 21 年 12 月 30 日 | アジアの成長を日本の成長に確実に結実 |
| | | させるため、日本の経験をアジア諸国と共 |
| | | 有し、日本がアジアの成長の「架け橋」と |
| | | なるとともに、総合的かつ戦略的にアジア |
| | | 地域でビジネスを展開する必要。同時に、 |
| | | 国内でも、アジアを中心に世界とのヒト・ |
| | | モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去 |
| | | することが必要。 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

金融危機の再発防止の観点から、金融システムの強化の動きが進展している状況を踏まえ、効果的な対応を行うためにも、アジアの新興市場国において金融監督当局等の能力向上を支援して行く必要性がさらに高まっています。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施

①取組内容

平成 21 年度は保険監督者セミナー、証券監督者セミナー、銀行監督セミナーを東京にて実施しました。

ア. 保険監督者セミナー(22年1月実施)

アジア新興市場国7カ国の保険監督当局の職員7名を招き、「第6回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、保険会社の健全性規制やリスク管理等について日本における取組みを中心に、金融庁の職員等から講義を行いました。

イ. 証券監督者セミナー(22年2月実施)

アジアの新興市場国 16 カ国の証券監督当局の職員 24 名を招き、「アジア等新興

市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」(証券監督者セミナー)を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁 や証券取引等監視委員会、自主規制機関の職員等による講義等を行いました。

ウ. 銀行監督セミナー(22年3月実施)

アジア新興市場国4カ国から金融監督当局の職員7名を招き、「銀行監督セミナー」を開催しました。このセミナーでは、我が国の銀行監督・検査制度、バーゼル II の国内適用に係る取組みや国際的な議論などについて、金融庁職員から講義を行いました。

②評価

各セミナー終了後、研修生に対しアンケート調査を実施していますが、21 年度の結果は、各セミナーとも、回答者のおおむね7割以上から「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ています。

従って、これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に役立っており、我が国とアジア新興市場国との連携強化、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。・

【資料 セミナー開始1ヵ月後に行ったアンケート結果】

(研修生からの有効回答のうち、事前に設定したテーマについて、「役に立っている」、 「具体的に活用する方向で検討中である」と回答した割合)

| セミナー名 | 21年度(%) |
|-----------|---------|
| 保険監督者セミナー | 85% |
| 証券監督者セミナー | 88% |
| 銀行監督者セミナー | 100% |

(出所) 総務企画局総務課国際室調

(2) アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等

①取組内容

アジア地域の現状把握の取組み等については、日本大使館等からによる情報収集に加え、東アジア在外公館国際経済問題担当者会議への参加による情報共有、および、アジア各国当局と定期的な金融協議や意見交換会を行うことにより、密な連携強化と情報収集を行なっています。

また、アジア新興市場国の金融システム整備を効果的に支援するために、平成 21 年度は「中国の地場金融及び進出日系金融機関の現況・要望調査」のテーマで中国の地場金融システムの金融仲介機能の問題点の所在の明確化と中国に進出している日系金融機関の経営状況と市場環境の分析を行い、報告書を取りまとめました。

2国間協議については、タイ、フィリピン及びマレーシアと経済連携協定(EPA) に基づく金融協議を開催するとともに、韓国及び台湾とも金融協議を行うことで各国 に対して日系企業の要望等も行なっています。

(アジア各国当局との最近の主な金融協議等)

- 2009 年 4 月 第 2 回日中韓金融監督当局ハイレベル会合、第 4 回日中韓金融監督協力セミナー (ソウル)
- 2009 年 5 月 日タイ金融協議 (バンコク)
- 2009 年 5 月 日フィリピン金融協議 (マニラ)
- 2009年6月 第2回日中ハイレベル経済対話(東京)
- 2009年6月 日台金融協議(台北)
- 2009年7月 第2回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ(上海)
- 2009 年8月 中国国務院法制弁公室副主席との意見交換会(東京)
- 2009 年 8 月 日マレーシア金融協議 (クアラルンプール)
- 2009 年 9 月 韓国金融委員会副委員との意見交換会(東京)
- 2009 年 10 月 中国証券監督管理委員会副主席との意見交換会 (東京)
- 2009 年 11 月 日フィリピン金融協議 (マニラ)
- 2009年12月 日韓金融協議(東京)
- 2010年3月 日台金融協議(東京)
- 2010年3月 中国保険監督管理委員会との意見交換会(東京)
- 2010 年 3 月 第 3 回日中韓金融監督当局ハイレベル会合、第 5 回日中韓金融監督協力 セミナー(東京)

②評価

上記の情報収集、金融協議等を通じ、アジア各国当局との連携が強化されてきており、達成目標であるアジア新興市場国の金融監督当局等の能力向上に役立ち、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、最近の金融システムの進展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情です。

従って、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要があります。

また、アジア新興市場国の金融システムの安定化が図られることにより、これらの国々の健全な発展に貢献していくことも期待されます。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 各セミナー終了後、セミナーの成果がアジア新興市場国の金融監督当局等の能力向上 に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7 割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であ るとの回答を得ており、これらの国々の金融監督当局等の能力向上ひいては金融システ ムの安定化を図ることに一定の効果が上がっていると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査 結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応 えたものとなっていると考えます。

また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等による短期間での集中的な講義を行うことが可能となります。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

引き続き、我が国と緊密な経済関係を有するアジアの新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組むことによって、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や、我が国との連携強化に資するものと考えています。

以上の観点から、技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融監督当局等の能力 向上や人材育成に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、アジア新興市場国の金融行政担当者を東京に招き研修を通じた交流を行うことで、これらの金融行政担当者とのネットワークを構築することにも役立つと考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|--------------------------------|--------------|------------|------------------|
| 新興市場国を対象にした金融行政研修経費 | 1 | 予算 <継続> | 21, 779 千円 |
| 国際開発金融機関協力経費 | 1 | 予算 <継続> | 97, 457 千円 |
| アジアの金融・資本市場の制度のインフラ整備協力に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

・総務企画局国際室「セミナー開始1ヵ月後に行ったアンケート結果」

11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室

施策Ⅱ-1-(1)

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 達成目標等

| . 是次日际节 | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|
| 達成目標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること | | | | | |
| | 7. 0 = 1 | | | | | |
| | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、 | | | | | |
| | 利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心し | | | | | |
| | て受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を | | | | | |
| | 目指す。 | | | | | |
| 目標設定の考える | _ 【根拠】 | | | | | |
| 日標設定の考え | ・多重債務問題改善プログラム(平成 19 年 4 月 20 日、平成 20 年 6 月 10 | | | | | |
| | 日多重債務者対策本部決定) | | | | | |
| | 生活対策(平成 20 年 10 月 30 日) | | | | | |
| | ・G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成 20 年 11 月 15 日) | | | | | |
| | ・「金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある市場の構築に向け | | | | | |
| | て~」(平成 20 年 12 月 17 日) 等 | | | | | |
| | ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件 | | | | | |
| | 数> | | | | | |
| | ・各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> | | | | | |
| | ・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦 | | | | | |
| | 情、相談・照会)の受付状況<内容・件数> | | | | | |
| 測定指標 | ・PIO-NETにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> | | | | | |
| (目標値・達成時期 | 明) ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> | | | | | |
| | ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> | | | | | |
| | ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(前年度実績より向 | | | | | |
| | 上・21 年度末) | | | | | |
| | 1,227 | | | | | |
| | (注)目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、 | | | | | |
| | 設定していません。 | | | | | |
| 参考指標 | ・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況 | | | | | |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------|--|
| ① 金融商品取引法等の整備 | 格付会社に係る規制について、「金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある市場の構築に向けて」(平成 20年 12月 17日)を受け、登録制度の枠組みの下、IOSCOの基本行動規範に基づく国際的に整合的な公的規制の導入に向けた制度整備に取り組む。また、実効性のある監督を行うため、欧米をはじめとする外国当局と適切な連携を行う。また、苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を |

| | | 図る観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融 |
|----------|---------------|---------------------------------|
| | | ADR)の創設に向けた制度整備に取り組む。 |
| | | さらに、顧客の意思の確認の徹底の観点から、特定投資家 |
| | | と一般投資家の間の移行手続きの見直しを行う。 |
| | | (RIA) |
| 2 | 保険に関する利用者保護ルー | 保険契約者等の保護の観点から、保険募集・支払いのあり |
| | ルの検討等 | 方などについて検討等を行う。 |
| 3 | 改正貸金業法の適切かつ円滑 | 改正貸金業法(平成 18 年 12 月成立)の適切かつ円滑な施 |
| | な施行等 | 行に取り組む。 |
| | | また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実 |
| | | 施に引き続き取り組む。 |
| 4 | 振り込め詐欺への的確な対応 | 振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組 |
| | | みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅 |
| | | 速な回復のため、振り込め詐欺救済法(平成20年6月施行) |
| | | の円滑な運用に取り組む。 |
| ⑤ | 偽造キャッシュカード等によ | 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上 |
| | る被害の防止等のための対策 | や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行わ |
| | の強化・フォローアップ | れるよう指導・監督していく。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Δ

【達成度の判断理由】

貸金業者に係る苦情等受付件数の減少や金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率の向上に加え、格付会社に係る規制及び金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設等の制度整備に取り組むなど、利用者保護ルールの整備・徹底は確実に進展しています。

また、金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は、平成 20 年度に比べ増加していますが、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数が減少しているほか、PIO-NETにおける金融関係の消費生活相談の件数や金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数が減少しています。

このため、利用者保護の充実に向け一定の成果が上がっていると考えられることから、Aと評価しました。

(2)端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

|4. 施策の趣旨・概要|

金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指してい

ます。

このため、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切 に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

- (1) 金融商品取引法等の整備
 - ①取組内容
 - ア. 外国証拠金取引 (FX取引) に係る規制の強化 利用者保護の一層の充実を図る観点から、FX取引について、
 - ① 区分管理方法の金銭信託への一本化
 - ② ロスカットルールの整備・遵守の義務付け
 - ③ 証拠金規制(証拠金率4%以上)の導入

といった措置を講じるため、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正案をパブリックコメントに付した上で、①、②については21年7月3日に、③については8月3日に公布しました(①、②については8月1日施行、③については22年8月1日施行。(ただし、施行の日から1年間は証拠金率を2%以上とする経過措置を設けてあります。))。

イ.「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(21年6月17日成立、24日公布)の 円滑な施行

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布(21年6月17日成立、24日公布)を受け、以下を主な内容とする同法の関係政令・内閣府令等を12月28日に公布しました(原則、22年4月1日施行)。

- 信用格付業者に対する規制の導入信用格付業者による体制整備の要件、信用格付業者の禁止行為の細目等を規定
- 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設 紛争解決機関の指定に当たり、説明会により業務規程に係る意見聴取を実施し、 業務規程に異議を有する金融機関の割合が1/3以下であることを要件とすることをを規定
- 特定投資家と一般投資家の間の移行手続きの見直し 一般投資家(アマ)から特定投資家(プロ)へ移行した者が、プロの更新を申 し出ることができる期間を期限日の1か月前以降にすること、アマからプロへの 移行の際の同意書面の記載事項に「いつでもアマに戻れる」こと等を規定
- 有価証券店頭デリバティブ取引に係る規制の強化 有価証券店頭デリバティブ取引について、金融機関間の取引など投資家保護に 支障がないと認められるものを除き、分別管理義務を導入するとともに、個人を 相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引に証拠金規制を導入(証拠金規制に ついては、23年1月1日施行)
- ウ. 格付会社に係る規制

信用格付業者に対する日常の監督事務を遂行するため、監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を規定した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針(案)」について、パブリックコメントに付した上で、3月31日に公表しました(4月1日から適用)。

また、実効性のある監督を行うため、IOSCO第6常設委員会への積極的な参加や、二国間・多国間の意見交換等を通じて、欧米をはじめとする外国当局との連携を強化しました。

エ. 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設

22年3月12日に、指定紛争解決機関に係る申請に対する審査基準を規定した「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項について(金融ADRガイドライン)(案)」をパブリックコメントに付しました(4月26日パブリックコメント結果公表、同日から適用)。

オ. 金融・資本市場に係る制度整備

今次の世界的な金融危機を受け、内外の議論や我が国の実態を踏まえ、我が国として対応すべき諸課題について具体的検討を開始し、市場関係者等からの調査や意見交換等を行い、22 年 1 月 21 日に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表しました。これを踏まえ、投資家保護のための措置として、

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
- 〇 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 〇 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

といった施策等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を3月 9日に国会に提出しました(5月12日成立、19日公布)。

また、地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「一般投資家へ移行可能な特定投資家」から「特定投資家に移行可能な一般投資家」に分類を変更する措置を講じることとしています。

さらに、近年、店頭FX取引と類似する証券CFD取引が個人に広がりを見せていること等を踏まえ、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、22年前半を目途に結論を得るよう検討を進めているところです。

②評価

FX取引に係る規制の強化、格付会社に係る規制、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設、特定投資家と一般投資家の間の移行手続きの見直し及び有価証券店頭デリバティブ取引に係る規制の強化等により、今後、金融商品・サービスに関する利用者保護の更なる充実が図られると考えています。

(2) 保険に関する利用者保護ルールの検討等

①取組内容

金融審議会金融分科会第二部会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」において、保険募集・支払いのあり方について幅広く議論を行い、21 年 6 月 19 日に、「中間論点整理」を公表しました。

2)評価

保険募集・支払いのあり方に関し、保険契約者等の保護の一層の充実に向けた検討が行われ、論点の絞り込みがなされたものと考えています。

なお、業界においても、募集・支払いに関する自主ガイドラインの改定を行うなど、 改善に向けた取組みが進められております。

(3) 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

①取組内容

18 年 12 月に成立した「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(改正貸金業法)について、貸金業者の財産的基礎の引上げ、貸金業務取扱主任者の試験開始、信用情報機関の指定の開始等を内容とする第3段階の施行を21 年6月 18 日に行い、同時に「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正や「事務ガイドライン(指定信用情報機関関係)」の策定を行いました。

また、多重債務問題改善プログラムの取組みの一環として「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」を 21 年 9 月から 12 月まで実施し、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス(日本司法支援センター)の主催により、全国の都道府県と各都道府県の弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催したほか、中小・零細事業者も相談に訪れるよう、広報を強化しました。

さらに、改正貸金業法の完全施行(22年6月18日)に向け、貸金業の利用者の実態、貸金業者の実態、諸外国の貸金業の実態及び改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無などについて調査・検討するため、21年11月13日に、

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、幅広い関係者からヒアリングを行うなど、検討を進めました(22年4月2日に、「借り手の目線に立った10の方策」を中心とする報告書「改正貸金業法の完全施行について」を公表。これに基づく取組みとして、例えば、5月1日から「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!」を実施。また、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、同プロジェクトチームに代えて、6月22日に「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置。)。

②評価

監督指針の改正や事務ガイドラインの策定により、貸金業者等の予見可能性を高めるなど、法律の円滑な施行が図られているものと考えています。

また、多重債務問題改善プログラムの取組みにより、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数は、44,928件(20年度)から35,461件(21年度(対前年度比▲21.0%))に減少し、また、苦情等の内容毎の内訳をみても、各項目とも減少したほか、無担保無保証借入の残高がある者の1人当たり残高金額は93.0万円(20年度末)から79.7万円(21年度末(対前年度比▲14.3%))に減少するなど、借り手対策についても一定の効果があったものと考えています。

さらに、今後、改正貸金業法の円滑な施行に万全を期するとともに、改正貸金業法 フォローアップチームを中心として、改正貸金業法の完全施行後の状況について、利

用者の状況を含めてその推移をよくフォローし、必要に応じ、速やかに適切な対応を 検討していく必要があると考えています。

【資料1】金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)の受付状況

| | | | | | 20年度 | | | 21年度 | | | | | |
|----|---------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--|
| | | | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計 | |
| 苦情 | 青等受付件数 | t | 11, 615 | 11, 083 | 11, 486 | 10, 744 | 44, 928 | 10, 156 | 8, 220 | 8, 656 | 8, 429 | 35, 461 | |
| 3 | うち無登録簿 | 業者に係るもの しょうしん | 4, 107 | 3, 690 | 3, 449 | 2, 997 | 14, 243 | 2, 571 | 2, 073 | 1, 889 | 1, 734 | 8, 267 | |
| | | 債務整理等 | 1, 540 | 1, 551 | 1, 625 | 1, 423 | 6, 139 | 1, 039 | 525 | 595 | 622 | 2, 781 | |
| | | 保証契約 | 38 | 47 | 18 | 17 | 120 | 14 | 14 | 16 | 33 | 77 | |
| | | 帳簿の開示 | 774 | 552 | 481 | 586 | 2, 393 | 645 | 412 | 350 | 277 | 1, 684 | |
| | 苦情等 | 取立て行為 | 378 | 431 | 691 | 350 | 1, 850 | 243 | 162 | 154 | 157 | 716 | |
| | の内容 | 契約内容 | 154 | 163 | 185 | 120 | 622 | 106 | 59 | 50 | 54 | 269 | |
| | | 金利 | 390 | 320 | 363 | 277 | 1, 350 | 294 | 187 | 165 | 185 | 831 | |
| | | 年金担保 | 5 | 8 | 6 | 22 | 41 | 10 | 5 | 6 | 8 | 29 | |
| | | その他 | 8, 336 | 8, 011 | 8, 117 | 7, 949 | 32, 413 | 7, 805 | 6, 856 | 7, 320 | 7, 093 | 29, 074 | |

⁽注1) 件数については、財務局及び都道府県に寄せられた申出内容を分類した件数に金融庁(金融サービス利用者相談室)に寄せられた申出内容を分類した件

【資料2】無担保無保証借入の残高がある者の借入れ件数毎登録状況

| | | | 20年度 | | | | | | 215 | F度 | | | | | |
|------------------|----------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | 1月末 | 2月末 | 3月末 |
| | 1件 | | 517. 0 | 517. 2 | 517.0 | 581.4 | 583. 0 | 620. 1 | 670. 9 | 693. 8 | 699. 1 | 695.8 | 694. 3 | 704. 1 | 712. 5 |
| 一人当たり無 | 2件 | 万人 | 242. 4 | 242. 9 | 242.4 | 265. 4 | 266. 2 | 277. 3 | 308. 0 | 317. 9 | 319. 5 | 318. 7 | 318. 6 | 323. 6 | 333. 8 |
| 担保無保証借 入の残高有り | 3件 | | 146.8 | 147. 7 | 146.8 | 156. 3 | 156. 2 | 159. 5 | 177. 2 | 181. 5 | 182. 5 | 180. 3 | 179. 9 | 181. 6 | 187. 5 |
| 件数毎の人数 | 4件 | | 87. 3 | 88. 5 | 87.3 | 91. 9 | 91.4 | 92. 1 | 102. 5 | 104. 3 | 104. 5 | 101.6 | 100. 8 | 101.0 | 103. 1 |
| | 5件以上 | | 58. 9 | 60. 6 | 58.9 | 65. 0 | 65.5 | 65. 4 | 79. 6 | 82. 6 | 83. 1 | 79. 8 | 78. 1 | 78. 4 | 83. 7 |
| | 人数 | 万人 | 1, 052. 4 | 1, 057. 0 | 1, 052. 4 | 1, 160. 1 | 1, 162. 1 | 1, 214. 4 | 1, 338. 2 | 1, 380. 1 | 1, 388. 8 | 1, 376. 2 | 1, 371. 6 | 1, 388. 8 | 1, 420. 7 |
| 合計 | うち、延滞情報の登録がある者 | 万人 | 225. 1 | 224. 1 | 225. 1 | 231. 2 | 237. 2 | 249. 2 | 273. 5 | 289. 8 | 299. 4 | 301.3 | 304. 7 | 320. 3 | 403. 9 |
| 口前 | 残高金額 | 億円 | 97, 878 | 99, 004 | 97, 878 | 103, 567 | 103, 485 | 104, 821 | 113, 659 | 114, 837 | 114, 549 | 112, 125 | 110, 850 | 110, 867 | 113, 190 |
| | 1人当たり残高金額 | 万円 | 93. 0 | 93. 7 | 93.0 | 89. 3 | 89. 1 | 86.3 | 84. 9 | 83. 2 | 82. 5 | 81.5 | 80. 8 | 79.8 | 79. 7 |

(出典)(株)日本信用情報機構

- (参考)表の見方
 (1)「一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数」は、1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数毎に集計したもの。
 (2)完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
 (3)債務者が破産や特定調停など法的整理を行った後に債権放棄されていないもの、貸金業者が過払金返還請求に応じた後に残高があるもの(20年1月以降)については1件として数える。
 (4)「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上何ら入金されないもの。
 (5)「残高金額」は、当該債務者の残高のある全ての無担保無保証借入及び残高金額を集計したもの。無担保無保証以外(販売信用など)の件数や残高は含まない。

 - まない。

(4)振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

ア. 21年8月18日に策定・公表した「平成21事務年度主要行等向け監督方針」及び

⁽注2) 「苦情等受付件数」及び「苦情等の内容」については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上している。

⁽注3) 「その他」の例としては、苦情は、「過剰貸付け」、「行政当局詐称、登録業者詐称」、「広告・勧誘(詐称以外)」等であり、相談・照会は、「相談 先」、「登録確認(無登録の疑いあり)」、「制度改正要望」、「法令等解釈」等である。

⁽注) 21年4月1日をもって、㈱日本信用情報機構(旧社名㈱テラネット)は、全国信用情報センター連合会(全情連)加盟33情報センターから信用情報事業を承継しており、21年6月以降、旧テラネットに登録されていた無担保無保証借入れにかかる情報を本統計に順次反映させたため、6月以降、人数合計、残高金額合計等の各種データが増加している。(移行作業は21年12月に完了。)

「中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺の撲滅に向けた対策 及び「振り込め詐欺救済法」に沿った的確・迅速な被害者救済対応を監督上の重点 事項としました。

- イ. 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みや「振り込め詐欺救済法」の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みに努めるよう要請しました。
- ウ. 未公開株取引等の問題に関する被害の回復に向けた取組みとして、金融機関等に対して、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為」に該当する場合には、「振り込め詐欺救済法」に基づく手続を適切に実施する等の取組みを要請しました。

2評価

- ア.振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、21 年は前年に比べ、3分の1程度まで減少(20,481件・275億円(20年)、7,340件・95億円(21年))しており、22年に入ってからも、3月末までで1,689件・17億円(対前年比▲621件・▲9億円)と減少傾向にあり、警察による取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が着実に表れているものと考えています。
- イ.「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者への支払状況については、預金保険機構公表によると、20年度(20年12月~21年3月)における9回の公告による支払総額6.5億円から、21年度における25回の公告による支払総額21.9億円へと推移し、法に基づく被害者救済が進んでいるものと考えています。

(5) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローア ップ

①取組内容

- ア. 21 年8月18日に策定・公表した「平成21事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成21事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策や「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(「預貯金者保護法」)・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対応を監督上の重点事項としました。
- イ. 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施 し、注意喚起を行いました。
- ウ. 業界団体に対して、「預貯金者保護法」等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるようを要請しました。
- エ. 各預金取扱金融機関の22年3月末時点でのATM及びインターネットバンキング における認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました(概要を22年6月に公表)。
- オ.「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っています。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、取りまとめを行い、四半期ごとに公表しまし

②評価

- ア. 22 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングにおける認証方法等の 状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機 関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えます。
 - (ア) I Cキャッシュカード対応 A T Mが全体の A T Mに占める割合については、21年3月末時点で75.7%(119,624台)であったのに対し、22年3月末時点では80.1%(126,672台)へと増加し、さらに生体認証機能付I C キャッシュカード対応 A T Mが全体の A T Mに占める割合についても、21年3月末時点で42.1%(66,463台)であったのに対し、22年3月末時点では44.1%(69,782台)へと増加しています。
 - (イ) I Cキャッシュカードについては、21年3月末時点で73.2%の金融機関(1,130金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では77.1%(1,160金融機関)へと増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカードについても、21年3月末時点で18.7%の金融機関(289金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では19.5%(294金融機関)へと増加しています。
 - (ウ) インターネットバンキング導入金融機関のうち、複数認証を導入している金融機関は22年3月末時点で99.8%(1,409金融機関)となっており、ほとんどの金融機関で導入している状況となっています。

また、インターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機による認証方式については、21年3月末時点で4.4%の金融機関(64金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では5.8%(82金融機関)へと増加し、さらに乱数表等による認証方式についても、21年3月末時点で20.6%の金融機関(301金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では21.2%(299金融機関)へと増加しています。

イ. 21 年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、取りまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は 277 件 (対前年度比▲157件)・被害金額 145 百万円 (同▲145 百万円)、盗難キャッシュカード被害件数は 5,602件 (同+601件)・被害金額 2,578 百万円 (同+379 百万円)、盗難通帳被害件数は 200件 (同▲61件)・被害金額 200 百万円 (同▲105 百万円)、インターネットバンキング被害件数は 58件 (同▲78件)・34 百万円 (同▲108 百万円) となっており、盗難キャッシュカード被害を除き、総じて減少傾向となっています。

特に、偽造キャッシュカード被害やインターネットバンキング被害は、被害件数・被害額ともに、前年に比べ大幅に減少しています。これは、上記アのとおり、ICキャッシュカード対応ATMの導入やインターネットバンキングにおける複数認証方式等の普及による本人認証の厳格化が進むなど、金融機関における被害発生の未然防止に向けた取組みが着実に行われた結果であると考えています。

(6) 共済事業の規制のあり方に係る検討

①取組内容

17年の「保険業法」改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在しています。また、公益法人については、25年11月までに、新法人に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にあります。

こうした問題意識の下、21 年 12 月 25 日に「共済事業の規制のあり方に係る検討について」を公表し、公益法人等が行う共済事業についての実態調査及び関係団体・各省庁からのヒアリングを実施するなど、共済事業に関する規制のあり方を検討しました(22 年 5 月 11 日に、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定、第 174 回通常国会に提出(会期末に継続審議案件とされた))。

②評価

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要です。今回、上記の状況を踏まえ、17年の「保険業法」改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件を満たすものについて、「保険業法」の特例を設け、契約者等の保護を図りつつ、当分の間、その実態に即した監督の下で事業の継続を可能とする法案の提出に向けた作業を進めたところであり、適切な対応が図られたものと考えています。なお、これらの団体が行う共済事業の将来的な位置づけについては、今後、その共済事業の運営状況、制度共済の整備状況等を踏まえ、改めて検討を行う必要があると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 国民が幅広く金融サービスを利用し、そのメリットを享受するには、質が高く安心で きる資産運用の機会が国民に提供されることが必要です。そのためには、同時に、「金融 商品取引法」、「貸金業法」、「振り込め詐欺救済法」、「預貯金者保護法」等の整備及び円 滑な施行・運用など、利用者保護の取組みを進める必要があります。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

「金融商品取引法」の改正や「貸金業法」の第3段階施行等の制度整備が着実に行われているほか、金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等受付件数や振り込め詐欺の認知件数・被害総額の減少等、利用者保護ルールについても適切な運用が行われているものと考えています。

また、金融サービス利用者相談室における相談等について、51,640 件(20 年度)から52,875 件(21 年度(対前年度比+2.3%))に増加していますが、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係る相談件数は、6,669 件(20 年度)から4,664 件(21 年度(対前年度比▲30.0%))に減少しています。

さらに、PIO-NETにおける苦情・相談の受付件数は 176,513 件 (20 年度) から 157,157 件 (21 年度 (対前年度比▲10.9%)) に、金融関係の業界団体における苦情・相談の受付件数は 219,456 件 (20 年度) から 217,876 件 (21 年度 (対前年度比▲0.7%)) に減少するなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の成果があったと考えていま

す。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融実態に即した利用者保護のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、「振り込め詐欺救済法」の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等の ための対策においては、金融機関の取組みを促すことにより、効率的に施策効果を実現 していると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年3月9日提出、5月12日成立、19日公布)の円滑な施行など、利用者保護の更なる充実に向けた取組みを引き続き進める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 1 #X11/X 0 | 1 | , | n |
|---|------|------------|-----------|
| 要求内容 | 関連する | 要求種別 | (参考) |
| 安水四台 | 事務事業 | 女不怪剂 | 22 年度予算額 |
| 改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に 関する広報経費 | 3 | 予算 <継続> | 9, 200 千円 |
| 金融分野における裁判外紛争処理制度改善経 費 | 1 | 予算 <継続> | 452 千円 |
| 共済事業に対する規制に係る企画立案等に必 要な整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 保険募集に係る規制、及び保険会社のセーフ ティネットに係る企画立案等に必要な整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 投資者保護のための制度整備の検討に係る体 制整備 | 1) | 機構・定員 | |
| 市場法制整備のための体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 認可特定保険業者の監督に係る体制整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 信用格付業者の監督等に関する国際業務に係 る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 詐欺的な投資勧誘の問題への対応強化に係る 体制整備 | 4 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- ・ 総務企画局市場課「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)等の公表について」
 - (21 年 5 月 29 日、http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090529-3.html)
- ・ 総務企画局市場課「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)等の公表について」
 - (21 年 4 月 28 日、http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090428-3.html)
- ・ 総務企画局市場課市場機能強化法令準備室「平成 21 年金融商品取引法等の一部改正 に係る政令案・内閣府令案等の公表について」
 - (21年10月16日、http://www.fsa.go.jp/news/21/20091016-1.html)
- 監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針(案)の公表について」
 - (22 年 1 月 27 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100127-1.html)
- 総務企画局企画課金融ADR推進室「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項について(金融ADRガイドライン)(案)の公表について」
 (22年3月12日、http://www.fsa.go.jp/news/21/20100312-2.html)
- 総務企画局市場課「金融・資本市場に係る制度整備について」
 (22 年 1 月 21 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html)
- 総務企画局企画課保険企画室「中間論点整理」
 (21年6月19日、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090619-1/01.pdf)
- 総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」(19年4月20日、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf)
- 多重債務者相談強化キャンペーン 2009 の実施について
 (21年7月27日、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090727-2.html)
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の 設置について
 - (21年11月13日、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20091113-1.pdf)
- 総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法の完全施行にについて」(22年4月2日、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/pt.pdf)
- 総務企画局企画課信用制度参事官室「借り手の目線に立った 10 の方策」(22 年 4 月 2 日、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/housaku.pdf)
- 総務企画局企画課保険企画室「共済事業の規制のあり方に係る検討について」(21 年 12 月 25 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/hoken/20091225-11.pdf)
- ・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(22 年 3 月末)に ついて」
 - (22 年 6 月 11 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-1.html)
- 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」
 (22 年 6 月 11 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-2.html)
- 総務企画局企画課信用制度参事官室「あなたは大丈夫?キャンペーン―貸金業法が 大きく変わります!の実施について」

(22 年 4 月 30 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100430-4.html)

・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「改正貸金業法フォローアップチームの設置について」

(22 年 6 月 22 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100622-2/01.pdf)

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ-1-(2)

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

1. 達成目標等

| 1. 连次日际节 | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて 理解していること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかったり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。 【根拠】 ・財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)・ |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・国民の金融知識の状況(前回調査時より向上・21 年度調査実施時点) ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等・シンポジウムの開催実績・パンフレットの配布実績・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数(前年度より増加・21 年度末) (注)目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|------|------|
|------|------|

| ①金融経済教育の充実 | 利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融 経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」(金融経済教育懇談会)や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。 |
|--|---|
| ②当局における相談体制並びに業界 団体・自主規制機関における相談 体制及び苦情・紛争解決支援体制 の整備・充実 | 金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の強化を図る。金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制について、金融トラブル連絡調整協議会において、金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」(平成14年4月策定)に基づき、各業界団体等における整備や運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。また、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外解決制度(金融ADR)のあり方について」(平成20年12月)を踏まえ、所要の制度整備に取り組む。 |
| ③金融行政に関する広報の充実 | 様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、 金融行政に関する広報を行う。 金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行 政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者 や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。 |
| ④多重債務者のための相談体制等の 整備 | 相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な 取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪 れる一つの契機を提供すべく、「多重債務者相談強化キャン ペーン(仮)」を実施する。 財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を 受け付けるほか、各財務局管内の都道府県、市区町村におけ る取組みをバックアップする。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

В

【達成度の判断理由】

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、「金融に関する消費者アンケート調査」で「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が前年より上昇しているなど、一定の成果が

上がっているものの、金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した 教材の更なる充実・普及に努める必要など、引き続き取り組むべき課題もあることか ら、Bと評価しました。

(2) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性 や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・パンフレットの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、 金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等 に適切に対応することも必要であると考えています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | |
|-------------|------------------|----------------------|--|--|
| 経済財政改革の基本方針 | 平成 20 年 6 月 27 日 | 第5章 安心できる社会保障制度、質の高 | | |
| 2008 | | い国民生活の構築 | | |
| | | 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 | | |
| | | ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の | | |
| | | 取締りの強化等「多重債務問題改善プロ | | |
| | | グラム」を着実に実施する。 | | |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)金融経済教育の充実

① 取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」、文部科学省と共同で作成した多重債務者発生予防のためのリーフレット「安易に借金をしてはいけません~多重債務に陥らないために~」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に、消費者庁・警察庁と共同で作成した未公開株取引等に関する注意喚起を目的としたリーフレット「その「もうけ話」大丈夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください」を、日本証券業協会等を通じて金融機関等に広く配布を行いました。

イ・シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例を含め、生活設計と資産運用 の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、那覇市、東京都、大阪市、 広島市、名古屋市、仙台市の計6箇所で開催しました。

②評価

ア. パンフレット等の配布部数の推移

18 事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、高校、大学、地方公共団体等から多数の追加配布要望に応じ配布しています。21 年度においては、20 事務年度より多くの配布要望があったことから、金融庁における金融経済教育に関する取組みに対し一定のニーズがあったものと考えています。

【資料1 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

| 18 事務年度 | 19 事務年度 | 20 事務年度 | 21 年度 |
|---------|--------------------|---------|-------|
| 27 万部 | 62 万部 (一斉配布を実施) | 18 万部 | 23 万部 |

(出所) 総務企画局政策課調

(注) 18~20事務年度は7月~翌年6月末、21年度は4月~翌年3月末の計数。

イ、金融庁ウェブサイト(「おしえて金融庁」等)へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への21年度中の接続件数は、18年事務年度に行ったウェブサイト改訂の効果が減少したため、333,894件(月間平均27,824件)と20事務年度と比較すると減少しています。今後、アクセス件数の動向に留意するとともに、金融環境の変化に応じたウェブサイトの更なる充実について検討していきたいと考えています。

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

| | 17事務年度 | 18事務年度 | 19事務年度 | 20事務年度 | 21年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年 間 件 数 | 369, 784件 | 575, 460件 | 483, 675件 | 395, 596件 | 333, 894件 |
| 月間平均件数 | 30, 815件 | 47, 955件 | 40, 306件 | 32, 966件 | 27, 824件 |

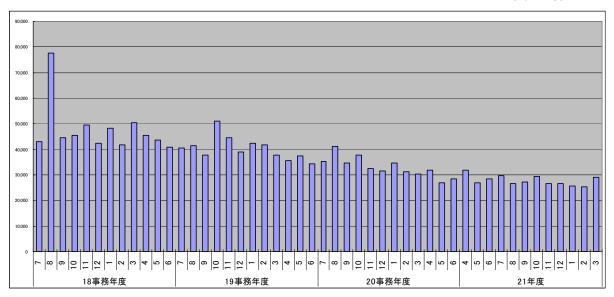
(出所) 総務企画局政策課調

(注1)17~20事務年度は7月~翌年6月末、21年度は4月~翌年3月末の計数です。

(注2) 18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料3 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位:件)



(出所) 総務企画局政策課調

(注)20事務年度と21年度は4月~6月分が重複しています。

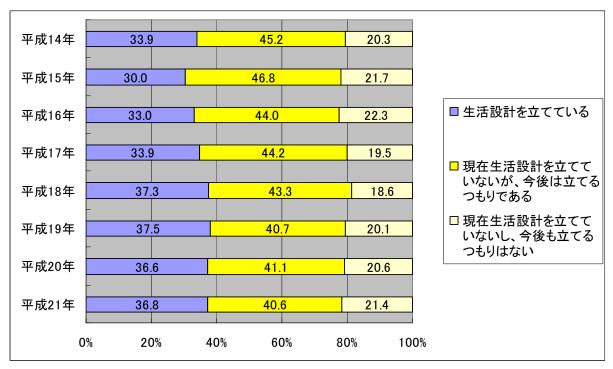
ウ・シンポジウムの開催

20事務年度には4箇所開催しましたが、21年度についても「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を那覇市、東京都、大阪市、広島市、名古屋市、仙台市の計6箇所で各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査(金融に関する消費者アンケート調査)

21 年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.8%であり、前年より上昇しています。

【資料4 生活設計設定の有無】



(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、生活設計を立てていると回答した世帯の比率が前年より上昇していることやパンフレット配布部数の増加から総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が2割以上もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

(2) 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

①取組内容

ア. 当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者の利便性向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、相談件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(21年4月、21年7月、21年10月、22年1月)。寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、その中で、中小企業金融円滑化法に関するものや未公開株に関するものなどを追加して74事例としました。

また、21年4月1日から、ナビダイヤルで相談等を受け付けています。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・ 充実

「金融トラブル連絡調整協議会」を開催し、アンケート調査を行うなど、「金融分野

の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」(14 年 4 月策定。 以下「モデル」という。)に沿った各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運 用面の適正性に重点を置いたフォローアップ等を実施しました。

また、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布(21年6月17日成立、6月24日公布)を受け、当該法律に係る関係政令・内閣府令等を整備しました(21年12月28日公布)。

さらに、22 年3月 12 日に、指定紛争解決機関に係る申請に対する審査基準を規定 した「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項につい て(金融ADRガイドライン)(案)」をパブリックコメントに付しました。

②評価

- ア. 当局における相談体制の整備・充実
- (ア). 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況

21 年度の相談等の受付件数は 52,875 件となっており、1 日当たりの平均受付件数は 20 年度に比べ5 %増加しています。

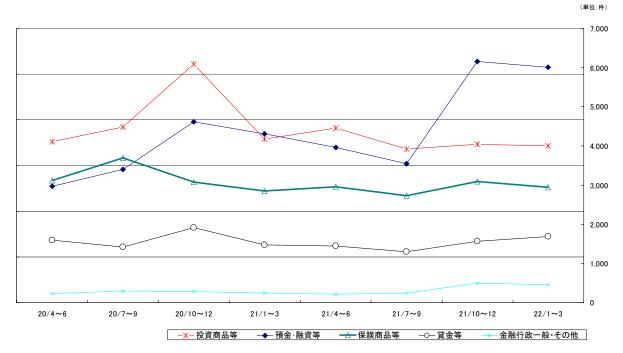
分野別では、預金・融資等が 19,681 件(37%)、保険商品等が 11,730 件(22%)、投資商品等が 14,075 件(27%)、貸金等が 5,994 件(11%)、金融行政一般・その他が 1,395件(3%)となっています。

各分野の特徴は以下のとおりです。

- a. 預金・融資等については、融資の実行・返済や一般的な照会・質問に関する相談等が寄せられており、平成 21 年 12 月に中小企業金融円滑化法が施行されたこと等から、受付件数は 20 年度に比べて増加しています。
- b. 保険商品等については、保険金の支払認定や保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられており、受付件数は 20 年度に比べてやや減少しています。
- c. 投資商品等については、金融商品取引業者、無登録業者に関する相談等が寄せられており、受付件数は 20 年度に比べて減少しています。
- d.貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関する相談等が寄せられており、受付件数は20年度に比べてやや減少しています。

受け付けた情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しており、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。これらにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。

【資料5 相談等の分野別受付件数】



(出所)総務企画局政策課金融サービス利用者相談室調 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

(イ) 相談事例のポイントの公表状況

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、利用者の保護や利便性向上が図られていると考えています。

(ウ) ナビダイヤルの導入

相談体制等の強化を目的に、21 年 4 月 1 日より全国一律の市内通話料金での電話 相談が可能なナビダイヤルを導入したことは、利用者の目線に立った行政の観点か ら有効であると考えています。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・ 充実

「金融トラブル連絡調整協議会」及び同協議会ワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討や運用改善のフォローアップ等を実施することにより、金融ADRの充実が図られたと考えています。

また、21 年6月の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立に伴い「金融ADR制度」が創設され、金融取引に係る利用者保護の充実に資する枠組みが構築されたと考えています。

(3)金融行政に関する広報の充実

①取組内容

21年10月から、閣議後の定例大臣記者会見(毎週2回)については、従来からの記

者クラブ向け会見に加え、外国メディアや専門誌・雑誌記者、フリーのジャーナリストなどを対象として、別途、大臣会見が開催されることとなりました。また、副大臣・大臣政務官による随時の記者会見や、事務方によるブリーフについても、記者クラブに加え上記のジャーナリストにも開催を案内し、その参加を得ることとしています。また、その際、インターネットによる生中継や動画掲載を初めて許可しましたが、その結果、多くの記者会見がなんらかのITメディアで閲覧できる状況となっています。

また、金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、21年6月に、英語版金融庁ウェブサイトのトップページを中心により分かりやすく体系的に整理したほか、21年4月に、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報メール配信サービスを開始するなど、ウェブサイト利用者への更なる利便性の向上を図りました。

さらに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用し、写真や図表を用いた正確で分かりやすい情報発信に努めたほか、「アクセスFSA」の英語版である「FSA Newsletter」の発行に当たり、「アクセスFSA」発行日からの日数差を縮減し、迅速な情報発信に努めました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、主要外国紙・国内経済専門誌など記者クラブに所属していない媒体のジャーナリストに対して、当庁の施策・考え方を直接に発信・説明する機会が増加しました。また、取材者に対してITの活用を認めた結果、例えば記者会見自体がインターネットで中継され、ジャーナリストでなくとも直接に閲覧できるケースが増えるなどの動きも生じました。これらはいずれも、金融行政の内容・趣旨等の正確な理解に寄与し、その透明性の向上に資するとともに、金融行政に対する関心・注目度を高める効果もあったものであると考えています。

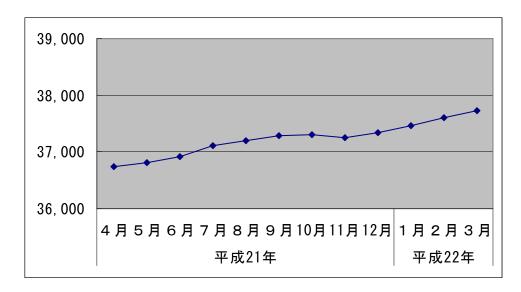
金融庁では、予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数を測定指標としていますが、21 年 3 月末時点で 36,559 人であったものが着実に増加し、22 年 3 月末時点で 37,731 人となりました。

他方、金融庁ウェブサイトについては、「トップページ」部分へのアクセス件数(参考指標)で見る限り、日本語版トップページへのアクセス件数は微減となった一方、英語版トップページへのアクセス件数は前年度の倍に急増するなど、相反する指標が出ました。これまで、簡便法として「トップページ」部分へのアクセス件数を参考指標として用いてきましたが、例えば、特定の項目を頻繁にチェックしているユーザーは、トップページを経ずに当該ページに直接アクセスする場合もあるなど、トップページへのアクセス件数だけでは把握できない動向もあります。ところが、現在の当庁のアクセス集計システムでは、金融庁ウェブサイト全体への総アクセス件数が分からないなど、これ以上の踏み込んだ分析は困難であるため、実態として金融庁ウェブサイトの情報発信力が向上しているのかそうではないのか、評価が難しくなっています。今後は、アクセス集計システム・ツールやログレポートの充実・強化を図り、的確かつ深度ある分析を行ったうえで、金融庁ウェブサイトの情報発信力の向上に努める必要があります。

ア. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内 される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は着実に 増加しており、22年3月末時点で3万7千件を超えています。

【資料6 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】 (単位:件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

イ. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

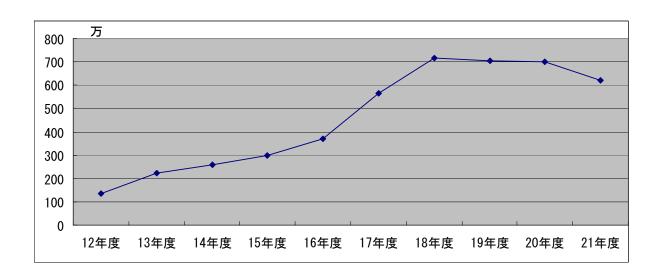
日本語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、18 年度の 7,145,690 件をピークに、21 年度は 6,221,715 件と逓減傾向になっています。

英語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、21 年度は 583,487 件となっており、20 年度の 286,096 件に比較して大幅に増加しています。

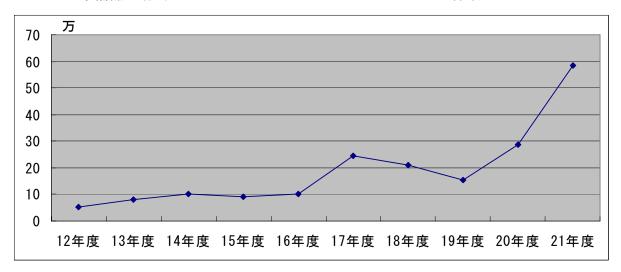
【資料7 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位:件)

日本語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数



英語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数



(出所) 総務企画局政策課広報室調

(4) 多重債務者のための相談体制等の整備

①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」に続き、21年9月から12月までの期間、「多重債務者相談強化キャンペーン2009」を実施しました。キャンペーンの期間中、全国の都道府県で多重債務者向けの無料相談会が開催され、全国延べ1481回の相談会が開催され、約5,000件の相談が寄せられました。

21年度における多重債務者対策の広報活動としては、新聞突出広告や、テレビ番組、 ラジオ番組を利用しての政府広報を行った他、多重債務者相談強化キャンペーンのポ スター作成し、都道府県、市区町村、銀行等の金融機関、ハローワーク、鉄道等に計 5万枚配布しています。また、コンビニエンスストアのATMにキャンペーンの広告 を掲載するなど、多重債務相談窓口の周知に向けて、新たな取組みも実施しました。

②評価

相談窓口については、全ての都道府県で多重債務相談窓口が整備されており、市区町村においても、21 年 9 月末の時点で 1,640 市区町村(約 92%)に相談窓口が整備されています(20 年 3 月末時点 1,515 市区町村(約 84%))。特に、常設の窓口については、1,419 市区町村(21 年 9 月末)で整備されており、昨年度(20 年 3 月末時点: 1,162 市区町村)と比較し、大幅に増加しています。

このように多重債務相談窓口については、全国各地で設置が進んでおり、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、21年度上半期合計で、約6万件の多重債務相談を受けるなど、多重債務者のための相談体制等の整備は着実に進んでいると考えています。

14000 12000 ×12035 $\times 11433$ ×10665 ×10405 × 10381 10000 ×9050 ➡ 都道府県 8000 ◆ 市区町村 **◆7393** 6958 **◆6705** 財務局等 **♦** 6316 6321 6000 **◆ 5661** imes 合計 4000 **3709** 3430 3430 € 3244 3252 3073 2685 2000 <u> 1045</u> 4933 <u>▲ 840</u> ▲ 887 <u>→</u> 813 <u>^ 704</u> 0 4月 5月 6月 7月 9月 8月

【資料8 平成21年度上半期 多重債務相談件数の推移】

平成 21 年度上半期の全都道府県への相談件数合計: 19,393 件平成 21 年度上半期の全市区町村への相談件数合計: 39,354 件平成 21 年度上半期の財務局等の相談窓口への相談件数合計: 5,222 件平成 21 年度上半期の相談件数合計: 63,969 件

(出所) 総務企画局企画課調

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融を取り巻く環境をみますと、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務 者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、中小企業円滑化法の施行や 国民に資産運用の機会を提供する環境を整備する観点等から、広く国民に対して金融に 関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図 る上で必要不可欠です。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は継続して高い水準にありますが、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が着実に進み、例えば、多重債務を苦にした自殺者が減少しています。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があったものと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトを媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①金融経済教育の充実

- ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。
- イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトのコンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実を図る必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要があります。例えば、利用者の目線に立ったより分かりやすい教材を作成するため、現行のパンフレットの改訂を行うなどの必要があります。また、パンフレット等の効率的な普及を図る観点から、配布したパンフレット等がどのように活用されているか状況等を把握する必要があります。一方、これまで実施しておりました金融経済教育について考えるシンポジウムについても、より一層効果的・効率的に実施する方策について検討する必要があります。

②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

ア. 当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題点を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関等を紹介しています。今後とも適切な対応に努めるとともに、金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の拡充についての検討を行います。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・ 充実

21年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)が創設されたこと等を踏まえ、今後も引き続き金融トラブル連絡調整協議会を開催し、業界団体等における金融ADR改善の取組みのフォローアップ等を行うなど、金融ADR制度の充実を図る必要があります。

③金融行政に関する広報の充実

金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティ (アクセスのしやすさ) の向上及び重要な政策を中心とした英訳の推進に努める必要があるほか、広報体制 の強化を図る必要があります。

④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務相談窓口については、全国で整備が進んでいます。今後は、潜在的な多重債務者が相談窓口にアクセスできるよう、ポスター、リーフレットなど多様な媒体を利用し、多重債務相談窓口の広報を拡大する必要があります。また、「借り手の目線に立った10の方策」にも盛り込まれているように、適切な相談がなされるためには、相談員の知識や相談技術の向上が不可欠であるため、相談員に対する情報提供(制度や判例等の周知、Q&Aの作成・配布)や新たな相談マニュアルの作成、研修制度の充実等を図る必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する | 西北播则 | (参考) |
|---------------------------------|------|-------------|------------|
| 安水內谷 | 事務事業 | 要求種別 | 22 年度予算額 |
| 学校における金融知識等普及施策推進実施 経費 | 1 | 予算 <継続> | 5, 946 千円 |
| 一般社会人向けパンフレット等作成経費 | 1 | 予算 <継続> | 11, 168 千円 |
| 金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費 | 1 | 予算 <継続> | 2, 949 千円 |
| 金融知識普及施策奨励経費 | 1 | 予算 <継続> | 370 千円 |
| 貸金業者情報検索サービス運用経費 | 2 | 予算 <継続> | 2, 709 千円 |
| 金融サービス利用者相談室における関係機関 との連携強化等 | 2 | 機構・定員 | |
| 広報に係る体制整備 | 3 | 機構・定員 | |

9.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- 総務企画局政策課 「パンフレット『はじめての金融ガイド』の配付部数」
- ・総務企画局政策課 「金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」 へのアクセス件数」
- 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」
- ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「「金融サービス利用者相談室」における 相談等の受付状況等」

(21年4月30日、21年7月31日、21年10月30日、22年1月29日)

(平成 21 年 4 月 30 日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090430.html)

(平成 21 年 7 月 31 日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090731.html)

(平成 21 年 10 月 30 日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20091030.html)

(平成 22 年 1 月 29 日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20100129.html)

・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室 「「金融サービス利用者相談室」におけるナビダイヤルの導入について」

(平成 21 年 3 月 31 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090331-3.html)

- ・総務企画局政策課広報室 「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」
- ・総務企画局政策課広報室 「金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数」

·総務企画局企画課 「多重債務相談件数の推移」

1 1. 担当課室名

<mark>総務企画局政策課</mark>、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広 報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ-1-(3)

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

1. 達成目標等

| | V III | |
|--------------------|--------------|---|
| 達成目標 | | 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保 |
| | 主火口惊 | 護が図られること |
| 目標語 | 设定の考え方 | 預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の 確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機 |
| 及7 | びその根拠 | 関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 |
| | | 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | | ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件 数> |
| (II) | 22,302,17317 | (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | | ・行政処分の実施状況<内容・件数> |
| | 参考指標 | ・金融業界との意見交換会の開催実績 |
| | | ・規制の新設・強化に係る政令・府令や監督指針等の公布・公表後、 |
| | | 施行までの日数(金融機関等における対応準備のための期間) |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------|---|
| ①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 | 監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。なお、預金取扱金融機関において、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大(銀行法が改正)され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされることを踏まえ、その導入状況を注視する。また、保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から20年6月に保険法が公布されたことを踏まえて、各社が、適切な態勢整備を行うよう促していく(保険法の施行は公布後2年以内)。 |
| ②金融商品取引業者等に対する適切 な監督 | 金融商品取引業者等については、投資者利便を損なう過度に保守的な対応が行われていないかという点にも留意しつつ、引き続き、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。また、19年12月の「市場強化プラン」を踏まえ、20年6月に成立し |

| | た同法改正の円滑な施行に努める。 |
|-----------------|--|
| ③貸金業者等に対する適切な監督 | 貸金業法等に基づき、貸金業者について適切な監督を行う ほか、貸金業者の実態把握に努める。 なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

金融取引の多様化に対応した法令等遵守態勢を確立するため、金融機関等における対応が必要と思われる改正においては、十分な期間をとった上で監督指針等の改正を行い、それに基づいた監督によって金融機関等に法令等遵守を促しています。また、法令違反のある金融機関には行政処分を行い、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みを実施してきました。特に行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促しています。

また、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。

これらの取組みを通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、環境の変化や取組みの有効性 を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

|4. 施策の趣旨・概要|

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、法令等遵守態勢を確立することが重要です。金融庁としては、金融機関等に法令等遵守態勢の確立を促していくとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

①取組内容

ア. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月の間に 100 件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、 同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった 法令・条文等を含め、公表しています(財務の健全性に関する不利益処分等、公 表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く)。加 えて、行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねな い重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注 意喚起を促しています。具体的には、21 年7月には、保険会社の保有する顧客等 の情報が相次いで流出する事案が発生したことを受けて、各保険協会に向けて、 個人情報の管理の徹底について要請文を発出しています。

更に、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処 分事例集」として取りまとめ、公表・更新(四半期毎)しています。

イ. 監督指針等の整備

以下のとおり監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

- 主要行等向けの総合的な監督指針(21年7月、9月、12月、22年3月改正)
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(21年7月、9月、12月改正)
- ・中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(21年12月制定)
- ・保険会社向けの総合的な監督指針(21年4月、6月、7月、9月、22年3月改正)
- ・少額短期保険会社向けの監督指針(21年4月、6月、7月改正)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(21年4月、7月、9月、22年3月改正)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督 指針(22年3月制定)
- 貸金業者向けの総合的な監督指針(21年6月改正)
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(21年6月、22年3月改正)

ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理 態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を行いました。

全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金

庫協会、全国信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資 顧問業協会、生命保険協会、日本損害保険協会等との間で平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月の間に 66 回の意見交換会を開催しました。

②評価

ア. 行政処分を受けた金融機関等に対しては、改善計画の履行状況を報告させているほか、取組みが不十分な場合には、追加処分を発動する等して、金融機関等の業務改善に向けた取組みを担保することにより、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上に資すると考えています。また、重大な問題が生じた場合に、業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促すことは、法令等遵守態勢の確立に資すると考えています。

加えて、監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、関係者の予 見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えていま す。

- イ. 金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相談 (21 年度は 3,165 件)についても適宜監督行政へのフィードバックを行っており、定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。
- ウ. 業界団体との意見交換について、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するなど対話の充実に努めたことは、金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

(2) 金融商品取引業者等に対する適切な監督

①取組内容

ア. 法令違反行為に対する厳正な対応

金融商品取引法に基づき、法令違反行為が認められた業者に対して厳正に対応し、 21 年度中に、登録取消し8件、業務停止命令19件、役員解任命令1件、業務改善 命令35件を発出しました。

行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出するなど、注意喚起を促しています。具体的には、証券会社の保有する顧客情報が流出する事案等が発生したことを受けて、21年6月に、日本証券業協会に向けて、情報セキュリティ管理等の徹底についての要請文を発出しています。また、22年2月には、証券会社のシステム障害が多く発生していることを受けて、日本証券業協会に向けて、システムリスク管理等の自主点検について要請文を発出しています。

イ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正等

監督上の留意事項の明確化等のため、21 年度に6回の改正を行ったほか、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督指針」を制定(22年1月27日公表、3月31日適用)しました。

重要な改正は以下のとおりです。

- ・ 外国為替証拠金(FX)取引について、金融商品取引業者等に関する内閣府令の一部改正も踏まえ、FX取引の区分管理の方法が金銭信託に一本化されたことに伴う監督上の留意事項の明確化や、勧誘・説明態勢やリスク管理態勢に関する監督上の留意事項を明確化する等の監督指針の一部改正を行いました。(21 年4月28日公表、7月3日、8月1日適用)
- ・ 国際的に活動する金融商品取引業者グループ等に対し、報酬体系に関する態勢整備を含めたグループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理 態勢に関する監督上の留意事項を追記するため、監督指針の一部改正を行いました。(21年12月25日公表、22年3月4日適用)
- ウ、詐欺的な投資勧誘に係る問題への対応について

未公開株取引やファンド取引等に関する詐欺的な投資勧誘の問題について、金融 庁は従来から、金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起広報を実施してきました。

また、登録業者(金融商品取引業者等)の問題には、金融商品取引法に則り、厳 正な監督対応を行うとともに、無登録業者の問題には、監督指針に沿って、業者へ の警告や警察当局との連携等を行ってきました。

さらに、足下での相談件数の増加を踏まえ以下の取組みを実施し、その旨を 22 年 3 月に公表しました。

- ・「被害の未然防止」に向けて、リーフレットの作成・配布及び日本証券業協会に よるポスターの作成・配布への協力を行いました。
- ・「被害の拡大防止」に向けて、無登録業者等に対する差止命令の申立権限の活用 に向けた制度整備を進めるとともに、警察庁が設置したワーキングチームへの 参画など、警察当局との連携の一層の強化を行いました。
- ・「被害の回復」に向けて、破産手続き開始の申立権限の対象を金融商品取引業者 全般に拡大する制度整備を進めるとともに、金融機関に対し、法令上可能な場合は被害回復分配金の支払手続きを適切に実施すること等を要請しました。

②評価

- ア. 法令違反が認められた金融商品取引業者等に対して、登録取消し、業務停止命令、 役員解任命令、業務改善命令などの厳正な監督対応を行うことにより、業務の適正 化を図ってきました。さらに、行政処分を受けた金融商品取引業者等については、 内部管理態勢の見直し、社員教育の充実・強化といった法令等遵守に向けた取組み の進捗状況を定期的に報告させ、業務の改善に向けた取組みを担保しています。ま た、重大な問題が生じた場合に、業界に対して要請文を発出するなど注意喚起を促 すことは、法令等遵守態勢の確立に繋がると考えています。
- イ. 監督指針の一部改正等による監督上の留意事項の明確化等は、効率的・効果的な 監督事務、金融商品取引法等の改正の円滑な施行、金融商品取引業者等の内部管理 態勢の整備等に繋がるものと考えています。
- ウ. 詐欺的な投資勧誘に係る問題に適切に対応することにより、投資者保護に繋がる ものと考えています。

(3)貸金業者等に対する適切な監督

①取組内容

ア. 貸金業者の法令等遵守に対する厳正な対応

財務局登録の貸金業者のうち、禁止行為違反等の法令違反が認められた業者に対して業務停止命令及び業務改善命令(21年度に各1件)を発出しました。

イ.「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(21年6月17日公表、21年6月 18日適用)

貸金業法の第3段階施行に際して、貸金業者が指定信用情報機関へ個人信用情報 を提供する態勢整備や、取引関係の見直し時における説明態勢等に係る監督上の主 な着眼点を追記しました。

ウ. ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携

都道府県、財務局、警察当局から構成される「貸金業関係連絡会」等を通じ、関係当局間で引き続き連携の強化に努めるとともに、「多重債務問題改善プログラム」等に基づき、無登録業者による貸付や取立の被害に係る苦情を受け付けた場合に、 当該無登録業者への警告や警察当局への積極的な情報提供を行っています。

エ.「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社室関係 13 指定信用情報機関関係)」 の制定(21年6月17日公表、21年6月18日適用)

貸金業法の第3段階施行に際して、指定信用情報機関の経営管理や業務の適切性に係る監督上の着眼点や業務規程の認可に当たっての当局の留意事項等を規定した事務ガイドラインを制定しました。

オ. 指定試験機関の指定

貸金業法の第3段階施行に際して、新たに導入される貸金業務取扱主任者制度に おける資格試験の事務を行う試験機関として、日本貸金業協会を指定し、同協会に おいて4回の試験を実施しました。

カ. 指定信用情報機関の指定

貸金業法の第3段階施行に際して、新たに導入される指定信用情報機関制度における信用情報提供等業務を行う者として、株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構の2社を指定しました。

キ.「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)」の制定(22年3月1日公表(一部適用)、22年4月1日適用) 資金決済に関する法律の成立、政府令の制定を受けて、前払式支払手段発行者及 び資金移動業者の法令等遵守態勢等に係る着眼点等を規定した事務ガイドラインを 制定しました。

ク. 電子債権記録機関の指定

電子債権記録業を営む者として、日本電子債権機構株式会社を指定しました。

②評価

法令違反が認められた業者に対して、業務改善命令、業務停止処分などの厳正な監督対応を行うことにより、貸金業者の業務の適正化を図ってきました。業務改善命令・業務停止処分を受けた貸金業者については、内部管理態勢の見直し、社員教育の

充実・強化といった法令等遵守に向けた取組みの進捗状況を定期的に報告させ、業務 の改善に向けた取組みを担保しています。

監督指針の一部改正や事務ガイドラインの制定等による監督上の着眼点等の整備・明確化は、貸金業者等の予見可能性を高め、貸金業法の円滑な施行や貸金業者等の内部管理態勢の整備等に資するものと考えます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融取引が高度化・複雑化する中で、預金者、保険契約者及び投資家等の保護の必要性 や取引の信頼性の確保等、金融機関等による法令等遵守態勢の確立は重要性を増してい ます。金融機関等の自主的な取組みを促すほか、法令違反の事実があれば厳正かつ適切 な行政処分を行うことは、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に必要不可欠であると考 えています。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措 置は、法令違反の再発の防止や、金融機関等やその利用者への情報提供の観点から有用 であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考え ています。
- (3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備·充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針における監督上の着眼点等の整備·明確化や行政処分事例の公表は、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築に資するものと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。

さらに、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督 指針等の整備等の措置を講じることによって、法令違反の再発防止に努めるとともに、 金融機関等やその利用者への情報提供を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-------------------|--------------|------------|------------------|
| 貸金業務取扱主任者登録に必要な経費 | 3 | 予算 <継続> | 8, 620 千円 |
| 貸金業者等の監督に必要な経費 | 3 | 予算 <継続> | 977 千円 |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

監督局総務課「「行政処分事例集」の更新について」
 (平成22年5月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/20100526-2.html)

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課

施策Ⅱ-1-(4)

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

1. 達成目標等

| j | 達成目標 | 金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、 その被害者の保護を図ること |
|---|-----------------|--|
| | 设定の考え方 びその根拠 | 利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。 【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等 |
| | 則定指標 値・達成時期) | ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(前年度実績より向上・21年度末) (注)目標値・達成時期が設定されていない指標は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | 参考指標 | |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|--|
| ①不正口座利用に関する金融機関等 への情報提供 | 預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。 |
| ②振り込め詐欺への的確な対応(再 掲) | 振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組 みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅 速な回復のため、振り込め詐欺救済法(平成 20 年 6 月施行) の円滑な運用に取り組む。 |
| ③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ(再掲) | 金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上 や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行わ れるよう指導・監督していく。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成 21 年度の当庁の施策について、金融機関における預金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置、情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えます。

また、被害者保護の観点からは、当庁から預貯金者保護法等の趣旨を踏まえた適切な対応や振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者保護に向けた取組みがなされているものと考えます。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、環境の変化や取組みの有効性 を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

|4. 施策の趣旨・概要|

利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

金融機関は、上記のような観点を踏まえて、預金口座が不正に利用されないよう対策を 講じること、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要があり ます。

このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととしています。

|5.目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因|

金融機関の預貯金口座に関する犯罪発生件数や未然防止策は当庁や金融機関の取組みのほか、その時々の経済・社会状況や警察当局の取組み等により、影響を受ける可能性があります。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

①取組内容

21年4月~22年3月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は4,427件となっており、これを受け金融機関において、2,483件の利用停止、1,599件の強制解約等が行われました。また、15年9月以降の累計では、22年3月末時点で、27,099件の情報提供に対して14,534件の利用停止、10,220件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す 観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表し、また、適宜金融機関と 預金口座の不正利用防止について意見交換を実施しました。

| 【文件 | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 時 期 | 情報提供件数 | うち利用停止 | うち強制解約等 |
| 21 年 4 月 ~ 6 月 | 909 | 552 | 357 |
| 21 午4月~6月 | (23, 581) | (12, 603) | (8, 978) |
| 21 年 7 日 2.0 日 | 974 | 528 | 343 |
| 21年7月~9月 | (24, 555) | (13, 131) | (9, 321) |
| 21 左 10 日12 日 | 1, 270 | 664 | 438 |
| 21 年 10 月~12 月 | (25, 825) | (13, 795) | (9, 759) |
| 22 左 1 日 2 日 | 1, 274 | 739 | 461 |
| 22年1月~3月 | (27, 099) | (14, 534) | (10, 220) |

【資料1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

(出所)金融庁監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(注) 当該期間内の件数。() 書きは15年9月以降の累計件数。

2評価

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては、21年4月から22年3月までの間に、40,475件の利用停止、31,978件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位:件)

| 時 期 | 利用停止 | 強制解約等 |
|------------|---------|--------------------|
| 21年4月~6月 | 9, 502 | 8, 402 (8, 193) |
| 21年7月~9月 | 10, 829 | 9, 242 (8, 178) |
| 21年10月~12月 | 10, 777 | 8, 456 (7, 892) |
| 22年1月~3月 | 9, 367 | 5, 878 (5, 608) |

(出所) 全国銀行協会

(注)強制解約等の件数の()書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を 講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

(2)振り込め詐欺への的確な対応

①取組内容

- ア. 平成 21 年 8 月 18 日に策定・公表した「平成 21 事務年度主要行等向け監督方針」 及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、振込め詐欺の撲滅に向けた対 策や振り込め詐欺救済法に沿った的確・迅速な被害者救済対応を監督上の重点事項 としました。
- イ. 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みや振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みに努めるよう要請しました。

②評価

- ア.振り込め詐欺の認知件数・被害総額については、警察庁公表によると、平成 21 年は前年に比べ、3分の1程度まで減少([平成 21 年] 7,340 件・95 億円、[平成 20 年] 20,481 件・275 億円)しており、平成 22 年に入ってからも、3月末までで 1,689 件・17 億円(対前年比▲621 件・▲9億円)と減少傾向にあり、警察による 取締り強化に加え、金融機関による被害の未然防止活動の成果が着実に表れているものと考えます。
- イ.振り込め詐欺救済法施行後約2年が経過し、金融機関においては、被害者への支 払率向上に向けた取組みの促進等、法の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みが 着実に浸透してきていると考えておりますが、引き続き、できるだけ多くの被害者 に支払いがなされるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

なお、振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している、被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告によれば、21年度中に25回の公告を行い、消滅預金等債権の額50.4億円(金融機関数359先)に対し、被害者に対して支払われた額は21.9億円となっており、金融機関等に対して被害が疑われる方への情報提供等の措置を適切に講じるよう促すなど、被害者に対する支払を一層促進していく必要があると考えています。

(3) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローア ップ

①取組内容

ア. 平成 21 年 8 月 18 日に策定・公表した「平成 21 事務年度主要行等向け監督方針」 及び「中小・地域金融機関向け監督方針」において、偽造・盗難キャッシュカード、 盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策 や預貯金者保護法・銀行業界内の申合せに沿った被害者に対する補償への的確な対 応を監督上の重点事項としました。

- イ. 金融機関に対し、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施 し、注意喚起を行いました。
- ウ. 業界団体に対して、預貯金者保護法等の趣旨を踏まえた適切な対応に努めるよう 要請しました。
- エ. 各預金取扱金融機関の平成 22 年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計しました(22年6月公表)。
- オ. 預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、 必要に応じてフォローアップを行っております。また、偽造キャッシュカード等に よる被害発生等の状況については、取りまとめを行ない、四半期ごとに公表しまし た。

②評価

- ア. 平成 22 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングにおける認証方 法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、 金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えます。
- (ア) I Cキャッシュカード対応 A T M については、21 年 3 月末時点で全体の A T M 台数の 75.7% (119,624 台) であったのに対し、22 年 3 月末時点では全体の A T M 台数の 80.1% (126,672 台) と増加し、さらに生体認証機能付 I C キャッシュカード対応 A T M は、21 年 3 月末時点で全体の A T M 台数の 42.1% (66,463 台)であったのに対し、22 年 3 月末時点で全体の A T M 台数の 44.1% (69,782 台)と増加しています。
- (イ) I Cキャッシュカードについては、21年3月末時点で73.2%の金融機関(1,130金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では77.1%(1,160金融機関)が導入済みであり、さらに生体認証機能付ICキャッシュカードについては、21年3月末時点で18.7%の金融機関(289金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では19.5%(294金融機関)が導入済みとなっています。
- (ウ) インターネットバンキング導入金融機関のうち、複数認証を導入している金融機関は22年3月末時点で99.8%(1,409金融機関)となっており、ほとんどの金融機関で導入している状況となっております。

また、インターネットバンキングにおける本人認証方式のうち、パスワード生成機による認証方式については、21年3月末時点で4.4%の金融機関(64金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では5.8%(82金融機関)が導入済みであり、さらに乱数表等による認証方式については、21年3月末時点で20.6%の金融機関(301金融機関)が導入済みであったのに対し、22年3月末時点では21.2%(299金融機関)が導入済みとなっております。

イ. 21 年度に発生した偽造キャッシュカード等による被害件数・被害額について、取りまとめ結果によると、偽造キャッシュカード被害件数は 277 件(前年比▲157件)・被害金額145百万円(同▲145百万円)、盗難キャッシュカード被害件数は5,602件(同+601件)・被害金額2,578百万円(同+379百万円)、盗難通帳被害件数は200件(同▲61件)・被害金額200百万円(同▲105百万円)、インターネットバンキング被害件数は58件(同▲78件)・34百万円(同▲108百万円)となっており、盗難キャッシュカード被害を除き、総じて減少傾向となっています。

特に、偽造キャッシュカード被害やインターネットバンキング被害は、被害件数・被害額ともに、前年に比べ約2分の1程度まで減少しています。これは、上記アとのおり、ICキャッシュカード対応ATMの導入やインターネットバンキングにおける複数認証方式等の普及による本人認証の厳格化が進むなど、金融機関における被害発生の未然防止に向けた取組みが着実に行われた結果であると考えております。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促 すことは、預金口座の不正利用の防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止 のため必要な施策です。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融機関に対する各種の情報提供により、金融機関において、口座の不正利用の防止、偽造キャッシュカード等による犯罪に関する適切な現状分析が可能となるものと 考えています。

また、業界団体を通じて、口座の不正利用問題、偽造キャッシュカード等の問題への取組みに関する要請を行うことにより、これらの問題について、認識の共通化が図られるものと考えています。

これらの施策は、口座の不正利用による被害発生の防止、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた金融機関の取組みを促すことになり、有効であると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われているものと考えています。

8.今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

ア. 口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状

況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うと ともに、預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討等を行なってい く必要があります。

- イ.振り込め詐欺を未然に防止するため、引き続き、金融機関に対して未然防止に向けた積極的な取組みを促す必要があります。また、振り込め詐欺救済法の運用については、引き続き、金融機関に対し、本法の的確な運用に向けた態勢整備を促していく必要があります。
- ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるようフォローアップしていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-----------------------------------|--------------|-------|------------------|
| 詐欺的な投資勧誘の問題への対応強化に係る 体制整備(再掲※) | 2 | 機構・定員 | |

※ 施策Ⅱ-1-(1)「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」における機構・定員要求の再掲です。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

・ 監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係 る情報提供件数等について」

(22 年 4 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100428-2.html)

・ 全国銀行協会「盗難通帳、盗難・偽造キャッシュカード、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果、口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」

(22年6月4日掲載 http://www.zenginkyo.or.jp/news/2010/06/04150000.html)

- 警察庁「振り込め詐欺被害発生状況・被害額」
- (22 年 4 月 27 日掲載 http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/furikome2.html)
- 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づいて平成21年度中に実施した公告について」

(22年4月16日掲載 http://www.dic.go.jp/new/new.html)

・ 監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(22 年 3 月末)に ついて」

(22 年 6 月 11 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-1.html)

監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」

(22 年 6 月 11 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100611-2.html)

1 1. 担当課室名

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ-2-(1)

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

1. 達成目標等

| I. 達队日標寺 | , |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保 し、投資者の保護を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 市場監視(検査・調査等)を適正に実施することにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持し、投資者の保護を図ることが重要である。また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考える。そのためには、機動性・戦略性の高い市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働きかけを基本的な考え方として、市場監視に取り組んでいく。 さらに、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じている現状を踏まえ、自主規制機関及び海外当局等と連携し、迅速かつ機動的な対応を行っていく。 【根拠】・金融商品取引法194条の7第2項及び第3項、第210条等・市場強化プラン(平成19年12月21日公表)・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)・G20サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日) |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | 情報受付状況〈内容・件数〉取引審査実施状況〈内容・件数〉証券検査実施状況〈内容・件数〉(注)目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| 参考指標 | ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> |

2. 平成21年度主な事務事業

| 2. 平成21年度土な事務事系 | rts the state |
|-------------------|---|
| 事務事業 | 実施内容 |
| ①金融・資本市場に関する包括的か | 不公正取引に関連する市場情報を収集分析するにとどま |
| つ機動的な市場監視 | らず、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、 |
| | 将来のリスクを見据えたフォワードルッキング・アプローチ |
| | に基づく監視を実施するとともに、個別取引や市場動向の背 |
| | 景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てる。 |
| | 国際的な不公正取引のリスクが高まる中、自主規制機関や |
| | 海外当局などと積極的に連携し、デリバティブを利用した不 |
| | 公正取引への監視強化を含め、全体としての市場監視の効果 |
| | を上げる。 |
| | また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を |
| | 図る。 |
| ②金融商品取引業者に対する効率的 | |
| かつ効果的な検査の実施 | 品取引法の本格施行後の状況及び金融・資本市場の動向等に |
| | 関する各種情報・資料及び証券検査に係る業務点検プロジェ |
| | クトの検討結果を総合的に勘案し、検査方針・検査計画及び |
| | 検査マニュアル等の改訂に反映させる。 |
| | これを踏まえ、金融商品取引業者の法令遵守状況を検証す |
| | るとともに、特に、グローバルに活動する金融商品取引業者 |
| | 等に対する検査等においては、財務の健全性を含めたリスク |
| | 管理態勢の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏ま |
| | えた検査を行う。 |
| | 検査対象先の選定にあたっては、フォワードルッキング・ |
| | アプローチに基づいた情報・分析による内在するリスクに焦 |
| | 点を当てたメリハリのある検査を行うとともに、実効性のあ |
| | る内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主 |
| | 的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を |
| | 行い、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、 行政処分及びその他適切な措置を講ずるよう勧告を行う。 |
| | 打政処分及いての他週切な指直を講りるよう制音を行う。 また、証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討結果を |
| | また、証券検査に係る未務点検プロジェグトの検討結果を 踏まえたリスク管理態勢等の適切性の検証も含め、一層効率 |
| | ちょくだりへり 自母感労等の過切性の検証も含め、一層効率 的かつ効果的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等 |
| | 内がフ効果的な検査の実施に同じた検査体制の元美・強化等 を図る。 |
| 3不公正取引に対する迅速・効率的 | |
| な課徴金調査の実施 | インリイダー取引寺の達及打場に対して規制の美効性を 確保するため、迅速・効率的な課徴金調査を実施し、また拡 |
| な杯以亚刚且以天 爬 | 確保するため、迅速・効率的な誘致 |
| | い監視を行う。調査の結果、法令違反行為が認められた場合 |
| | には、課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。 |
| | また、課徴金制度の見直しによる対象範囲の拡大等に適切 |
| | に対応するため、かつ、市場の混乱に伴い、不公正取引のリ |
| | スクが高まる中、迅速・効率的な調査を遂行するため、課徴 |
| | 金調査体制の充実・強化を図る。 |
| | · 프레크 [뉴마] V / C 도 그 프 [D C 전] O 0 |

④ディスクロージャー違反に対する 迅速・効率的な開示検査の実施 ディスクロージャー制度の信頼性の確保及び投資者保護のため、有価証券報告書等の開示書類が法令の規定に照らして適正に開示がなされているのかについて迅速・効率的な検査等を実施し、また拡充された課徴金制度を適切に執行することで、よりきめ細かい監視を行う。検査等の結果、不提出や虚偽記載等の法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告等を行う。

また、課徴金制度の見直しによる開示検査対象の拡大等に 適切に対応するため、かつ、市場の混乱に伴う信用収縮等が 生じている現状を踏まえ、法令違反に対し、迅速・効率的な 検査等を遂行するため、開示検査体制の充実・強化を図る。

⑤犯則事件に対する厳正な調査の実 施 金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な 調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を 行う。犯則事件が地域的、国際的な広がりを見せる中、他の 捜査機関や海外当局との連携強化、犯罪立証のための電磁的 記録の解析技術及びそれに必要な環境整備に努め、効果的・ 効率的な調査を実施する。

また、犯則事件の地域的、国際的な広がりに伴い、複雑化・ 多様化している現状及び IT 技術を利用した調査手法の開発 等の必要性を踏まえ、金融商品犯罪の徹底摘発に向けて、犯 則調査体制の充実・強化を図る。

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった面から変化し続ける金融・資本市場や、世界的な金融危機に伴う株価の下落及び国際的な市場機能の混乱に対し、的確かつタイムリーに対応するため、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、その検査・調査等の機能を戦略的に組み合わせることにより、新たな金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせてきました。

その結果、市場の公正を損なうような法令違反等が認められた場合には、勧告・告発することにより厳正な対応を行ってきたことに加え、市場参加者への幅広い情報発信や自主規制機関等との双方向の連携を推進して、市場規律の更なる強化に取り組んできました。

こうした取組みは、検査・調査対象業者の改善・訂正や自主規制機関におけるルール整備のほか、一般投資家等に対する注意喚起につながっているものであり、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や

取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(顕在化しつつある問題に対する将来を見据えた機動的な対応や市場監視体制の更なる充実・強化)を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

証券監視委は、取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行っています。

これらの監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処しています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|--------------|------------------|----------------------|
| G20 サミット首脳声明 | 平成 21 年 9 月 24 日 | 〈店頭デリバティブ市場の改善〉 |
| | 平成 21 年 9 月 25 日 | 我々は、FSB とその関連メンバーに対し |
| | | て、実施状況及びデリバティブ市場の透明 |
| | | 性を改善し、システミック・リスクを緩和 |
| | | し、市場の濫用から守るために十分かどう |
| | | かにつき、定期的に評価することを要請す |
| | | る。 |
| 金融・資本市場に係る制度 | 平成 22 年 1 月 21 日 | 〈証券会社の連結規制・監督等〉 |
| 整備について | | 我が国としても、大規模かつ複雑な業務 |
| | | をグループ一体として行う証券会社、特に |
| | | 国際的に活動する証券会社グループにつ |
| | | いては、(略)適切な経営管理の下、グル |
| | | ープ・ベースでの強固で包括的なリスク管 |
| | | 理を徹底させることが必要である。 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻などを契機とした世界的金融危機は、 株価の下落や市場の混乱、それに伴う金融商品取引業者の財務内容の悪化を引き起こすと ともに、金融危機が実体経済において悪影響を及ぼしている現在の状況では、上場企業の 財務内容等にも影響を与えています。

また、こうした市場環境の悪化は、相場操縦、インサイダー取引、粉飾決算、上場維持のための無理なファイナンス等の不公正取引のリスクを高めるとともに、不公正取引の内容も複雑・悪質な複合事案を生じさせる要因となっています。

さらに、世界的な金融危機を受け、国内外において金融規制のあり方に対する議論が行われきており、例えば、格付会社に対する規制の導入や店頭デリバティブに関する規制の 強化等、金融・資本市場における規制環境の変化に対して、証券監視委としても、規制の あり方についての議論に参画するとともに、新たな規制を踏まえた監視のあり方・手法等 について検討を行ってきています。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

①取組内容

ア. 日常的な市場監視においては、市場の公正性を害すると疑われるような取引について審査を行い、また、個々の審査について、最近の市場環境の変化や不公正取引の動向等を踏まえ、取引審査に有益な手法を取り入れることにより内容の充実を図りました。

平成 21 年度においては、こうした取組みにより、749 件の取引審査を実施し、問題が把握された取引については、調査担当部門において一層の究明が行われました。また、一般投資家等から寄せられる情報については、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で受け付けており、平成 21 年度における情報受付件数は7,118 件となりました。

イ. 近年、発行市場においては、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりするような第三者割当増資等の不適切なファイナンスが頻繁に見られ、こうした発行会社による不適切なファイナンスの中には、ファイナンスと絡めて相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案(不公正ファイナンス事案)も多く発生しています。

このような状況に対し、証券監視委内における各課横断的な取組みの強化を図る 一方、金融庁、財務局、証券取引所等とも連携し、情報の収集・分析に注力したこ とから、不公正ファイナンス事案について、初めて偽計として告発を行うに至りま した。(平成21年度においては、合計3件の不公正ファイナンス事案を告発)

また、不公正ファイナンスで悪用される第三者割当増資に関し、証券監視委の監視を通じて得られた問題意識等を金融庁、証券取引所等との間で共有することにより、「企業内容等の開示に関する内閣府令」や証券取引所上場規則等のルールの整備にも貢献しました。

ウ. 金融・資本市場における新たな金融商品や取引形態、例えば、CDS (Credit Default Swap) 取引や証券CFD (Contract For Difference) 取引のほか、いわゆる「ダークプール」について、市場の公正性や投資家保護、業者の健全性・内部管理態勢といった観点から、どのようなリスクがあるのかという点に着目しつつ情報収集・分析を行いました。

また、こうした分析の結果については、今後の市場監視に役立てていくとともに、必要に応じて自主規制機関等に情報提供を行い、問題意識の共有を図りました。

エ. 市場規律の強化に向けた取組みとして、不公正ファイナンスの問題やTOBに関

するインサイダー取引等の最近の不公正取引の傾向等について、意見交換や講演を通じ、市場の公正性の確保に重要な役割を持つ諸団体へのアプローチを広く行ったことに加え、自主規制機関等の定期刊行物やメールマガジンなどの各種広報媒体への寄稿や報道発表及び証券監視委のウェブサイトを通じ、証券監視委の活動に関する情報発信を幅広く行いました。

また、自主規制機関に対しては、意見交換等による問題意識の共有や自主規制機関の開催する研修への講師派遣を行ったほか、証券監視委主催の研修会に自主規制機関の職員が参加するなど、連携の強化に努めました。

- オ. クロスボーダー取引がますます活性化する中、クロスボーダー取引を利用した不公正取引などに対応するため、IOSCO(証券監督者国際機構)等における国際的議論への参画や海外当局との情報交換等により、不公正取引等の監視に関する国際的な連携を強化しました。
- カ. 市場の実態を踏まえたルール整備の取組みとして、「外国為替証拠金取引に係る区分管理の方法の見直し」、「外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの制定」、「外国為替証拠金取引に係る適切な保証金の預託」、「登録申請時の徴求書類等の見直し」について建議を行いました。

さらに、金融庁の市場関連部局や自主規制機関との意見交換等を通じ、第三者割 当増資に関し、「企業内容等の開示に関する内閣府令」や自主規制機関における諸規 則の改正作業に貢献しました。

【資料1 情報受付件数】

(単位:件)

| 区分 | 19 事務年度 | 20 事務年度 | | 21 年度 |
|----------|---------|---------|----------|--------|
| インターネット | 4, 193 | 3, 847 | (974) | 4, 293 |
| 電話 | 766 | 1, 253 | (406) | 1, 917 |
| 文 書 | 381 | 384 | (93) | 380 |
| 来訪 | 58 | 67 | (15) | 60 |
| 財務局等から回付 | 443 | 861 | (264) | 468 |
| 숨 計 | 5, 841 | 6, 412 | (1, 752) | 7, 118 |

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

- (注1) 19~20 年度は事務年度(7月~翌年6月)ベース、21 年度は会計年度(4月~翌年3月)ベースの計数。
- (注2) 20 年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための 21 年度との重複期間 (21 年 4 月 ~ 6 月) の件数
 - (※) 上記の注意書きについては、以下の資料2~資料9において同じ。

【資料2 取引審査実施件数】

(単位:件)

| 区分 | 19 事務年度 | 20 事系 | 21 年度 | |
|----------|---------|--------|-------|-----|
| 価格形成 | 141 | 132 | (49) | 94 |
| インサイダー取引 | 951 | 889 | (224) | 649 |
| その他 | 6 | 10 | (3) | 6 |
| 合 計 | 1, 098 | 1, 031 | (276) | 749 |

(出所) 証券監視委市場分析審査課調

【資料3 講演会等の実施件数】

(単位:件)

| 対 象 | 平成 21 年度 |
|-----------------|----------|
| 対象 | 実施件数 |
| 市場参加者 | 56 |
| 自主規制機関等 | 39 |
| 日本公認会計士協会、公認会計士 | 24 |
| 日本弁護士連合会、弁護士等 | 11 |
| 大学・法科大学院等 | 20 |
| 合 計 | 150 |

(出所) 証券監視委総務課調

【資料4 建議の実施件数】

(単位:件)

| | 19 事務年度 | 20 事 | 21 年度 | |
|----|---------|------|-------|---|
| 件数 | 0 | 4 | (4) | 4 |

(出所) 証券監視委総務課調

②評価

ア.取引審査については、最近の市場環境の変化や不公正取引の動向等を踏まえて有益な手法を取り入れ、また、「コンプライアンスWAN」を一層活用するなど自主規制機関とも緊密に連携することにより、個々の審査の内容の充実が図られ、実効性のある効率的な市場監視が実現できたものと考えています。

また、一般投資家等から寄せられた情報については、市場における生の声であり、 証券監視委が審査・検査・調査等を行うに際しての有用な端緒として役立っている ものと考えています。

イ. 不公正ファイナンス事案に対し、各課横断的な取組みや、金融庁、財務局、自主 規制機関等との連携を強化し、実際に個別事案について偽計を適用して告発を行っ たことで、証券監視委が不公正ファイナンス事案に対する監視を行っていることを 市場に対して示したものと考えています。

さらに、証券監視委の問題意識について情報発信を行った結果、上場企業、法律事務所、監査法人、証券会社等の諸団体の組織内において不公正ファイナンスへの対応が検討されたこと、また、証券監視委の問題意識が各種報道等にとりあげられ、広く周知されたほか、証券取引所上場規則による第三者割当増資に関するルール整備が図られたことは、市場規律の強化を通じた不公正ファイナンス事案の未然防止につながったものと考えています。

ウ. 新たな金融商品や取引形態について情報収集・分析を行い、それぞれのリスクを 踏まえた市場監視を行うことで、金融・資本市場全体に対する包括的な監視が行わ れたものと考えています。

また、これらの取組みから得られた問題意識については、関係機関や自主規制機 関等においても取組みが進められていることから、市場監視機能の全体としての向 上を図ることができたと考えています。

エ. 意見交換や講演を通じた市場の公正性の確保に重要な役割を持つ諸団体へのアプローチや、各種広報媒体への寄稿等を通じ証券監視委の活動に関する情報発信を積極的に行うなど、意見交換・講演及び情報発信という双方のツールを通じ、市場参加者と証券監視委の問題意識の共有等を図ったことは、市場全体の規律強化につながるものであり、また、不公正取引の未然防止などに貢献するものと考えています。

また、自主規制機関においては、証券監視委から派遣された講師による研修を行っているほか、証券監視委主催の研修会に自主規制機関の職員が参加するなど、相互の問題意識や審査・調査ノウハウ等の共有化を通じて、市場規律の強化につながったと考えています。

- オ. IOSCO等における国際的議論への参画や海外当局との情報交換等を積極的に 行ったことは、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する監視の強化につ ながる取組みであり、また、店頭デリバティブや信用格付業者及びヘッジファンド に対する規制の厳格化に関する議論に貢献したものと考えています。
- カ. 外国為替証拠金取引に係る建議を行ったことは、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制等の在り方等について証券監視委としての見解を明らかにしたものであり、その結果、金融庁が諸施策を講じたことは、金融・資本市場における投資者の保護の強化に貢献できたものと考えています。

(2) 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施

①取組内容

ア. ベターレギュレーションの取組み、金融商品取引法の本格施行後の状況、金融・ 資本市場の動向等を総合的に踏まえ、平成21年4月に「平成21年度証券検査基本 方針及び証券検査基本計画」を公表したほか、平成21年6月に「証券検査に関する 基本指針」を改定し、これらに基づき、216件(着手件数ベース)の検査を実施し、重大な法令違反行為等が認められた21事案について、行政処分を求める勧告を行いました。

また、金融商品取引法(以下「金商法」という。)の一部改正等に伴い、信用格付業者に対する検査権限が証券監視委へ付与されることから、業者からのヒアリングやパブリックコメント等を踏まえ、「信用格付業者検査マニュアル」を策定したほか、FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務化等が導入されることから、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行いました。

イ. 特にグローバルに活動を行う金融商品取引業者について、所要の体制整備を進めた上で、金融庁や海外当局との連携の下、財務の健全性を含めたリスク管理態勢の 検証に取り組みました。

また、検査においては、経営陣との意見交換等を通じ、問題意識の共有に努めるとともに、検査結果通知書についても、法令違反等の問題点のみならず、フォワードルッキングな観点からリスク管理態勢における留意事項も記載することとしました。

さらに、リスク管理態勢の検証強化に向け、民間金融機関出身のリスク管理専門 家、弁護士及び公認会計士等を配置したほか、国内大手証券会社及び外資系証券会 社等からリスク管理態勢等の実態について集中的にヒアリングを行いました。

ウ. 過去の検査において法令違反等が認められた投資・助言代理業者や、平成 19 年の金融商品取引法の施行に伴い新たに規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)を扱う第二種金融商品取引業者等に対して集中的に検査を実施した結果、顧客に対する虚偽の説明・告知等の法令違反事例について、12 業者に対し処分勧告を行いました。

また、ファンドによる資産形成事犯が後を絶たない状況に鑑み、平成 22 年 3 月、 悪質業者の撲滅及び被害の拡大防止に向け警察庁において設置された「資産形成事 犯対策ワーキングチーム」に、証券監視委は金融庁とともに構成機関として参加し ました。

【資料5 証券検査実施件数】

(単位:法人等)

| 区 分 | 19 事務年度 | 20 事 | 21 年度 | |
|----------------------|---------|------|-------|-----|
| 第一種金融商品取引業者等 (※) | 171 | 142 | (24) | 115 |
| 投資運用業者、投資助言· 代理業者 | 47 | 73 | (41) | 63 |
| 自主規制機関 | 1 | 5 | (2) | 5 |
| 第二種金融商品取引業者等 (※) | 14 | 8 | (2) | 33 |
| 合 計 | 233 | 228 | (69) | 216 |

(出所) 証券監視委証券検査課調

- (※) 第一種金融商品取引業者等には、登録金融機関及び金融商品仲介業者を含みます。
- (※) 第二種金融商品取引業者等には、投資法人及びその他業種を含みます。

【資料6 問題点が認められた会社等数及び勧告件数】

(単位:件)

| | 区 分 | 19 事務年度 | 19 事務年度 20 事務年度 | | 21 年度 |
|-----|----------|---------|-----------------|------|-------|
| 問題点 | が認められた会社 | 121 | 112 | (35) | 123 |
| | 勧告 | 28 | 18 | (4) | 21 |

(出所) 証券監視委証券検査課調

②評価

ア. 証券検査の対象業者の拡大・多様化や世界的金融危機の経験など、証券検査をめぐる環境変化に対応すべく、リスク・ベースの検査計画や予告検査の試行的導入、リスク管理体制の検証の充実など、効率的・効果的な検査実施に向けた施策を「証券検査基本方針」等に盛り込み実施したことは、市場を取り巻く環境変化に対応したものであり、証券検査を効率的に実施するための措置であると考えています。

また、業者からのヒアリングやパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、「信用格付業者検査マニュアル」や「金融商品取引業者等検査マニュアル」の整備を行ったことは、新たな監視対象業者に対し、その業務に係る内部管理態勢等の適切な自己規律を促すものと考えています。

イ. 市場において重要な地位を占める金融商品取引業者に対するモニタリングについて、金融庁の監督部局との間で情報交換を行い問題意識を共有するとともに、監督カレッジ等情報交換の場を通じて海外当局と緊密な連携を図ったほか、財務の健全

性を含めたリスク管理態勢の検証に取り組んだことは、システミック・リスク顕在 化の予防に資する有効な取組みとなるものであると考えています。

また、民間金融機関出身のリスク管理専門家等を配置し、国内大手証券会社等からリスク管理態勢等に関し集中的にヒアリングを行ったことは、検査対象先に関する事前分析の強化・充実を通じ、今後の検査の水準の向上につながる取組みであると考えます。したがって、当該取組みについては、引き続きヒアリングを行っていくとともに結果の分析を行い、リスク・ベースの検査計画の策定等につなげていくことが重要であると考えています。

- ウ.集団投資スキーム(ファンド)を扱う第二種金融商品取引業者等の新たな規制対象について、集中的に検査を実施し、重大な法令違反が認められた多数の業者に対して処分勧告を実施し、投資者に警鐘を鳴らしたことは、不適切なファンドへの更なる投資の被害拡大の防止が図られたことから、投資者の保護につながったと考えています。また、このような状況等を踏まえ、警察庁が、悪質業者の撲滅及び被害の拡大防止に向け、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」を設置したことは、投資者保護の強化につながるものと考えています。
- エ. 証券検査の結果、収益優先の考えのもと、不適当な投信の勧誘行為が組織的に行われていた業者や障害対応をはじめとするシステムリスク管理が実質的に機能していない業者が認められた事案等について、処分勧告を行った結果、金融庁が業務改善命令等の処分を行い、当該対象業者において内部管理態勢の是正等の必要な措置がとられたことは、他の金融商品取引業者に対しても自己規律の自覚を促し、投資者の保護に貢献できたものと考えています。

(3) 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施

①取組内容

ア. インサイダー取引や相場操縦事案等の不公正取引については、課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な調査に努めるとともに、違反行為が認められた場合には、 課徴金納付命令の勧告を行いました。

平成 21 年度においては、43 件の不公正取引にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記 43 件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計 39 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

平成21年度における不公正取引のうち、インサイダー取引事案に係る勧告事案の特色としては、上場企業の監査役が職務に基づき知った重要事実をもって取引を行ったケース、信用調査会社社員が重要事実の伝達を受けて取引を行ったケース、第一次情報受領者として、税理士が公開買付者の従事者から重要事実の伝達を受けて取引を行ったケースなど、高い職業倫理、企業情報の管理の徹底を求められる職業・役職の者による事案が見受けられたことが挙げられます。また、第一次情報受領者によるインサイダー取引事案が大幅に増加しました。

さらに、インサイダー取引における重要事実については、公開買付け実施に係る 事案、株式発行、株式交換、業務提携の事実等に関して課徴金納付命令の発出を求 める勧告を行いました。また、法令上個別に列挙された項目ではありませんが、上 場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及 ぼすものとして、いわゆるバスケット条項を適用して、課徴金納付命令の発出を求 める勧告を行った事例も4件ありました。

イ. 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、平成 20 年6月に「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表しましたが、平成 21 年5月までに課徴金納付命令決定がなされた課徴金事例を追加し、また重要事実等 の伝達状況について、事案の特性に沿って可能な範囲で記載する等記載内容を充実 して、改訂版を公表しました。

【資料7 課徴金調査に係る勧告の実施状況】

(単位:件)

| | 19 事務年度 | | 20 事 | 務年度 | 21 年度 | |
|----------|---------|----|---------|----------------|-------|----|
| 区 分 | 勧告 | 命令 | 勧告 | 命令 | 勧告 | 命令 |
| インサイダー取引 | 21 | 21 | 18 (9) | 14 (6) | 38 | 34 |
| 相場操縦 | 0 | 0 | 2 (1) | 1 (0) | 5 | 5 |
| 合 計 | 21 | 21 | 20 (10) | 15 (6) | 43 | 39 |

(出所) 証券監視委課徴金·開示検査課、総務企画局審判手続室調

②評価

- ア. 高い職業倫理、企業情報の管理の徹底を求められる職業・役職の者によるインサイダー取引事案といった、社会的関心が高い事案のほか、いわゆるバスケット条項を適用して、課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うなど、インサイダー取引等の不公正取引事案の傾向の変化に対応し、またその金額の多寡にかかわらず厳正に対処したことで、迅速かつ効率的な課徴金調査を実施できたと考えています。また、課徴金調査の結果を対外公表する際に、個別事案から得られる教訓やインプリケーション(例えば、会社の重要事実に接する者は自らインサイダー取引をしないだけでなく、その重要事実の情報の管理についても注意する必要があることなど)についても言及することで、不公正取引の未然防止や注意喚起につながったものと考えています。
- イ.「金融商品取引法における課徴金事例集」について、内容が更に充実するよう見直 しをした上で、証券監視委のウェブサイトへの掲載や証券監視委幹部による関係団 体での講演の際にPRを行った結果、上場会社が内部規程や社内管理体制の見直し を行いインサイダー取引の未然防止の取組みの参考として活用された例がみられる

など、市場参加者の自主的な規律付けについて効果があったものと考えています。

(4) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

①取組内容

ア. 課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、開示書類の重要な事項に係る虚偽記載等開示義務違反が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行いました。

平成 21 年度においては、10 件の開示書類の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の 発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記 10 件について審判手続開始 の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計 9 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

なお、平成 21 年度においては、平成 20 年の金商法改正により課徴金対象として 追加された違反行為のうち、公開買付開始公告の実施義務違反による勧告を初めて 行いました。

【資料8 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位:件)

| 区 分 | 19 事務年度 | | 20 事務年度 | | 21 年度 | |
|------------|---------|----|----------------|-------|-------|----|
| | 勧告 | 命令 | 勧 告 | 命令 | 勧告 | 命令 |
| 課徴金納付命令 | 10 | 10 | 12(5) | 11(2) | 10 | 0 |
| 訂正報告書等提出命令 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 10 | 10 | 12(5) | 11(2) | 10 | 9 |

証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局審判手続室調

- (※) 20 事務年度の課徴金納付命令については、勧告に基づかずに金融庁の調査により審判手続開 始決定を行った2件を含みます。
- (※) 20 事務年度の訂正報告書等提出命令については、開示検査において開示書類の重要な事項に つき虚偽記載等が認められた場合に、いずれの開示企業も当該開示書類を自主的に訂正したこと から、訂正報告書等提出命令に係る勧告は行いませんでした。
- イ. 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、平成 20 年6月「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表しましたが、平成 20 年 6月には、平成 21 年5月までに課徴金納付命令決定がなされた課徴金事例を追加し、 また虚偽記載の態様について、事案の特性に沿って可能な範囲で記載したほか、発 行会社の業種及び上場取引所に係る情報を記載する等記載内容を充実して、改訂版 を公表しました。

2評価

ア. 発行・継続開示書類に係る虚偽記載の態様には、売上の過大計上、架空売上の計

上、貸倒引当金の不計上、棚卸資産の過大計上等がありますが、こうした多岐にわたる虚偽記載について勧告を行ったことは、投資者の保護や虚偽記載の抑止に関し一定の効果があったものと考えています。また、ディスクロージャー違反は、市場、投資家に対する誤った情報が開示されている状況であり、早急に改善を求める必要があります。上場企業による開示資料、各種の公開・非公開情報のタイムリーな収集・分析、金融庁の行政部局及び自主規制機関との緊密な連携により、迅速・効率的な開示検査の実施が図られているものと考えています。

また、対象企業においては、開示検査の実施により、必要に応じて第三者委員会等を設置し、自ら開示書類の訂正を行った事例があるほか、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、訂正の必要があると認められる場合には、当方の慫慂を受け、上場企業が自発的に訂正を行う事例が増加するなど、開示検査への対応や処理の多様化が進んでいます。これらの取組みは、正確な企業情報が市場に提供され、また、虚偽記載を抑止することに寄与するものであると考えています。

イ.「金融商品取引法における課徴金事例集」について、内容が更に充実するよう見直 しをした上で、証券監視委のウェブサイトへの掲載、証券監視委幹部による関係団 体での講演の際にPRを行ったことは、上場会社の適正なディスクロージャーを促 すとともに、市場参加者の自主的な規律付けを促進するものであると考えています。

(5) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

①取組内容

市場の公正性を害する犯則行為に対して、以下のような取組みを進めつつ、厳正な調査を行うことにより、犯則の心証を得たものについて、平成21年度は17件の告発を行いました。

特に、金融・資本市場の公正性を損なうような複雑・悪質な複合事案が全国的に広がっていることを踏まえ、発行市場・流通市場全体に監視の目を光らせるとともに、必要に応じて各地域の捜査機関・財務局との連携を図ることにより、重大・悪質な不公正ファイナンス事案を初めて偽計として告発を行いました。

また、犯則事件の国際的な広がりに対しては、海外の市場監視当局との連携や、市場監視当局間の情報交換ネットワークの積極的な活用を図り、調査を実施しました。

さらに、IT化の進展に伴い、犯罪を立証するためには、電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化(デジタルフォレンジック)が必要不可欠となります。そこで、デジタルフォレンジックの環境整備のため、その経費について平成22年度の予算要求を行い措置されたことに加え、デジタルフォレンジックを行うIT専門家の増員についても要求を行い措置されました。

【資料9 犯則事件の告発の実施状況】

(単位:件、人)

| 区分 | 19 事務年度 | | 20 事務年度 | | 21 年度 | |
|---------------|---------|----|---------|--------|-------|----|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| インサイダー取引 | 2 | 5 | 7(2) | 8 (2) | 7 | 13 |
| 相場操縦 | 4 | 13 | 0 | 0 | 3 | 13 |
| 相場変動目的の暴行・脅迫 | 0 | 0 | 2(0) | 2(0) | 0 | 0 |
| 風説の流布・偽計 | 2 | 6 | 0 | 0 | 3 | 10 |
| 虚偽の有価証券報告書等提出 | 2 | 9 | 4(2) | 11(4) | 4 | 10 |
| 合 計 | 10 | 33 | 13(4) | 21 (6) | 17 | 46 |

(出所) 証券監視委特別調査課調

(※) 人数には、法人を含みます。

②評価

平成 21 年度においては、犯則調査を取り巻く環境が、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化・ローカル化と変化する中、幅広い態様の事案に取り組みました。

シンガポール通貨監督庁の協力を得て証券監視委発足以来初めてクロスボーダーの インサイダー取引について告発した事件においては、市場監視の空白を作らないため に、積極的に海外当局と連携を図る証券監視委の取組みを市場に対して示しました。

また、不公正ファイナンスに係る偽計事件、不公正ファイナンスに絡む相場操縦事件においては、発行市場・流通市場全体に目を向けて包括的・機動的に市場監視を行っていることを市場に対して示しました。

さらに、ネット取引による「見せ玉」等の手法を用いた相場操縦事件においては、 デイトレーダー・グループによる膨大な発注行為を証券監視委が独自に開発したプログラムの活用により再現しました。この事件の告発により、相場操縦はゲームではなく市場の公正性を害する悪質な犯罪であるということや、証券監視委がネット取引についても常時目を光らせていることについて、市場に警鐘を鳴らすことができました。

このほかにも、公開買付等企業買収関連のインサイダー事件、東証一部上場企業が 複数年にわたり行っていた巨額の粉飾事件など、様々な態様の犯則事件の調査に取り 組み、告発を行いました。

これらの調査・告発の結果、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為については、司法当局による厳正な処罰につながったことに加え、これらの行為・処罰が各種報道等により広く周知されることを通じて、金融・資本市場における不公正な証券取引やファイナンスを未然に防止する抑止力として機能したものと考えています。

また、平成22年度のデジタルフォレンジック関連の予算措置やIT専門家の増員は、 デジタルフォレンジックの環境整備を進め、より効果的・効率的な調査の実施に貢献 するものと見込まれます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 市場における金融商品取引の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、 適正かつ実効性の高い市場監視を実施することが必要です。

特に、世界的な金融危機後の現在の市場環境においては、不公正取引のリスクが増大しており、また実際に摘発される不公正取引の件数の増加、複数の不公正取引にまたがる複合的な事案の増加に鑑みると、実効性のある市場監視の必要性は、ますます高くなっているものと考えています。

(2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)金融・資本市場に関する情報収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査といった証券監視委の持つ機能を機動的・戦略的に組み合わせた市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分の勧告や犯則事件として告発を行うなど厳正に対処しました。これを踏まえて、検査・調査対象業者の改善・是正のほか、金融庁等の関係当局や自主規制機関の諸施策への反映、さらには、一般投資家等に対する注意喚起となったことは、市場の公正性・透明性の確保に加え、投資者の保護及び不公正な取引等の未然防止に一定の効果があったものと考えています。

(3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、①新たなリスクの分析、② 状況に応じた機動的な検査及び調査手法の確立、③意見交換・講演や各種広報媒体等を 利用した情報発信、④自主規制機関との双方向の連携等、限られた人員及び予算の中に おいて、組織横断的な情報のフィードバックの推進等、証券監視委の各機能の工夫・活 用を図った結果、効率的な市場監視の実現と市場規律の強化に向けた市場参加者への働 きかけが実施できたものと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1)今後の課題

証券監視委は、合議制の機関として金融庁に置かれており、独立してその職権を行使する組織です。証券監視委は3年毎に新体制での「今後の取組み方針」を策定しており、平成22年7月以降の新体制下において新たに「今後の取組み方針」を策定するまでの証券監視委等における「今後の課題」は、以下のとおりです。

①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

引き続き、市場の動向を踏まえた取引審査、発行市場・流通市場全体に目を向けた 市場監視、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視、クロス ボーダー取引を用いた不公正取引に対する監視といった取組みを進めていく必要があ ります。

これらの取組みを進めていくためには、自主規制機関や海外当局を含む関係機関と のさらなる連携に加え、必要な人員の確保、情報端末等のインフラの充実など、市場 分析審査体制の整備を図る必要があります。

さらに、市場規律の強化に向けた取組みについては、より幅広い市場参加者へ対し、 証券監視委の有する問題意識を共有するための情報発信を一層充実させるとともに、 自主規制機関や海外当局等に対しては、更なる議論や情報提供等を通じ、その連携を 強化する必要があります。

また、金融庁の企画部局においては、市場の透明化を向上させる等の観点から時限的に導入している空売りポジション報告・公表制度について、マーケットの状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、恒久化も含めた検討を総合的に行っていく必要があります。

②金融商品取引業者に対する効率的かつ効果的な検査の実施

グローバルに活動する業者の世界的金融危機に伴う経営危機予防の必要性の高まりや、新たな検査対象先の追加等といった証券検査を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き、業態や業者の規模、特性等に応じ、検査対象業者に関する様々な情報を収集・検討するとともに、リスク・ベースの検査計画策定、予告検査の活用、検査マニュアルの見直し、金融庁の監督部局が行うオフサイトモニタリングと検査との緊密な連携等について、取り組む必要があると考えています。

また、重大な法令違反が相次ぐファンド業者等についても、引き続き、捜査機関等との連携を進めながら対応していくとともに、無登録業者等に対する裁判所の差止命令の申立てについては、平成22年6月より財務局にも権限が委任されたことも踏まえ、その活用に適切に取り組んでいくための体制整備を図る必要があります。

③不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施

課徴金制度の特性を活かした迅速かつ効率的な調査の実施に努めていくとともに、 情報受領者によるインサイダー取引や公開買付けに関連するインサイダー取引、また インターネット取引を通じた相場操縦の増加等に機動的に対応するため、調査手法の 工夫や研修等による調査能力の向上に不断に取り組むほか、市場を取り巻く環境の変 化に対応し、新たな態様の事案についても適切に取り組んでいく必要があると考えて います。

さらに、不公正取引を未然に防止する観点から、過去の不公正取引事案の分析を行い、市場関係者の自主的な規律付けにつなげるほか、上場会社による内部管理体制の 構築を促すため、様々なチャネルを通じて情報発信をしていく必要があります。

④ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにするため、かつ、ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、資本市場の機能の十全な発揮と市場に対する投資者の信頼を確保するため、市場内外の様々な情報を収集・分析するための態勢を強化し、虚偽記載等に関する端緒の効率的な発見のための態勢を整備す

ること、過去の開示義務違反行為における不適正な会計処理を分析・類型化すること、また、国際会計基準 (IFRS) の下で開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の整備に努める等により開示検査の多様化と高度化を図る必要があります。

そのためには、金融庁の行政部局等との情報共有に加え、金融商品取引所や公認会計士協会、監査法人との間においても、粉飾事案等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有を図るなど、その連携強化に取り組むとともに、開示検査等を通じ、自主訂正等による早期の適正な情報開示が行われるよう、開示企業に働きかけていく必要があります。

⑤犯則事件に対する厳正な調査の実施

経済・金融情勢が依然として厳しい中、不公正ファイナンスをはじめ相場操縦、インサイダー取引等を含む複雑・悪質な複合事案に対して、引き続き、監視の目を光らせ、偽計を積極的に活用することにより鋭意取り組んでいくための体制整備を図る必要があります。

また、このほかの幅広い犯則態様の事件についても、引き続き、他の捜査機関や海外の関係機関との連携を強めて調査を実施していくとともに、調査の結果判明した問題点等について、証券監視委から自主規制機関や関係する業界等に還元していくことにより、その摘発及び発生防止に取り組んでいく必要があります。

これらの取組みに加え、デジタルフォレンジックの環境整備についても、引き続き 取り組んでいく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する | 要求種別 | (参考) |
|---------------------|-----------|------------|-------------|
| | 事務事業 | | 22 年度予算額 |
| 証券取引等監視委員会一般事務費 | ①23 ④5 | 予算 <継続> | 54, 245 千円 |
| 検査等一般事務費 | 2 | 予算 <継続> | 24, 588 千円 |
| 証券取引等監視経費(犯則調査経費) | (5) | 予算 <継続> | 166, 173 千円 |
| 証券取引等監視経費(課徴金調査経費) | 34 | 予算 <継続> | 21, 132 千円 |
| 課徴金制度関係経費 | 34 | 予算 <継続> | 4, 614 千円 |
| 証券取引等監視経費(証券取引審査経費) | 1 | 予算 <継続> | 549 千円 |

| 空売り報告制度のシステム整備に関する調査 経費 | 1 | 予算 <新規> | |
|----------------------------|----|----------------|--|
| 市場分析審査体制の整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 証券検査体制の整備 | 2 | 機構・定員 | |
| 課徴金・開示検査体制の整備 | 34 | 機構・定員 | |
| 犯則調査体制の整備 | ⑤ | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- 証券監視委市場分析審査課「情報受付件数」
 (平成 22 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm)
- 証券監視委市場分析審査課「取引審査実施件数」
 (平成 22 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/torihiki.pdf)
- 証券監視委総務課「講演会等の実施件数」
- 証券監視委総務課「建議の実施件数」(平成22年4月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kengi_01.htm)
- 証券監視委証券検査課「証券検査実施件数」
- 証券監視委証券検査課「問題点が認められた会社等数及び勧告件数」
 (平成22年4月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)
- 証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局審判手続室「課徴金調査に係る勧告の 実施状況」

(平成 22 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)

証券監視委課徴金・開示検査課、総務企画局審判手続室「開示検査に係る勧告の実施状況」

(平成 22 年 4 月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/kan_joukyou.htm)

証券監視委特別調査課「犯則事件の告発の実施状況」(平成22年4月掲載 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_joukyou.htm)

11. 担当課室名

<mark>証券取引等監視委員会事務局</mark>、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務 企画局企業開示課

施策Ⅱ-2-(2)

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

1. 達成目標等

| ì | 達成目標 | 市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公 正性・透明性が確保されること |
|---|-----------------|--|
| | 設定の考え方 びその根拠 | 国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。 【根拠】金融商品取引法第1条、市場強化プラン(平成19年12月21日)、生活対策(平成20年10月30日)等 |
| | 則定指標 値・達成時期) | ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数>・認定投資者保護団体の認定状況等(注)目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | 参考指標 | ・関係者との意見交換会の開催実績 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|--|
| ①自主規制機関との適切な連携等 | 市場の公正性・透明性の確保に向け、業界におけるベストプラクティスを図る等の観点から、証券化商品の原資産の追跡可能性を確保するための販売ルール作りに向けた取組支援など自主規制機関との連携に努める。また、金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。さらに、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。 |
| ②取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み | 東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等のコーポレート・ガバナンス強化のほか、自主規制機能の強化に向けた取引所の取組みを引き続き促していく。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

日本証券業協会の「第二種業の自主規制に関する勉強会」において、「第二種金融商品取引業の自主規制にむけて(論点整理)」が取りまとめられ、平成22年3月に公表されました。また、21年度の認定投資者保護団体の認定件数は2件あり、特に、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」を認定したことにより、従来、自主規制の隙間にあった第二種金融商品取引業における枠組みが整備されるとともに、5つの金融商品取引業協会から苦情処理・紛争解決の業務を受託することによって、業務の一元化が図られたと考えています。

さらに、21年6月に公表された「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の 国際化に関するスタディグループ報告」を踏まえ、取引所との意見交換会(約 20 回 開催)等を通じて、取引所関係者との適切な連携に努めた結果、各取引所において、 上場会社における第三者割当増資への対応や独立役員の確保等に係る取引所規則の 改正が行われ、取引所における上場企業のコーポレートガバナンス強化に資するもの となったと考えています。

上記の各種施策により、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展したものと考えていますが、これらに加えて、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数や日本証券業協会における苦情・相談受付件数はここ数年高水準で推移しているものの、21年度に入り減少に転じていることをも踏まえ、Aと評価しました。

- (参考 1) 金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数は、19 年度 11,819 件、20 年度 16,166 件、21 年度 14,075 件となっています。このうち、顧客からの苦情により関連するものと考えられる「個別取引・契約における顧客説明」・「個別取引・契約の結果」・「不適正な行為」・「金融機関の態勢・各種事務手続」についての受付件数は、19 年度は 4,106 件、20 年度 5,330 件、21年度 4,599 件となっています。
- (参考2) 日本証券業協会における苦情・相談受付件数は、19 年度 7,211 件、20 年度 9,591 件、21 年度 8,323 件となっています。(日本証券業協会は 22 年 2 月 1 日付で苦情処理・相談業務等を「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に委託しています。)
- (参考3) 認定投資者保護団体については、これまで、生命保険協会、日本損害保険協会及び全国銀行協会が認定を受けており、21 年度においては、信託協会及び特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが認定を受けています。

(2) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に 向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。

|4. 施策の趣旨・概要|

我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。 我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公 正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、金融商品取引所等の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 自主規制機関との適切な連携等

①取組内容

金融庁では、自主規制機関等の間における連携を図るとともに、「自主規制の隙間」にある業者に対する自主規制機関の対応についての検討等を推進するため、関係者との意見交換会の開催等の取組みを行っています。日本証券業協会に設置された「第二種業の自主規制に関する勉強会」において、「第二種金融商品取引業の自主規制にむけて(論点整理)」が取りまとめられ、22年3月に公表されたところです。

また、日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に対して、認定投資者保護団体の認定を22年1月に行いました。

加えて、日本証券業協会が主催する「社債市場の活性化に関する懇談会」へオブザーバーとして参加するなどの取組みを行っています。

2評価

「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」は、日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会の苦情処理・紛争解決の業務を一元化して実施することにより、業務の横断化・平準化を図るものであり、また、これら5協会の会員以外の「自主規制の隙間」にある第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体でもあります。自主規制機関との連携の結果として、こうした団体が設立されたことは、評価に値するものと考えています。

なお、認定投資者保護団体は、金融商品取引法が施行されて以降、5団体が認定を受けており、各業界団体における利用者保護の取組みが進んでいると考えています。 また、21年度における、5団体での苦情受付件数は 437件、あっせん受付件数は 101件となっています。

(2)取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能 の強化への取組み

①取組内容

東京証券取引所は、上場制度の整備について検討を行い、21 年5月に「「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について」を取りまとめ、公表しました。

さらに、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディ

グループ」において、20 年 10 月から上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について幅広く審議を行い、その結果を取りまとめた報告書を 21 年 6 月に公表しました。

これらの内容等を踏まえ、取引所関係者との意見交換会等を通じて、取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化に向けた取組みを促してきました。

各証券取引所においては、21年7月以降、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上、及び、実効性確保手段の適用対象の拡充等に係る規則改正が順次実施されています。

②評価

株主・投資者の保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める等の取引所規則の改正が行われており、取引所における取引の公正性・透明性の確保に向けた取組みが進んでいるものと考えていますが、上記報告書の内容等を踏まえ、取引所における上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けたさらなる取組みが求められることから、引き続き本取組みを促していくことが必要と考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市 場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があり、 そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場 の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、金融商品取引所及び金融商 品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適 正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要と考えています。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等が行われたほか、 日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」が、認定投資者保護団体の認定を受けるなど、 市場関係者の自主的な取組みが円滑に進みました。

こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながったものと考えています。

他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が高 水準にあることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要があると考えてい ます。

(3) **効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか**) 市場関係者の自主的な取組みを強化するという事務事業であるため、特段の予算支出 を必要とするものではありません。

21年6月に「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディーグループ報告」を公表しましたが、周知にあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 自主規制機関との適切な連携等

22年3月に公表された「第二種金融商品取引業の自主規制にむけて(論点整理)」を踏まえ、引き続き自主規制機関と連携して取り組んでいく必要があります。

② 取引所における上場企業等のコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み

21 年6月に公表された、「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」を踏まえ、取引所における取組みを引き続き促す必要があります。

具体的には、東京証券取引所(上場制度整備懇談会)において22年3月に公表された「上場制度整備の実行計画2009(具体策の実施に向け検討を進める事項)に関する審議のとりまとめ」における、議決権電子行使プラットフォーム「の利用促進等について、取組みを促していきます。

金融庁としては、取引所規則の改正等を含め、上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた真剣な取組みをさらに推進していく予定です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

なし

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

監督局証券課「認定投資者保護団体一覧」
 (http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10c.html)

- 監督局証券課調「認定投資者保護団体の苦情・あっせん受付件数」
- ・ 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」(平成22年4月28日公表、

http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20100428.html)

・ 日本証券業協会「平成 21 年度のあっせん・苦情・相談の処理状況について」

¹ 国内外の機関投資家が株主総会において円滑に議決権行使することを可能とする電子投票システム

(http://www.jsda.or.jp/html/pdf/20100517hp.pdf)

- ・ 総務企画局市場課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」(平成21年6月17日公表、
 - http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)
- ・ 東京証券取引所「上場制度整備の実行計画 2009(具体策の実施に向け検討を進める事項)に関する審議のとりまとめ」(平成 22 年 3 月 31 日、

http://www.tse.or.jp/rules/seibi/jikkou2009.pdf)

11. 担当課室名

<mark>総務企画局市場課</mark>、監督局証券課

施策Ⅱ-2-(3)

市場の透明性確保に向けた会計制度の整備

1. 達成目標等

| 達成目標 | 金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度 の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向 上に資すること |
|----------------------|---|
| 目標設定の考え及びその根拠 | - に向けた取組みを積極的に推進する。 |
| 測定指標 (目標値・達成 ・ | ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況 <asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況(asbj)による会計基準設定状況(asbj)による会計基準設定状況(asbj)を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を< td=""></asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況<asbj)による会計基準設定状況(asbj)による会計基準設定状況(asbj)による会計基準設定状況(asbj)を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を<> |
| 参考指 | ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・企業会計審議会における意見の集約状況 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------------------------|---|
| 事務事業 ①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | 実施内容 金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。こうした中、企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際的な基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業や日本基準のコンバージェンスを進めている。このため、金融庁は、ASBJによるコンバージェンスに向けた取組みを支援するとともに、国際会計基準設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与するため、海外当局との連携を強化する。 さらに、国際会計基準(IFRS)に関する国際的な動向等を踏まえ、IFRSの我が国企業への適用等、我が国の企業会計のあり方につき、企業会計審議会において国内の意見集約を推し進め、IFRSの任意適用に向けて必要な態勢整 |
| | 備を行うとともに、意見集約の結果を踏まえた対応を着実に 実施する。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

国際会計基準(IFRS)の日本企業への適用に関しては、平成 21 年 6 月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を受けて、連結財務諸表規則等を改正しました。これにより、22 年 3 月期末から一定の上場企業の連結財務諸表に対する IFRSの任意適用が認められています。また、円滑な任意適用のために、IFRSによる開示例の公表等を行うとともに、24 年頃に予定されている IFRSの強制適用の是非の判断のために IFRSに関する諸課題について検討を進めております。さらに、IFRSに関する諸課題の検討の場として民間が中心となり設立された IFRS対応会議における検討に参加し、民間における IFRS 適用の取組みを慫慂しております。

海外当局との連携に関しては、国際財務報告基準財団 (IFRS財団 (IFRSF) (旧国際会計基準委員会財団 (IASCF)) のガバナンス強化を目的として日本・米国・欧州の市場規制当局が中心となり 21 年 1 月に設立された IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際的な活動等により、高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化に向けて一定の成果が上がったと考えています。

なお、これらの取組みは、ASBJが作成しているプロジェクト計画表を遵守したものであり、我が国における会計基準のコンバージェンス等に向けた取組みは、適切に進められたと考えております。

また、我が国上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた 取組みとして、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正し、開示 内容等の一層の充実を図ることとしました。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、国際的な動向や環境の変化、取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(非上場会社の会計基準や個別財務諸表の取扱いに関する検討等)を行う必要があります。

|4.施策の趣旨・概要|

我が国の会計基準は、ASBJにおいて精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて 遜色のない高品質なものとなっていますが、IFRSを中心とした会計基準の国際 的なコンバージェンスに的確に対応するために、会計基準等を巡る国際的動向を踏 まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していくこととしています。

一方で、金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、IFRSの我が国企業への任意適用や強制適用の是非の判断等について、企業会計審議会における議論等を通じ、意見書の公表による意見集約の結果を踏まえた対応を着実に実施していくこととしています。

また、高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団におけるガバナンス

強化に向けて、海外当局とも連携して積極的に関与していくこととしています。 さらに、コーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、 その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、 内外市場関係者等との議論や指摘をも踏まえ、上場企業等のコーポレート・ガバナ ンスの充実・強化に向けた取組みを行うこととしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|---------------|-------------------|-------------------------|
| 第1回G20首脳会合(ワシ | 平成 20 年 11 月 15 日 | ・世界の主要な会計基準設定主体は、単一 |
| ントン・サミット) | | の、質の高い国際基準を創設 |
| 「金融・世界経済に関する | | |
| 首脳会合 宣言」 | | |
| 第2回G20首脳会合(ロン | 平成 21 年 4 月 2 日 | ・会計基準設定主体に対し、評価及び引当 |
| ドン・サミット) | | てに関する基準を改善し、単一の質の高 |
| 「回復と改革のためのグ | | いグローバルな会計基準を実現するた |
| ローバル・プラン」 | | め、監督当局及び規制当局と緊急に協働 |
| | | することを求める |
| 第3回G20首脳会合(ピッ | 平成 21 年 9 月 24 日 | ・ 国際会計基準設定主体に対し、その独 |
| ツバーグ・サミット) 首脳 | ~25 日 | 立した基準設定プロセスの枠内におい |
| 声明 | | て、単一の質の高い世界的な会計基準を |
| | | 実現するための努力を倍増すること、そ |
| | | して 2011 年6月までにコンバージェン |
| | | ス(収れん)プロジェクトを完了するこ |
| | | とを求める。 |
| | | ・ 国際会計基準審議会 (IASB) の制度的 |
| | | 枠組みは、様々な利害関係者の関与をさ |
| | | らに向上すべきである。 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

- (1) 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進
 - ①取組内容
 - イ、会計基準の国際的なコンバージェンス

ASBJとIFRSの設定主体である国際会計基準審議会(IASB)との間で公表した「東京合意」では、中期目標として、23年6月までに、以前から識別されてきた日本基準とIFRSとの差異を解消することとしており、21年9月にロンドンで開催された会合において、両者は会計基準のコンバージェンスに向けた協力の継続を確認しました。

ロ. IFRSの日本企業への任意適用

金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、20年10月から企業会計審議会において、IFRSの日本企業への適用に関する検討を行い、21年6月に、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表しました。これを受け、21年12月に「連結財務諸表規則」等を改正し、22年3月期末から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用を認めています。また、22年3月には、IFRSの任意適用会社が準拠すべき企業会計の基準として、新しく基準化・改訂された基準を追加で指定しました。

ハ. IFRSの円滑な導入

IFRSの円滑な任意適用のために、21 年 12 月に、実務の参考として、IFRSに基づく連結財務諸表の開示例を公表しました。また、IFRSの導入に際しての課題整理、その対応についての方針・戦略等の検討のために、21 年 7 月に、民間団体が中心となった IFRS対応会議が設立されており、金融庁もオブザーバーとして参加しています。さらに、日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、22 年 3 月に、民間団体が中心となった非上場会社の会計基準に関する懇談会が設立され、金融庁もオブザーバーとして参加しています。このほか、外部での講演会へ参加するとともに、金融機関向け説明会等を実施することで、IFRSへの理解促進や適用に向けた取組みを支援しております。

二. IFRSの基準設定及びガバナンスへの関与

IASBにおける基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、金融危機を受けてIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)が設置した金融危機諮問グループ(FCAG)へのオブザーバーとしての参加、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構(IOSCO)等の国際会議へのメンバーとしての参加、関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っております。

②評価

20 年 12 月に、EUの欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されているIFRSと同等である。」との決定を公表し、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となっています。その後の継続したコンバージェンスへの対

応により、日本の会計基準は国際的に高品質に保たれており、EUによる同等性評価の決定も維持され、日EU双方の金融・資本市場の開放性が保持されております。

IFRSの日本企業への適用については、21年12月に行われた「連結財務諸表規則」等の改正により、一定の日本企業に対するIFRSの任意適用が認められることになり、日本企業の国際競争力の強化、財務諸表の国際的な比較可能性の向上、日本の金融・資本市場の国際的魅力の向上に向けた貢献が出来たと考えています。

また、IFRS対応会議における検討への参加、IFRSによる連結財務諸表の開示例の公表により、日本企業によるIFRSの円滑な任意適用にも貢献できたと考えています。さらに、非上場会社の会計基準に関する懇談会における検討に参加しており、24年に予定されているIFRSの強制適用の是非の判断のための課題について、着実に検討が進められていると考えています。

IASBによる基準設定及びIFRS財団のガバナンスに関しては、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行うとともに、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等における積極的な活動を通じて、単一で高品質のグローバルな会計基準の実現、IFRS財団のガバナンスの強化への貢献ができたと考えています。

(2) 上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実・強化

①取組内容

上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るため、 以下のとおり「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正しました。

イ. 第三者割当増資等に係る開示の充実

有価証券届出書等において「第三者割当増資」及び「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(MSCB等)」に関する開示の充実を求めることとしました(22年2月1日以後に提出する有価証券届出書等から適用)。

また、有価証券報告書において、信託等を利用した従業員持株制度の内容の開示を求めるほか、有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とすることとしました(21 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

ロ、上場会社のコーポレート・ガバナンスに係る開示の充実

上場会社の有価証券報告書等において「役員報酬」、「コーポレート・ガバナンス体制」及び「株式保有の状況」に関する詳細な情報の開示を求めるほか、臨時報告書において「議決権行使結果」についての詳細な情報の開示を求めることとしました(基本的に22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。なお、当該開示は上場会社を対象としており、非上場会社は従前どおりの開示となります。

②評価

上場会社のコーポレート・ガバナンスについては、金融審議会の我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおいても議論が行われ、その議論を取りまとめた報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」が21年6月17日に公表されましたが、その後の内外市場関係者等との議論や指摘をも踏まえ、上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図るための「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正しました。コーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、当該改正により、我が国上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取り組みが図られたものと考えます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラであ る会計基準については、国際的に高品質なものである必要があり、昨今の金融危 機を受けて開催されたG20首脳会議においても、単一で質の高いグローバルな会 計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が求められております。また、単一で 高品質のグローバルな会計基準の実現には、基準設定主体のガバナンス向上が不 可欠であり、市場規制当局として、海外当局とも連携し、IFRS財団のガバナ ンス強化に努めていく必要があります。

さらに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスについて国内外の投資家の関心は非常に高く、その情報は投資者が投資判断を行う際の重要な情報であると考えられることから、関係当局等と連携し、上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みを行っていく必要があります。

なお、金融・資本市場の公正性・透明性の向上により、我が国金融・資本市場 の活性化、国際競争力の強化が見込まれ、日本経済の持続的な成長に貢献してい くことも期待されます。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 会計基準のコンバージェンスへの継続した対応により、日本の会計基準が国際 的に高品質に保たれるとともに、EUによる会計基準の同等性評価の決定が維持 されていること、IFRS財団モニタリング・ボードを初めとする国際会議等に おける積極的な活動により、IFRSの品質及びその設定主体のガバナンスが強 化されていること、一定の日本企業に対してもIFRSの任意適用を認めたこと 等から、企業財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上を通じて、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。

また、上場企業等のコーポレート・ガバナンスに関する開示内容の充実を図る

ため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されたことから、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融庁として積極的に施策に取り組むだけでなく、国内・海外関係者とも連携 して取り組むことで、施策効果の実現に向けた業務を行っており、経済取引・企 業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大 限かつ効率的に活用していると考えています。

8.今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

昨今、世界的な金融・経済情勢の変化を受け、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きは一層の加速化の様相を呈しており、21 年9月にピッツバーグで開催されたG20 首脳会議において、国際会計基準設定主体に対し、23 年6月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了することを求める声明が公表されています。また、21 年6月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」において、日本企業に対するIFRSの将来における強制適用の是非の判断を、24 年を目途に行うことが考えられるとしており、強制適用の対象及び方法、個別財務諸表の取扱い等のIFRS適用における諸課題の達成状況等を確認することが求められています。さらに、IFRSをより高品質な会計基準とするために、国内関係者によるIFRSの基準設定への早期段階からの関与を慫慂し、基準設定主体のガバナンス強化への貢献を一層深めていく必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|---|--------------|------------|------------------|
| 企業財務諸制度調査等経費 | 1 | 予算 <継続> | 52, 626 千円 |
| 総務企画局審議官(開示担当)の増設 | 1 | 機構・定員 | |
| 国際会計基準等への対応強化 | 1 | 機構・定員 | |
| 上場会社等のガバナンス強化のための開示・ 監査のあり方の検討の促進に係る体制整備 | その他 | 機構・定員 | |

9.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は 2011 年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表」(平成 19 年 8 月 8 日、 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_200708 08.jsp)
- 総務企画局企業開示課「会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について」
 (平成20年12月15日、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html)
- ・ 企業会計基準委員会「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」(平成 20 年 12 月 26 日、
 - https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_200812
 26.jsp)
- 総務企画局企業開示課「欧州連合(EU)における会計基準の同等性評価について」
 (平成21年1月7日、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090107.html)
- 企業会計基準委員会「プロジェクト計画表の更新について」(平成21年9月2日、 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_200909 02.jsp)
- ・ 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が、会計基準のコンバージェンスに向けて継続的な協力を再確認(第10回会合)」(平成21年9月9日、
 - https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_200909 09.jsp)
- 企業会計審議会 事務局「「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」の公表について」(平成21年6月30日、 http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html)
- ・ 総務企画局企業開示課「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の 一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項につい て(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメント の結果等について」(平成21年12月11日、
 - http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html)
- ・ 総務企画局企業開示課「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(平成22年3月3日、
 - http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100303-1.html)
- 総務企画局企業開示課「企業会計基準委員会「IFRS対応会議~IFRS導入のロードマップに対応した民間の推進機関~が発足」」(平成21年7月3日、https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/IFRS/20090703/index.jsp)
- 総務企画局企業開示課「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例の公表について」(平成21年12月18日、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091218-1.html)
- ・ 企業会計基準委員会「非上場会社の会計基準に関する懇談会の設置について」(平成

22年2月25日、

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/establishment/20100225/press_release/index.jsp)

- 総務企画局企業開示課「モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団 (IAS CF) 評議員会との第一回会合について」(平成21年4月3日、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090403_1.html)
- ・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードによる「G20 首脳の要請に対するデュープロセスに関するモニタリング・ボード 声明」の公表について」(平成 21 年 6 月 9 日、

http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090609.html)

・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードによる「金融機関の財務報告上の論点に関する専門的な対話の促進に関する声明」の公表について」(平成21年7月9日、

http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090709.html)

- 総務企画局企業開示課「国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードによる「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」の公表について」(平成21年10月2日、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20091002.html)
- ・ 総務企画局企業開示課「国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードによるIASBとFASBの共同声明に対する声明の公表について」(平成21年11月13日、http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20091113.html)
- 総務企画局市場課「金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について」(平成21年6月17日、 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)
- 総務企画局企業開示課「「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について」(平成21年12月11日、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-4.html)
- ・ 総務企画局企業開示課「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等 について」(平成22年3月31日、
- http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8.html)

11. 担当課室名

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ-2-(4)

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

1. 達成目標等

| ì | 達成目標 | 投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること |
|----------------|-----------------|---|
| | 設定の考え方 びその根拠 | 有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、・市場強化プラン(平成19年12月21日)等 |
| 測定指標(目標値・達成時期) | | ・電子開示システム(EDINET)の稼働率 (99.9%・平成 21 年度末) (注) システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 |
| 参考指標 | | ・EDINETサイトへのアクセス件数・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数・大量保有報告書の提出件数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------------------|---|
| ①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備 | 20 年度から導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。また、内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況等を適宜フォローアップする。開示書類の虚偽記載、不提出の違反行為については、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。なお、有価証券報告書については、重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させる。 EDINETについては、「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等について、システムによるチェック機能の強化等を行うために必要なシステム開発を行う。また、日米欧で異なるXBRLのタクソノミ(電子的雛形)の基本的な構造・用語・運用方法等について共通化し、相互運用性・比較可能性を確保するための検討を進める。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

「内部統制報告制度に関するQ&A」の再追加による明確化、及び運用の見直しに向けた検討の進展、公開買付制度及び大量保有報告制度に関するQ&Aの公表による法令解釈の明確化、平成21年度3月期有価証券報告書に対する重点審査の実施及びEDINETの稼働率が99.96%と目標を達成し、市場の透明性・公正性の確保のための取組みが着実に進展していると認められることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっており、金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実に向け、今後も同様の取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャー制度に関するQ&Aの公表及び再追加並びに運用の見直 しに向けた検討は、ディスクロージャー制度の趣旨等の明確化や、より実効性のある 制度の実現に向けた施策であると考えています。

さらに、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

- (1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行
 - ①取組内容
 - ア. 内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化

21 年 4 月 2 日に、主に、①重要な欠陥の意義や、②内部統制報告書の記載例を 例示するため、「内部統制報告制度に関するQ&A」を再追加しました。

また、21年7月7日、制度導入初年度にあたる21年3月決算会社の内部統制報告書の提出状況を公表しました。内部統制の評価結果を「重要な欠陥」があると記

載した会社は 56 社、全体の 2.1%となり、米国における導入初年度の状況と比しても、低い比率となっています。

さらに、企業や監査人にアンケート調査等を実施し、寄せられた要望事項を分析した結果、より明確化すべき部分や、企業の規模等に応じて弾力化すべき部分がありうると考えられることから、制度導入2年目以降の有効かつ効率的な制度の運用の見直しのため、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準やQ&Aの見直しなど、具体的な検討に着手しました。

イ. 公開買付制度及び大量保有報告制度に関する法令解釈の明確化

金融商品取引法の公開買付制度及び大量保有報告制度に係る法令解釈の明確化を図るため、21年7月3日に「株券等の公開買付けに関するQ&A」を、22年3月31日に「株券等の大量保有報告に関するQ&A」を公表しました。

また、21 年 11 月 26 日及び 22 年 3 月 31 日には「株券等の公開買付けに関する Q&A」に新たな質問及び回答を追加しました。

ウ. 開示制度における課徴金制度の適切な運用

20年12月から「金融商品取引法」上の課徴金制度の対象が拡大され、新たに発行開示・継続開示書類の不提出及び公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出についても課徴金制度の対象となったことを踏まえ、違反事案については証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら課徴金制度を適切に運用しています。

エ. 有価証券報告書に対する重点審査の実施

開示上重要な事項や法令改正が行われた事項等が適切に開示されているかを審査することを目的として、21年3月期有価証券報告書(21年6月30日提出期限)の提出会社のうち、各財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局に調査票を提出した会社3,055社を対象に重点審査を実施し、訂正が必要な会社については21年12月までに全て訂正報告書が提出されました。

②評価

内部統制報告制度、公開買付制度及び大量保有報告制度に関するQ&Aの公表及び再 追加は、制度の趣旨等の明確化や、より実効性のある制度の実現に向けた施策であり、 企業又は監査人等並びに投資家の制度理解に資するものと考えられます。

また、内部統制報告制度導入2年目以降の運用の見直しについては、内部統制報告制度を、実態を踏まえた、より実効性のあるものとしていくために必要なものであると考えております。21年7月の21年3月期決算会社の内部統制報告書の提出状況の公表については、重要な欠陥が発生した要因等を踏まえた、内部統制と企業の属性との因果関係の分析等に利用でき、今後、上記運用の見直しに関しても、有益な資料となると考えられます。

さらに、開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員

会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止に努めました。また、提出された有価証券報告書に対して重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させることにより適切な開示が行われました。

これらの取組みの結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護が図られているものと考えられます。

(2) EDINETの整備・運用

①取組内容

「EDINET運用改善に関する論点整理」(20 年 2 月)を踏まえ、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設け、金融市場の公平性・透明性の向上、投資者の保護を図るためのシステム開発等を行いました。

また、EDINET¹で提出されているXBRLデータ²の利活用の向上を図ることを目的とする「投資情報の充実及び利活用に向けたIT化の促進(個人投資者等の市場参加促進事業)」を行うため、21年度補正予算で、「XBRLの対象範囲の拡大等に係るタクソノミ等の開発」並びに「投資情報の利活用促進に向けた情報提供機能開発」を行っています。

さらに、XBRLデータの国際的な相互運用性、比較可能性を確保するために、タクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化すべく、米国証券取引委員会及び国際会計基準委員会財団との間で、タクソノミ³の国際標準策定のための検討を行ってきました。その検討結果として、22年1月に国際標準技術仕様の概要が取りまとめられました。

EDINETの運用については、定期的な保守を行い、システムの安定運用に努めました。

②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)は、資料1のとおり22年3月末は約5.800社となっており、21年3月末と同様の水準となっています。

また、有価証券報告書の提出件数については、資料2のとおり年々増加傾向にあり、 21年度の臨時報告書の提出件数は約8,000件となっており、依然、高水準となってい ます。

以上のことから、開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)については、資料3のとおり年々増加傾向にあり、21年度には約5,928,000件(月平均)のアクセスがありました。

さらに、EDINETについては、稼働率を測定指標とし、目標値を99.9%としていましたが、システムの安定運用に努めた結果、99.96%となり目標を達成しました。

¹金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

²財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語

³ X B R L を用いた財務情報の電子的な様式

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進とEDINETの安定運用に努めた結果として、EDINETが投資者に対して投資判断に必要な情報提供の効果を表しているものと考えています。

【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)の推移】

(単位:社)

| 13年6月末 | 19年6月末 | 20年6月末 | 21 年 6 月末 | 22 年 3 月末 | 21 年 3 月末 |
|--------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | (参考) |
| 約 500 | 約 5, 200 | 約 5, 700 | 約 5, 800 | 約 5, 800 | 約 5, 700 |

(出所) 総務企画局企業開示課調

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

(単位:件)

| | | | \ |
|-----------|---------|---------|---------------|
| 提出書類 | 19 事務年度 | 20 事務年度 | 21 年度 |
| 有価証券報告書 | 8, 790 | 9, 319 | 9, 491 |
| 訂正有価証券報告書 | 5, 388 | 3, 169 | 1, 599 |
| 臨時報告書 | 7, 159 | 8, 182 | 7, 968 |
| 訂正臨時報告書 | 596 | 588 | 574 |
| 大量保有報告書 | 2, 690 | 1, 915 | 1, 680 |
| (大量保有)変更報 | 10, 747 | 10, 026 | 8, 327 |
| 告書 | | | |
| (大量保有) | 2, 703 | 3, 385 | 3, 117 |
| 訂正報告書 | | | |

(出所) 総務企画局企業開示課調

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)の推移】

(単位:件)

| 19 事務年度 | 20 事務年度 | 21 年度 |
|---------------|---------------|---------------|
| 約 1, 000, 000 | 約 4, 438, 000 | 約 5, 928, 000 |

(出所) 総務企画局企業開示課調

(注) 20年3月17日にEDINETシステムの再構築が行われたためアクセス件数が増加しています。これは、システムの変更に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されたことによります。

また、システムの変更によりそれ以前の件数を年度で集計しなおすことが困難 なため、本年度以前の件数は、昨年の報告書をもとにしています。

|7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの 投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度 の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。

開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの推進が必要と考えています。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 内部統制報告制度、公開買付制度及び大量保有報告制度に関するQ&Aの公表及び再 追加並びに内部統制報告制度導入2年目以降の運用の見直しに向けた検討については、 制度の明確化等を通じて、財務情報等の透明性・信頼性の向上のために有効な施策であ ると考えています。

開示書類の虚偽記載及び不提出の違反行為については、証券取引等監視委員会及び財務局等と連携をとりながら、対象が拡大された課徴金制度を適切に運用することで抑止力として有効に機能しているものと考えています。また、提出された有価証券報告書に対して重点審査を行い、記載誤り等を適宜是正させることにより、適切な開示が行われ、投資者保護に資するものと考えています。

EDINETの安定した運用は、投資者がその責任において有価証券の価値その他の 投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図るという目的に十分寄与して いるものと考えています。

(3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

内部統制報告制度に関するQ&Aの再追加や運用の見直しに向けた検討は、民間団体に趣旨を説明し、その協力により、集約した要望を参考にして行ったものであり、低コストで効率的に実施できたと考えています。

また、EDINETについては、問題のある大量保有報告の早期発見機能を設けたことにより、審査の効率性が図られたものと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

内部統制報告制度の運用の見直しについては、21 年度には、基準・実施基準やQ&A 等の見直しに向けて、具体的な検討に着手したところですが、22 年度においては、必要 な手続を経て、これらの見直し作業を実行に移していく必要があります。

なお、この場合には、企業の財務情報の透明性・信頼性の向上を図りつつも、特に企業の規模等に応じた弾力的な運用を促していくことに留意する必要があります。

また、EDINETは、20年3月より財務諸表において、財務情報の分析・加工を容易に行えるようXBRLを導入するなど、投資者等への情報提供の整備を進めてきたところですが、開示システムを国際水準まで引き上げるとともに、国民にとって真に使いやすいシステムの提供を行うため、XBRLの対象範囲拡大(有価証券報告書等に含まれる定性的情報のXBRL化及び有価証券報告書以外の開示書類のXBRL化)、検索・

分析機能の向上等をできるだけ速やかに図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|---|--------------|------------|------------------|
| 有価証券報告書等電子開示システム整備経費 | 1 | 予算 <継続> | 833, 490 千円 |
| 業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費 | 1 | 予算 <新規> | _ |
| 制度改正等へ対応するための経費 | 1 | 予算 <継続> | 45, 500 千円 |
| 次世代EDINETの開発等に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 開示制度の運用に係る体制の強化 | 1 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

- 総務企画局企業開示課「「内部統制報告制度に関するQ&A」の再追加について」(平成21年4月2日公表、http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402-1.html)
- ・総務企画局企業開示課開示業務参事官室「「株券等の公開買付けに関するQ&A」の公 表について」

(平成 21 年 7 月 3 日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20090703.html)

- ・総務企画局企業開示課「「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加について」(平成21年11月26日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20091126.html)
- ・総務企画局企業開示課「「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加について」(平成22年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-11.html)
- ・総務企画局企業開示課開示業務参事官室「「株券等の大量保有報告に関するQ&A」の 公表について」

(平成 22 年 3 月 31 日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-12.html)

・総務企画局企業開示課「平成 21 年 3 月決算会社に係る内部統制報告書の提出状況について」

(平成21年7月7日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20090707-6.html)

- 総務企画局企業開示課「有価証券報告書の重点審査及び状況調査について」
 (平成21年5月26日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20090526.html)
- ・総務企画局企業開示課「EDINETによる開示書類等の提出会社数(内国会社)の

推移」

- ・総務企画局企業開示課「EDINETへの開示書類等の提出件数の推移」
- ・総務企画局企業開示課「EDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)の 推移」

11. 担当課室名

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ-2-(5)

公認会計士監査の充実・強化

1. 達成目標等

| j | 達成目標 | 厳正な会計監査の確保を図ること |
|--------------------|------|---|
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | | ・品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 <報告受理件数、審査件数、立入検査件数> (注)目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | 参考指標 | ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・日本公認会計士協会等との意見交換の実績 ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・公認会計士・監査審査会ホームページへのアクセス件数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・公認会計士試験の受験者数 ・講演会等の実施回数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| ①監査基準等の整備に係る対応 | 企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動 向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対 応を行う。 |
| ②公認会計士・監査法人等に対する 適切な監督等 | 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、 公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。 また、関係団体との対話の充実を図ると共に、産業界の実 態等に留意しつつ、必要に応じて公認会計士の資格要件であ る業務補助等の情報の充実を行う。 |
| ③品質管理レビューの的確な審査及 び監査法人等に対する的確な検査 等 | 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査を的確に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査の実施に関する検討を進めるなど、適切な対応を行う。 |
| ④諸外国の監査監督機関との協力・連携 | 監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するととも に、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏ま え、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。 |

| ⑤公認会計士試験の実施の改善 | 公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より |
|----------------|-------------------------------|
| | 魅力的な試験とするため、平成 22 年試験から短答式試験の |
| | 実施を年2回に増やすなど、公認会計士試験の実施方法につ |
| | いて具体的な改善策を講じる。また、幅広い人々が受験する |
| | よう広報の強化に努める。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

国際的な動向を踏まえて監査基準を改訂しました。また、虚偽又は不当な監査証明を行った公認会計士・監査法人に対し厳格な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めたほか、品質管理レビュー「の審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査を的確に実施しました。

さらに、外国監査法人等に対する検査については、検査監督の考え方や実施に関する基本指針を策定するなど適切に対応し、国際的な会合や二国間協議等を通じて諸外国の監査監督機関との協力・連携を強化したほか、公認会計士試験の実施の改善等を着実に実施しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、環境の変化(監査に関する国際的動向、公認会計士試験合格者等の活動領域に関する動向等)や取組みの有用性(監査法人に対する業務改善の進捗状況等のフォローアップ等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

|4.施策の趣旨・概要|

我が国の資本市場が、その機能を十分に発揮していくためには、企業財務情報が適正に 開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情 報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点か ら、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

_

¹ 日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査。(公認会計士·監査審査会 H P)

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 監査基準等の整備に係る対応

①取組内容

企業会計審議会では、国際監査基準 (ISA) における、明瞭性 (クラリティ) プロジェクト²による基準改正を踏まえた、我が国監査基準の改訂について審議を行い、平成 22 年 3 月 26 日に開催された、企業会計審議会総会・第 24 回監査部会合同会合において、「監査基準の改訂に関する意見書」をとりまとめました。

②評価

ISAの改正を踏まえ、監査基準の改訂を行ったことにより、監査基準の国際的な整合性がより高まり、公認会計士監査の質の向上に寄与したものと考えられます。

(2) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

①取組内容

ア. 金融庁では、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対し厳格な処分を行うなど、監査法人等に対する適切な監督に努めました。

また、監査法人等との意見交換会を開催するなど、関係団体との対話の充実に努めました。

| 区分 | 20 年度 | 21 年度 |
|------------------|-------|-------|
| 監査法人に対する処分 | 3法人 | 1 法人 |
| 公認会計士に対する懲戒処分 | 7名 | 5名 |
| 監査法人に対する業務改善指示件数 | 3法人 | _ |

【資料1 公認会計士法に基づく行政処分】

(出所) 総務企画局企業開示課開示業務参事官室調

イ. 金融庁は、21年7月に「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会中間取りまとめ」を公表するとともに、合格者等の意識改革や企業に対し就職説明会の参加の呼びかけ、経済界における周知活動など、関係団体と連携しながら合格者が経済界で活躍しやすくなるような環境整備に向けた取り組みを行いました。

また、公認会計士資格取得に必要な実務経験に該当する業務の実例について金融 庁ウェブサイトに掲載したほか、これらの実例を記載したパンフレットを、公認会 計士・監査審査会(以下「審査会」という。)とともに作成・配布するなど、公認会 計士の資格要件である業務補助等の情報の充実に努めました。

他方、公認会計士試験合格者の経済界等への就職は進んでおらず、現状のまま推

² 監査において必ず実施すべき手続き(要求事項)と、そうでないものとを明確化すること等を目的とするプロジェクト。2004年から開始され、2009年3月に完了。これにより、37本の監査の基準が改正された。(金融庁HP)

移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことが懸念されるなどの状況を踏まえ、21 年 12 月より公認会計士制度に関する懇談会において、公認会計士試験・資格制度等について検討を行いました。

②評価

財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど適切な監督を実施したことは、各監査法人等に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

また、監査法人等との意見交換会を開催したほか、公認会計士の資格要件である業務補助等の情報の充実を行ったことは、行政対応の予測可能性の向上に資するものと考えています。

(3) 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

①取組内容

ア. 審査会は、品質管理レビューの審査結果等に基づき、公認会計士(個人事務所) 及び監査法人に対し報告徴収を行い、公認会計士(個人事務所)においては品質管 理のシステムの整備状況について、監査法人においては品質管理のシステムの監視 について検証しました。

また、審査結果を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施し、検査結果を通知して問題点を指摘するとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。

さらに、監査法人等による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを 促すことなどを目的として 20 年 2 月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘 事例集」について、その後の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ て指摘事例を追加・削除したほか、背景・原因を可能な限り記載し、根拠規定を明 記して利用者の確実な理解を図るよう見直しを行い、21 年 6 月に公表しました。

【資料2 審査及び検査状況】

| 区分 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------------------------|-------|-------|
| 前年度の品質管理レビューの結果 に対する審査 | 131 件 | 120 件 |
| 監査法人に対する検査 | 6法人 | 7法人 |
| 金融庁長官に対する勧告 | 2法人 | 1 法人 |
| 当年度の品質管理レビューの報告 受理 | 94 件 | 64 件 |

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室調

イ. 金融庁及び審査会は、外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施 手続や留意事項等を定めるため、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」につ いて、パブリックコメントに付した上で 21 年 9 月 14 日に公表しました。また、当 該考え方等を踏まえ、審査会は、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人 等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」について、同様にパブリックコメン トに付した上で 22 年 1 月 14 日に公表しました。

②評価

品質管理レビューを審査し、その結果等に基づき、監査法人に対して検査を実施し、 検査結果を通知して問題点を指摘したこと、また、これらの検査結果等を踏まえて指 摘事例を追加・削除したほか、背景・原因を可能な限り記載し、根拠規定を明記して 利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の見直しを行ったことは、監査法人等 の監査の品質管理の向上を促し、我が国の監査の質の向上に資するものと考えていま す。

さらに、上記①のイ. の基本指針等を公表し、外国監査法人等に対する検査等の実施に向けた準備を進めたことは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

(4)諸外国の監査監督機関との協力・連携

①取組内容

金融庁及び審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」に基づき、諸外国の監査監督機関との間で、情報交換の取極めの締結等に向けた協議を行いました。さらに、22年2月、欧州委員会より、欧州域内の監査法人の監査調書等の送付を可能とする第三国当局として、金融庁及び審査会の適格性を認める提案が公表されたことを受けて、欧州各国との協議を一層促進しました。

また、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR) 3 が21年4月(第5回バーゼル)、9月(第6回シンガポール)及び22年3月(第7回アブダビ)に開催され、監査品質の向上のための国際的な監査ネットワークや投資家との対話、各国の検査に関する状況について意見交換等を行いました。さらに、IFIARの検査ワークショップ 4 (22年2月パリ)等に参加し、我が国の検査における課題や経験を紹介し、諸外国と知見の共有を行いました。

②評価

情報交換の取極めの締結等に向けた二国間協議の実施や、国際的な会合における議論への積極的な貢献等を通じて、諸外国の監査監督機関との連携を強化できたことは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えています。

³ 各国の監査監督機関の長が集まり、各国の動向について情報交換等を行っている。22 年 3 月末時点で 35 カ国・ 地域が加盟。(公認会計士·監査審査会 H P)

⁴ 各国の監査監督機関の監査検査の技術と経験を共有することを目的に設立。(公認会計士・監査審査会HP)

(5) 公認会計士試験の実施の改善

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、平成22年試験から短答式試験を年2回実施することとし、21年12月に、平成22年第1回短答式試験を実施しました。

また、受験者の利便性向上の観点から、平成 22 年試験から、短答式試験について、 試験期日から合格発表日までの期間を従来より約1週間短縮しました。

さらに、公認会計士試験制度の概要や公認会計士に期待される役割等をテーマとした講演を全国 20 大学等で実施しました。

②評価

公認会計士試験の実施面での改善策を講じたことは、多様な人材が公認会計士試験を受験することに寄与(21年の出願者数は18年比で約4,000人増加)することを通じ、公認会計士監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

【資料3 平成18年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

| 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 16, 311 人 | 18, 220 人 | 19, 736 人 | 20, 443 人 |

(出所) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室調

(注)旧2次試験合格者は除く。

なお、上記(3)から(5)までの取組みについては審査会ホームページで公表していますが、検査指摘事例集を最新のものに改訂したこと、また公認会計士試験の改善状況に係る情報発信を充実させたこと、さらに審査会の議決事項等をまとめた議事要旨の公表を早期化したことなどから、21年度のホームページのアクセス件数は936,425件と、20年度の766,290件に比べ22%の増加となりました。

7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際 的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、 企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させてい く上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人 等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化して いく必要があります。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等

に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、 監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があがっていると考えています。

(3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び監査法人に対する 検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、 監査法人等の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監 査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①監査基準等の整備に係る対応

今後も、国際的な監査の動向等に留意しつつ、必要に応じて継続的な監査基準の改訂作業を進めていく必要があります。なお、国際監査基準(ISA)の設定・改正にあたっては、関係者と連携しつつ、積極的に我が国の意見を発信していく必要があります。

当面の課題としては、平成 21 年度に、ISAの明瞭性プロジェクトによる基準改正を踏まえた監査基準の改訂を実施済みでありますが、平成 22 年度には、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても同様の改訂を行う必要があります。

②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

平成20年4月より導入された業務改善命令等の行政処分の多様化も踏まえ、引き続き、 法令等に則り、きめ細かく、かつ実効性のある行政処分等を行っていく必要があります。

また、21 年 12 月に設置した公認会計士制度に関する懇談会において、公認会計士試験・資格制度等についての検討を進め、22 年央を目途にとりまとめを行う予定であり、それを踏まえた適切な対応を行っていく必要があります。

③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

今後も、監査法人等における監査の質の一層の向上を図っていくため、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査を的確に実施する必要がありますが、その際、 資本市場における役割等に十分留意しつつ対応していく必要があります。

また、監査法人等による自主的な取り組みを促すなどの観点から、検査指摘事例集に ついても、検査における指摘の状況等を踏まえ、今後とも見直しを行う必要があるもの と考えています。

外国監査法人等に対する検査等については、諸外国の監査監督機関との協力・連携の 状況にも留意しつつ、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告 徴収・検査に関する基本指針」等を踏まえ適切な対応を行っていく必要があります。

④諸外国の監査監督機関との協力・連携

外国監査法人等に対する検査・監督に当たっては、21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を踏まえ、実効性・効率性を確保する観点からも、可能な限り相互依拠⁵に基づくことを前提として、情報交換の取極めの締結等に向けて、諸外国の監査監督機関との協力・連携を一層強化していく必要があります。

また、我が国の検査事務等の一層の改善に資するため、引き続き、IFIARなど監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画し、諸外国の監査監督機関と意見交換を行い検査経験等の情報を共有する必要があります。

⑤公認会計士試験の実施の改善

公認会計士試験については、短答式試験のほか論文式試験についても試験期日から合格発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績を全受験者に通知するなど、受験者の一層の利便性向上を図る必要があります。

また、多様な人々が受験するよう、公認会計士試験制度について、引き続き広報の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する | 要求種別 | (参考) |
|-----------------------------|----------|------------|------------|
| 安水內谷 | 事務事業 | 安水性別 | 22 年度予算額 |
| 懲戒処分経費 | 2 | 予算 <継続> | 45 千円 |
| 課徴金制度関係経費 | 2 | 予算 <継続> | 2, 270 千円 |
| 監査法人、公認会計士等に対する検査等に係 る経費 | 34 | 予算 <継続> | 30, 613 千円 |
| 公認会計士試験の実施に係る経費 | ⑤ | 予算 <継続> | 86, 380 千円 |
| 公認会計士・監査審査会の事務局機能の充 実・強化 | 345 | 機構・定員 | |
| 組織的かつ効率的な検査等の体制の整備 | 3 | 機構・定員 | |
| 公認会計士制度の企画立案体制の整備 | 2 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

-

⁵ 外国監査法人等の所属する国における監査制度や監査監督体制が我が国と同等であるなど、一定の条件が揃う場合には、原則として当該国の監査監督機関に外国監査法人等に対する検査等を依拠。(公認会計士·監査審査会HP)

10.注記(評価に使用した資料等)

- 企業会計審議会事務局「「監査基準の改訂に関する意見書」の公表について」(平成22年3月29日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/tosin/20100329.html)
- ・ 総務企画局企業開示課開示業務参事官室「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会中間取りまとめの公表について」(平成21年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090731-5.html)
- ・ 総務企画局企業開示課開示業務参事官室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」(平成21年9月公表

http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin goukaku.html)

・ 総務企画局企業開示課開示業務参事官室「上場企業等における会計専門家の育成・ 確保に向けて」(平成21年9月公表

http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/zyouzyoukigyou.html)

・ 総務企画局企業開示課開示業務参事官室「「公認会計士制度に関する懇談会」の開催 について」(平成21年12月8日公表

http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeisi/kaisai/01.pdf)

公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」(平成21年3月31日公表

http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20090331.html

・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査の品質管理に関する検査指摘事例 集の改訂について」(平成21年6月30日公表

http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20090630.html)

総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人 等に対する検査監督の考え方」(平成21年9月14日公表

http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html)

- ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外 国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html)
- · 公認会計士·監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 (http://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/index2.html)
- 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「審査会の開催状況」
 http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/katsudou/index.html)
- · 公認会計士·監査審査会事務局総務試験室「平成 21 年公認会計士試験合格者調」(平成 21 年 11 月 26 日公表

http://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_21h.pdf)

・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイト へのアクセス件数」

11. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

施策Ⅲ-1-(1)

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

1. 達成目標等

| ĭ | 達成目標 | 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること |
|------------|-----------------|---|
| | | 利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に |
| □₩≡≡ | | 提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 |
| | 没定の考え方 びその根拠 | 【根拠】 |
| , X | プ·C 074民が | ・経済財政改革の基本方針 2008(平成 20 年 6 月 19 日閣議決定) |
| | | ・市場強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) |
| | | ・「金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある市場の構築に向け |
| | | て~」(平成 20 年 12 月 17 日) 等 |
| 測定指標 | | ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状 |
| (目標値・達成時期) | | 況<内容・件数> |
| | | (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | | ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者(うち有 |
| | 参考指標 | 価証券関連業を行う者)の店舗数 |
| | 沙勺 阳 标 | ・銀行代理業等の許可件数 |
| | | ・金融商品仲介業の登録件数 |
| | | ・信託業の免許・登録件数 |
| | | ・銀行における投資信託の窓販の販売額 |

2. 平成21年度主な事務事業

| | 事務事業 | 実施内容 | |
|---|----------------|--------------------------------|--|
| 1 | 取引所における取扱商品の多 | 取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株 | |
| | 様化 | 式、債権から商品デリバティブまでの幅広い品揃えを可能と | |
| | | するため、関係省庁と連携しつつ、金融商品取引所と商品取 | |
| | | 引所の相互乗入れに係る所要の制度整備に取り組む。 | |
| | | (RIA) | |
| 2 | 開示制度の整備 | 有価証券取引の実務、投資者、発行者のニーズ等を踏まえ、 | |
| | | 社債等の発行登録制度の見直し、目論見書制度の見直し、有 | |
| | | 価証券の「売出し」定義の見直し等、開示制度の整備のすみ | |
| | | やかな実現を図る。 | |
| | | (RIA) | |
| 3 | 金融商品・サービスの販売チャ | 19 年 12 月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規 | |
| | ネルのあり方の検討等 | 制について、引き続きモニタリングを行い、全面解禁から概 | |
| | | ね3年後に所要の見直しを行う。 | |
| | | 業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制 | |
| | | 体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切か | |
| | | つ円滑に運用する。 | |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成21年6月成立)の円滑な施行により、多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、金融商品仲介業の登録件数の増加などにより、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が一定程度進展していることから、Aと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るため、適切な利用者保護を確保しつつ、取引所における取扱商品の多様化や金融商品・サービスの販売チャネルの拡大を進める必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)取引所における取扱商品の多様化

①取組内容

諸外国において、取引所グループが金融商品と商品の双方を取扱うことができること等を踏まえ、経営基盤強化のため、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能にするための枠組みを整備した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布(21年6月17日成立、24日公布)を受け、金融商品取引所の議決権保有の制限について、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とすること等を規定した同法の関係政令・内閣府令等を12月28日に公布しました(22年7月1日施行)。

②評価

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る制度的枠組みの構築により、取引 所における取扱商品の多様化が促進され、一定の利用者利便の向上が期待されると考 えられます。なお、今後、利用者利便の更なる向上の観点から、引き続き、金融商品 取引所に係る制度の検討を行っていく必要があると考えています。

(2) 開示制度の整備

①取組内容

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布(21年6月17日成立、24日公布)を受け、同法の関係政令・内閣府令等を12月28日に公布しました(原則、22年4月1日施行)。

〇 有価証券の「売出し」定義の見直し

通常の法定開示が不要となる外国証券(外国国債、外国上場株券等)売出しの要件として、インターネット等により容易に価格・発行者情報が取得できることや、外国証券売出しの際に、提供・公表される外国証券情報の内容(発行者情報等)・提供方法(インターネット等)等を規定(国内に十分な流通市場がある外国国債等は外国証券情報の提供も免除)

〇 社債等の発行登録制度の見直し

発行登録制度において、プログラム・アマウント方式(発行登録書に発行残高の 上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額が増額する方式) を選択できることとし、対象有価証券にSPCが発行する特定社債券等を追加する こと、発行登録書に発行残高の上限を記載できることとすること等を規定

〇 目論見書制度の見直し

投資信託受益証券の交付目論見書について、投資家にとって特に重要な投資情報であると考えられる情報を読みやすく、利用しやすい形で提供するとともに、請求 目論見書については、有価証券届出書と概ね同じとし、記載内容を充実することを 規定

すべての有価証券に係る目論見書について、目論見書を電子交付により交付すること についての投資者の同意を得る方法として、電話による同意を追加

②評価

有価証券の「売出し」定義の見直し、社債等の発行登録制度の見直し及び目論見書制度の見直しに係る制度的枠組みの構築により、今後、投資家にとって分かりやすく、 真に必要な投資情報の開示を求めることが可能になると考えています。

(3) 金融商品・サービスの販売チャネルのあり方の検討等

①取組内容

金融商品取引法においては、利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの適切な提供を図るため、従来、各業法毎に分かれていた「販売・勧誘」、「資産運用・助言」、「資産管理」に対する規制を「金融商品取引業」として統合・簡素化するとともに、プロ投資家を顧客とする場合の行為規制を緩和するなど、規制の柔軟化を図っています。金融庁としては、これらの措置を講じている金融商品取引法の適切かつ円滑な運用に努めているところであり、金融商品・サービスの販売チャネル等の現状は以下のとおりとなっています。

ア. 預金取扱金融機関等の店舗数等

預金取扱金融機関の店舗数は、22,850店舗(20年度末)から22,726店舗(21年度末(対前年度比▲124店舗))に減少しています。

第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の営業所数は、2,315

箇所(20年度末)から 2,242 箇所(21年度末(対前年度比▲73 箇所))に減少しています。

生命保険会社の登録営業職員数は、245,578 人(19 年度末)から248,481 人(20 年度末(対前年度比+2,903 人))に増加しています。

損害保険会社の代理店数は、217,864店(20年度末)から207,903店(21年度末(対前年度比▲9,961店))に減少しています。

【資料1】預金取扱金融機関の店舗数等

| | 19 年度末 | 20 年度末 | 21 年度末 |
|--------------------|------------|------------|------------|
| 預金取扱金融機関 (店舗数) | 22, 909 店舗 | 22, 850 店舗 | 22, 726 店舗 |
| 第一種金融商品取引業者 (営業所数) | 2, 296 箇所 | 2, 315 箇所 | 2, 242 箇所 |
| 保険会社 (登録営業職員数) | 245, 578 人 | 248, 481 人 | 未公表 |
| 損害保険会社 (代理店数) | 235, 846 店 | 217, 864 店 | 207, 903 店 |

(出所) 金融庁監督局総務課・保険課・証券課調

イ. 銀行代理業等の許可件数

銀行代理業の許可件数は、3,852件(20年度末)から3,920件(21年度末(対前年度比+68件))に増加しています。

【資料2】銀行代理業等の許可件数

| | 19 年度末 | 20 年度末 | 21 年度末 |
|---------|----------|--------|----------|
| 銀行代理業 | 3, 772 件 | 3,852件 | 3, 920 件 |
| 信用金庫代理業 | 295 件 | 293 件 | 286 件 |
| 信用組合代理業 | 146 件 | 144 件 | 142 件 |
| 労働金庫代理業 | 7件 | 3件 | 1件 |

(出所)金融庁監督局総務課協同組織金融室・銀行第一課調

ウ. 金融商品仲介業の登録件数

金融商品仲介業者の登録件数は、553者(20年度末)から577者(21年度末(対前年度比+24者))に増加しています。

【資料3】金融商品仲介業の登録件数

| | 19 年度末 | 20 年度末 | 21 年度末 |
|---------|--------|--------|--------|
| 金融商品仲介業 | 623 者 | 553 者 | 577 者 |

(出所) 金融庁監督局証券課調

エ、信託業の免許・登録件数

21 年度中の信託会社等の免許・登録状況は、運用型信託会社の免許件数が6件であるほか、管理型信託会社8件、信託契約代理業177件が登録されています。また、特定信託業者についても、届出件数は22件となっています。

 19 年度末
 20 年度末
 21 年度末

 運用型信託会社
 6件
 7件
 6件

 管理型信託会社
 7件
 7件
 8件

192件

19 件

【資料4】信託業の免許・登録・届出件数

(出所) 金融庁監督局銀行第一課調

信託契約代理業

特定信託業者

オ. 銀行における投資信託の窓販の状況

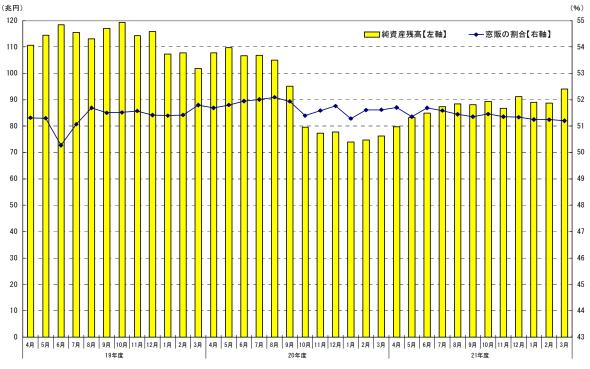
投資信託全体に占める銀行における窓販の比率は、51.6%(20 年度末)から 51.2%(21 年度末(対前年度比▲0.4%))へと減少しています。

196件

21 件

177 件

22件



【資料5】銀行における投資信託の窓販の状況

(出典) 投資信託協会「契約型公募・私募投資信託合計の販売態別純資産残高の状況 (実額) 」

②評価

第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の店舗数や投資信託全体に占める銀行における窓販の比率が減少しているものの、銀行代理業の許可や信託業の免許・登録等も引き続き行われており、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 少子高齢化が進展する中で、1,400 兆円の家計金融資産を活用することは、国民の生活の豊かさの維持のためにも極めて重要であり、質が高く安心できる資産運用の機会を 国民に提供していくことが必要です。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 金融サービス利用者相談室における相談等について、51,640件(20年度)から52,875件(21年度(対前年度比+2.3%))に増加していますが、業界団体における苦情・相談の受付件数は219,456件(20年度)から217,876件(21年度(対前年度比▲0.7%))に減少しているほか、金融商品仲介業の登録件数が増加しているなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は一定程度進捗していると考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠 組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、銀行等による保険販売の 全面解禁や銀行代理店制度の導入などの制度的枠組みの整備に取り組んできたことによ り、金融機関等の自主的な取組みを通じて一定程度進捗しており、効率的に施策効果を 実現していると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

銀行等による保険販売規制の見直しについては、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、必要に応じて、弊害防止措置等について所要の見直しを行うこととしています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する | 要求種別 | (参考) |
|----------------------|------|-------|----------|
| 24110 | 事務事業 | 文が怪が | 22 年度予算額 |
| 金融商品取引所の企画・立案に係る体制整備 | 1 | 機構・定員 | |
| 開示制度の企画に係る体制の強化 | 2 | 機構・定員 | |

9.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- ・投資信託協会「銀行における投資信託の窓販の状況」 (http://data.toushin.or.jp/result/getuji/g6.pdf)
- ・生命保険協会「生命保険会社の平成 20 年度末登録営業職員数、登録代理店数」 (http://www.seiho.or.jp/activity/publication/trend2009.html)
- ・日本損害保険協会「損害保険会社の平成 21 年度末募集従事者数、代理店数」 (http://)

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、 総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務 課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、 監督局保険課

施策Ⅲ-1-(2)

決済システム等の整備

1. 達成目標等

| | V [2] [2](V) | |
|------------|---------------|--|
| ì | 達成目標 | 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること |
| | | 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、 |
| | | 金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我 |
| | | が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、 |
| | | 決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。 |
| | | 【根拠】 |
| 目標語 | 設定の考え方 | ・金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワー |
| 及びその根拠 | | キンググループ「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて~電子記録債 |
| | | 権の管理機関のあり方を中心として~」(平成 18 年 12 月 21 日) |
| | | ・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門 |
| | | 調査会第1次報告ーグローバル化の活力を成長へ一」(平成 19 年5月8日) |
| | | ・市場強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) |
| | | ・金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について― |
| | | イノベーションの促進と利用者保護—」(平成 21 年 1 月 14 日) |
| | | |
| | 則定指標 | ・振替制度・電子記録債権制度等の稼働状況 |
| | | ・資金決済に関する制度の整備状況 |
| (目標値・達成時期) | | (注) 目標値・達成時期は、測定指標の性格上、設定していません。 |
| | | |
| | 参考指標 | ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況 |
| | | |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|--|
| ①資金決済に関する制度整備I た取組み | 正向け 資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその 提供の促進を図るため、銀行等以外の者について為替取引を 行うことを認めるほか、前払式支払手段について規制の見直 しを行うとともに、銀行間の資金清算について制度的枠組み を設けるなど、資金決済に関し所要の制度整備に取り組む。 〔RIA〕 |
| ②振替制度や電子記録債権制度 円滑な実施を促進する取組 <i>を</i> | |

③情報セキュリティ・リスクマネジ メント能力、コストパフォーマン ス向上の促進及び、IT投資プロ セスの透明性確保等 政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、金融機関の情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を図る。また、(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、金融分野でのIT投資等についての情報提供を行う。

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

振替制度については、平成 21 年 1 月 5 日の株券電子化以降、関係者の取組みにより、安定した制度運営が図られています。これには、金融庁ウェブサイト等を利用して株券電子化に係る情報提供を行ったことも、一定の寄与があったものと考えられます。

電子記録債権制度については、21年6月の電子債権記録機関の第1号指定以降、同年 11月には我が国初の電子記録債権の発行が行われるなど、順調にその活用が図られています。これには、20年 12月1日の「電子記録債権法」の施行以降も電子債権記録機関の指定に向け、当庁が継続してサポートしたことも寄与したものと考えられます。

資金決済に関する制度については、「資金決済に関する法律」を 21 年 6 月 24 日に公布、同法の関係政令・内閣府令等を 22 年 3 月 1 日に公布(一部を除き、同年 4 月 1 日に施行)しました。これにより安全かつ効率的で利便性の高い資金決済システム等の整備が進展したものと考えられることから、A と評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、「資金決済に関する法律」の施行状況等を注視し、必要に応じて、同法の内容の更なる周知等を図っていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムを構築することが 課題となっています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 資金決済に関する制度整備に向けた取組み

①取組内容

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築に向け、「資金決済に関する法律」を 21 年 6 月 24 日に公布、同法の関係政令・内閣府令等を 22 年 3 月 1 日に公布(一部を除き、同年 4 月 1 日に施行)しました。同法の円滑な施行のため、パンフレット「新たな資金決済サービス」を作成し、前払式支払手段に関する変更点や資金移動業の概要について解説するとともに、金融庁ウェブサイトに掲載すること等により広く周知を図ったところです。

2評価

「資金決済に関する法律」及び関係政令・内閣府令の公布により、安全かつ効率的 で利便性の高い決済システム等の枠組みが構築され、パンフレットの作成・配布等に より、同法の円滑な施行に向けた周知・徹底が図られたものと考えています。

(2) 振替制度や電子記録債権制度等の円滑な実施を促進する取組み

①取組内容

(振替制度関係)

21年1月5日に実施された株券電子化を踏まえ、金融庁ウェブサイト等を利用して株券電子化に係る情報提供を継続して行いました。

(電子記録債権制度関係)

電子債権記録機関の設立を検討している事業者に対し、指定に際し必要な態勢整備 の構築状況等のヒアリングを継続して行いました。

②評価

(振替制度関係)

株券電子化を踏まえた株式振替制度への円滑な移行及び安定した制度運営に寄与したものと考えられます。

(電子記録債権制度関係)

21 年 6 月、電子債権記録機関の第 1 号指定を行い、同年 11 月には我が国初の電子記録債権の発行が行われるなど、電子記録債権制度の普及に寄与したものと考えられます。

(参考:利用登録者数 22年6月時点2,458社)

(3)情報セキュリティ・リスクマネジメント能力、コストパフォーマンス向上の促進及び、IT投資プロセスの透明性確保等

①取組内容

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」(21 年2月3日情報セキュリティ政策会議)に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、情報システムの機能不全等の情報セキュリティに関する情報を金融関係業界団体に提供(26 件)し、またNISCに対し金融機関の情報システム障害に係る情報の連絡(108 件)を行いました。

また、金融分野でのIT投資等についての情報提供の観点から、(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を行い、「クラウドコンピューティング」の課題と展望」と題するレポートを公表しました(FISC機関誌に掲載)。

②評価

金融関係業界団体、NISC及び金融庁の間で、情報セキュリティに関する情報が 着実に共有されています。

上記レポートは、近年話題となっているクラウドコンピューティングの事例からその課題等を紹介する内容であり、当該レポートを掲載した機関誌は、会員 661 機関に配布され参考に供されています。

なお、FISCによる安全対策基準実施状況調査によると、調査対象の基準の実施率は約 60~70%の水準を維持しており、今後も情報セキュリティ意識の維持・向上を図る必要があると考えています。

(4) その他の決済システムに係る取組み

①取組内容

今次の世界的な金融危機を受け、国際的には店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け(清算集中)や市場の透明性の向上に向けた取組みが進展しています。また、我が国の課題として、20 年9月のリーマン・ブラザーズ証券破綻時に同社の国債証券の受渡しが不能となったことを契機として、国債レポ市場の流動性が大きく低下したこと等から、国債取引等に係る決済リスク削減の必要性が認識されました。金融庁では、これらに対応し、我が国の決済システムの安定性・透明性の向上を図る観点から、22 年1月 21 日に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表しました。

これを踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度を創設すること等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を3月9日に国会に提出しました(5月12日成立、19日公布)。

また、「金融・資本市場に係る制度整備について」では、国債取引等の決済リスク 削減に係る工程表を市場参加者において作成・公表することが求められており、これ を踏まえた市場参加者の取組みをサポートすべく、決済リスクの削減に向けた各種検 討会に参加しました。

②評価

一定の店頭デリバティブ取引等に対する清算機関の利用義務付けや、取引情報保存・報告制度の創設等の制度整備や、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化による 決済リスクの削減により、今後、我が国決済システムの安定性・透明性の向上が期待

[「]コンピュータとネットワークの新しい利用形態。データやサービスがインターネット上のサー バ群 (「クラウド (雲)」と表現。) にあり、ユーザはそれらを利用することにより独自に情報シ ステムを構築・管理する必要がないことが特徴。

できます。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会の二一ズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 決済システムは金融・資本市場を支える重要な社会的基盤であり、我が国金融・資本 市場における国際競争力強化の観点から、安全かつ効率的で利便性の高い決済システム 等を構築することが必要です。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 「資金決済に関する法律」により、主として一般利用者向けの資金決済について、事業者のイノベーションを阻害することなく、安全かつ効率的で利便性の高い資金決済サービスが提供されることが期待できるほか、銀行間の資金決済についても、清算機関が行う清算についての法的安定性が高まり、決済システムの強靱化が期待できます。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

21年6月24日に公布した「資金決済に関する法律」の円滑な施行に向け、22年3月1日に関係政令・内閣府令等を公布しましたが、周知にあたっては、金融庁ウェブサイトを積極的に活用するなど、低コストな手法の活用に努めています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①「資金決済に関する法律」の円滑な施行

22年4月1日に施行した「資金決済に関する法律」の施行状況等を注視し、必要に応じて同法の内容の更なる周知等を図っていく必要があります。

②証券決済に係る所要の制度整備

一定の店頭デリバティブ取引等に係る清算機関の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年3月9日提出、5月12日成立、19日公布)を踏まえて、政令・内閣府令等の整備に取り組む必要があるほか、「金融・資本市場に係る制度整備について」に盛り込んだ国債取引、貸株取引等の決済リスク削減に向けた取組みを進めるため、関係方面との適切な連携を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-----------------------------------|--------------|-------|------------------|
| (外国) 清算機関及び取引情報蓄積機関の監 督に係る体制整備 | その他 | 機構・定員 | |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

・ 総務企画局企画課調査室「金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」」(平成 21 年 1 月 14 日公表、

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1.html)

・ 金融情報システムセンター「クラウドコンピューティングの課題と展望」(『金融情報システム』平成 22 年春号。)

11. 担当課室名

<mark>総務企画局企画課信用制度参事官室</mark>、総務企画局市場課、総務企画局政策課、監督局総 務課金融会社室

施策Ⅲ-1-(3)

専門性の高い人材の育成等

1. 達成目標等

| j | 達成目標 | 金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること |
|------|--------------|-----------------------------------|
| | | 金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そ |
| 目標詞 | 役定の考え方 | のものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面 |
| 及7 | びその根拠 | に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 |
| | | 【根拠】市場強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) |
| 3 | 則定指標 | _ |
| | 値・達成時期) | (注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用す |
| ヘロゴホ | 但是风时别 | るなどして評価を実施します。 |
| | 参考指標 | ・主な事務事業の推進等状況 |
| | 少 行招保 | ・公認会計士試験の受験者数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------------|---|
| ①高度かつ実践的な金融教育の充実 | 我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融 人材を確保するため、文部科学省や業界団体の協力を得て、 大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充 実・強化に努めていく。 |
| ②公認会計士試験の実施の改善(再 掲) | 公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より 魅力的な試験とするため、平成 22 年試験から短答式試験の 実施を年2回に増やすなど、公認会計士試験の実施方法につ いて具体的な改善策を講じる。また、幅広い人々が受験する よう広報の強化に努める。 |
| ③金融専門人材の育成 | 我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識 及び資質について、「金融専門人材に関する研究会」等の場 で引き続き議論しつつ、制度設計に取り組んでいく。 |

3. 評価結果

(1)21年度の達成度

В

【達成度の判断理由】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続・新設や公認会計士試験の実施の改善、 それに伴う公認会計士試験受験者の増加等、一定の成果はあがっていますが、専門性 の高い人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bとしました。

(2)端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み)を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,400 兆円の家計金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、 内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。

また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、 その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

こうした市場の優位性や競争力を決定する要因として、専門性の高い人材の確保等の重要性等が指摘されており、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性の高い人材の育成等についても、幅広く取り組んでいく必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高度かつ実践的な金融教育の充実

①取組内容

広島大学大学院において金融行政に関する連携講座を継続して設置しているほか、 平成 21 年 11 月より中央大学大学院においても金融行政に関する連携講座を開設しま した。また、経済産業省が主催する「高度金融人材産学協議会」に当庁もオブサーバ ーとして会議に参加し、総会に出席するなどの取組みを行っています。

2)評価

広島大学・中央大学との連携講座の設置や「高度金融人材産学協議会」へのオブザーバー参加を通じて、金融教育に取り組む関連団体と連携を図るなど金融教育の充実に寄与しているものと考えています。

(2) 公認会計士試験の実施の改善

①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、平成22年試験から短答式試験を年2回実施することとし、21年12月に、平成22年第I回短答式試験を実施しました。

また、受験者の利便性向上の観点から、平成 22 年試験から、短答式試験について、 試験期日から合格発表日までの期間を従来より約1週間短縮しました。 さらに、公認会計士試験制度の概要や公認会計士に期待される役割等をテーマとした講演を全国 20 大学等で実施しました。

2評価

公認会計士試験の実施面での改善策を講じたことは、多様な人材が公認会計士試験を受験することに寄与(21年の出願者数は18年比で約4,000人増加)することを通じ、公認会計士監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

【資料 1 平成 18 年以降の公認会計士試験出願者数の推移】

| 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 16, 311 人 | 18, 220 人 | 19, 736 人 | 20, 443 人 |

(出所) 公認会計士·監査審査会総務試験室調

(注)旧2次試験合格者は除く。

(3) 金融専門人材の育成

①取組内容

上記(1)「高度かつ実践的な金融教育の充実」に向けた取組みの他、庁内においては、職員に対する各種研修の実施や高い専門的知識を有する人材の積極任用に取り組んでいます。

2)評価

我が国金融・資本市場の発展を担う人材の確保・育成については、他の施策とも協働しながら、引き続き幅広い観点から議論を行う必要があると考えています。

|7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融 センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材の存在です。我が国金融・資本市場 において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくため には、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材 を育成・強化し、その厚みを増していく必要があります。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてで きることには限界があり、人材育成のための環境整備が中心となりますが、公認会計士 試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議 論が進みつつあると考えています。
- (3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験や庁内における各種研修の実施に係る経費を除けば、 事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についても取組みの充実・改善や更なる取組みについて検討を行う必要があります。

公認会計士試験については、短答式試験のほか論文式試験についても試験期日から合格発表日までの期間を短縮するほか、論文式試験の成績を全受験者に通知するなど、受験者の一層の利便性向上を図る必要があります。

また、多様な人々が受験するよう、公認会計士試験制度について、引き続き広報の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

特になし。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

· 公認会計士·監査審査会事務局総務試験室「平成 21 年公認会計士試験合格者調」(平成 21 年 11 月 26 日公表)

(http://www.fsa.go.jp/cpaaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_21h.pdf)

11. 担当課室名

<mark>総務企画局政策課</mark>、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局

施策Ⅲ-1-(4)

個人投資家の参加拡大

1. 達成目標等

| | 個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供 | |
|-------------------------------|---|--|
| 達成目標 | | |
| | すること | |
| | 今後、少子高齢化社会が到来する中で、我が国経済の持続的な成 | |
| | 長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長 | |
| | 期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。 | |
| 目標設定の考え方 | 【根拠】 | |
| 及びその根拠 | ・経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日閣議決定) | |
| | ・市場強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) | |
| | ・経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日閣議決定) | |
| | 生活対策(平成 20 年 10 月 30 日) 等 | |
| ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合(前年度より増加 | | |
| | 21 年度末) | |
| 測定指標 | ・個人の株式売買比率及び株式保有比率(前年度より増加・21年度 | |
| (目標値・達成時期) | 末) | |
| | ・個人株主数の推移(前年度より増加・21年度末) | |
| | ・特定口座数の推移(前年度より増加・21年度末) | |
| | ・認定投資者保護団体の認定状況等 | |
| 参考指標 | ・国民の投資知識の状況 | |
| | ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 | |

2. 平成 21 年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------|------------------------------|
| ①安心して投資できる環境の整備 | 利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品 |
| | 取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がな |
| | されるよう努める。 |
| ②「貯蓄から投資へ」の流れを促進 | 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家の裾野が |
| するための税制面の環境整備 | 広がるよう、簡素で分かりやすく投資しやすい、税制面での |
| | 環境の整備に努める。 |
| ③金融分野における裁判外紛争解決 | 苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、 |
| 制度(金融ADR)等の充実 | 金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観 |
| | 点から、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR) |
| | の創設に向けた制度整備に取り組む。 [RIA] (再掲) |
| | また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とす |
| | る民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一 |
| | 層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体な |
| | どに広く同制度が活用されるよう促進する。 |
| ④金融経済教育の充実(再掲) | 個人が自ら運用する資産のリスクとリターンを的確に把 |
| | 握し、ライフスタイル・ライフステージに応じた適切な資産 |
| | 運用が行えるよう、「金融経済教育に関する論点整理」(金融 |

経済教育懇談会、平成 17 年6月公表)等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

В

【達成度の判断理由】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率、特定口座数の増加といった成果が得られたものの、投資主体別で見た個人の株式保有比率や、個人株主の数にわずかながら低下が見られることなどから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)

政策の達成に向けて一定の効果(個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、 投資主体別で見た個人の売買比率等の増加、保険・年金基金¹の金融資産に占める株 式・投資信託の割合の増加)が上がっていますが、個人の金融資産の半分は依然とし て現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組みの充実・ 改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化が進展する中、今後、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、個人投資家の金融・資本市場への参加の拡大は引き続き重要です。

また、個人投資家自身による直接的な金融・資本市場への参加だけではなく、保険や年金基金などの機関投資家を通じた間接的な参加についても、個人投資家の金融資産の運用の多様化の観点から重要です。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

平成 20 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、我が国においても株価等の大幅な変動や実体経済の悪化等が生じました。我が国の景気は、企業収益の改善や海外経済の改善、緊急経済対策の効果などを背景に、着実に持ち直してきていますが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

-

¹ 保険には生命保険会社、損害保険会社等が、年金基金には企業年金、国民年金基金等が含まれる。

(1) 安心して投資できる環境の整備

①取組内容

我が国金融・資本市場の機能強化等のため、信頼と活力ある金融・資本市場を構築することが重要な課題となっています。こうした中で、

- ① 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
- ② 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続の見直し
- ③ 有価証券店頭デリバティブの分別管理義務の導入

といった利用者保護の充実のための施策等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を 改正する法律」(21 年 6 月 17 日成立、6 月 24 日公布)に係る関係政令・内閣府令等 を整備しました(原則、22 年 4 月 1 日施行)。

また、今次の世界的な金融危機を受け、内外の議論や我が国の実態を踏まえ、我が国として対応すべき諸課題について具体的検討を開始し、市場関係者等からの調査や意見交換等を行い、22 年 1 月 21 日に「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表しました。これを踏まえ、投資家保護のための措置として、

- ① 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
- ② 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- ③ 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

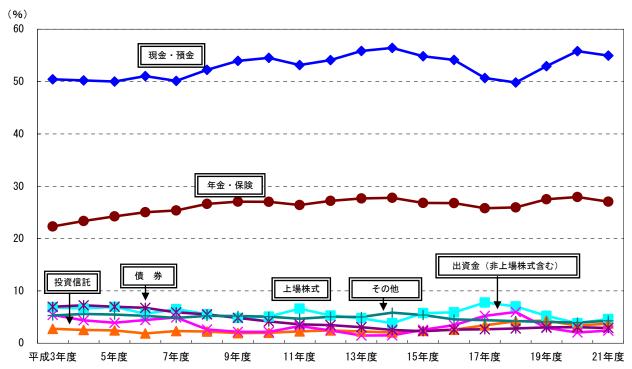
といった施策等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を 22 年 3 月 9 日に国会に提出しました (22 年 5 月 12 日成立、 5 月 19 日公布)。これらの措置により、個人投資家が安心して投資できる環境の整備が進み、我が国金融・資本市場の信頼が高まることにより、個人投資家の参加拡大につながるものと考えています。

さらに、近年、店頭FX取引と類似する証券CFD取引が個人に広がりを見せていること等を踏まえ、取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、22年前半を目途に結論を得るよう検討を進めているところです。

②評価

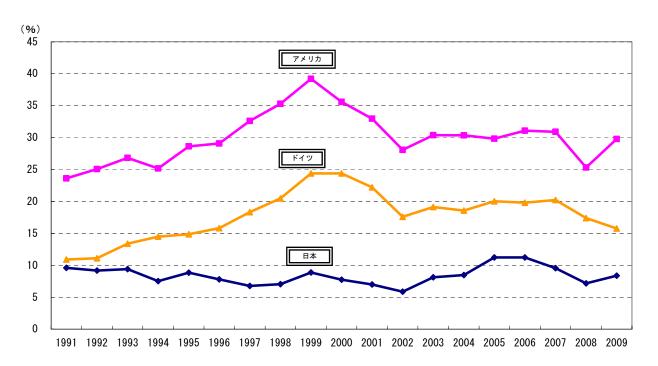
21 年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、株価の回復(日経平均株価:11,089.94 円(21 年度末、対前年度末比+36.8%))等もあり、20 年度末に比べ1.2%ポイント増加し、8.4%となりましたが、諸外国と比べると当該割合は依然低い水準となっています。また、21 年度の我が国株式売買金額における個人のシェアについても、20 年度に比べ5.0%ポイント増加するなど、安心して投資できる環境の整備の取組み等が金融・資本市場の公正性・透明性の一層の確保につながり、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。

【資料1 個人金融資産の推移】



(出所) 日本銀行「資金循環統計(2010年1~3月速報)」

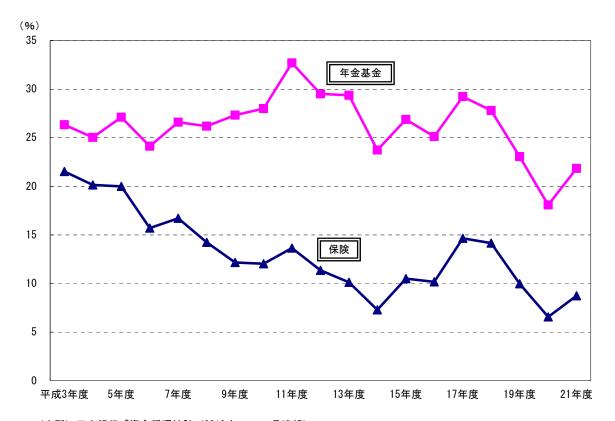
【資料2 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合】



(出所) 日本銀行「資金循環統計 (2010 年 1 ~ 3 月速報)」、Federal Reserve Board 「Flow of Funds Accounts (Fourth Quarter 2009)」、Deutsche Bundesbank 「Financial accounts」「Monthly Report (February 2010)」

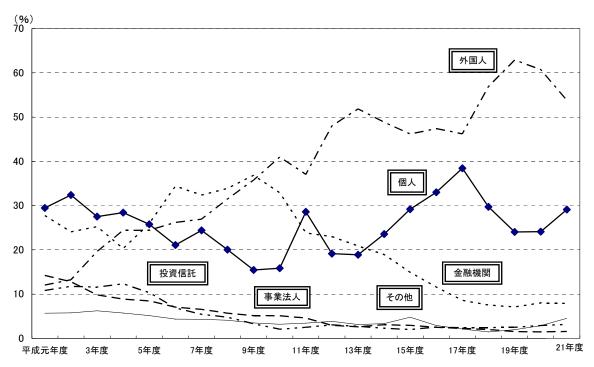
(注1) 日本は家計、米国及びドイツは家計と対家計民間非営利団体の合計値。





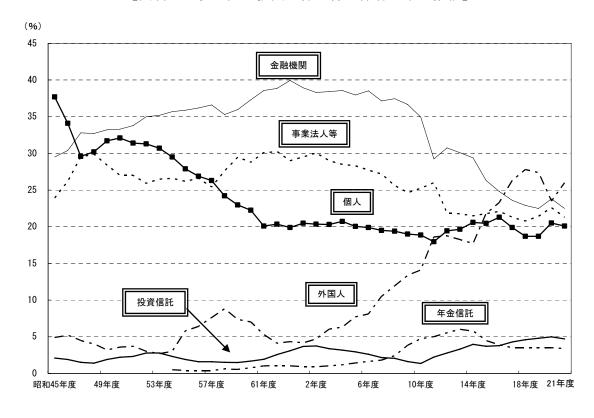
- (出所) 日本銀行「資金循環統計(2010年1~3月速報)」。
- (注1)保険には、生命保険会社、損害保険会社等が含まれる。
- (注2) 年金基金には、企業年金、国民年金基金等が含まれる

【資料4 我が国の投資主体別株式売買比率の推移(委託売買代金)】



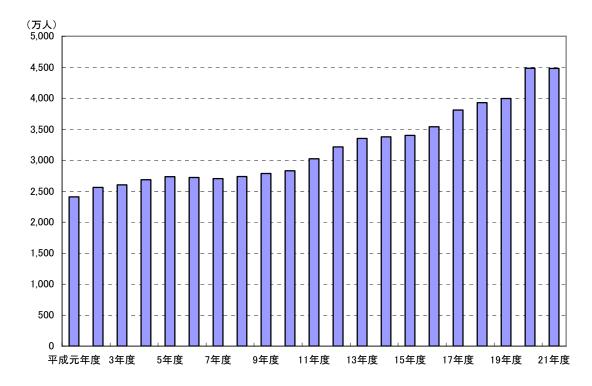
- (出所) 東京証券取引所「投資部門別売買状況 (2010年)」
- (注1)「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計。
- (注2) 調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場(東京・大阪・名古屋)の集計値。
- (注3)年間における各主体の売買シェア。

【資料5 我が国の投資主体別株式保有比率の推移】



(出所) 東京証券取引所「平成21年度株式分布状況調査」

- (注1)金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978年度以前については、年金信託を含む。
- (注2) 事業法人等とは、金融機関及び証券会社以外の法人格を有するすべての国内法人をいう。
- (注3) 年金信託とは、企業年金等のうち、信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするものであり、公的年金の運用分に ついては含まれていない。
- (注4) 調査対象は、平成22年3月末現在において東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の各取引所に上場している内国上場会 社のうち、平成21年度中に到来した最終決算期末日現在の上場普通株式が対象。



【資料6 個人株主数の推移】

(出所) 東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」

(注) 平成 13 年度より、単位数ベースから単元株ベースへと変更。

(2)「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備

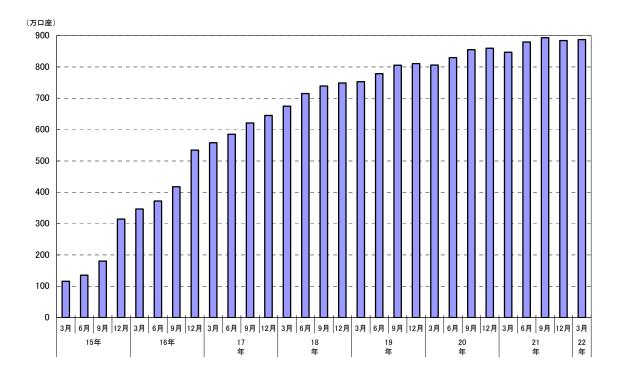
①取組内容

21 年度税制改正において、上場株式等の配当等及び譲渡益に対する軽減税率(10%) の適用期限が3年間延長されることとなりました(23 年 12 月 31 日まで)。

また、22 年度税制改正要望において、個人投資家の裾野を広げる観点から、「少額の上場株式等投資のための非課税制度の法制化」について要望を行いました。その結果、「平成22 年度税制改正大綱」(21 年 12 月 22 日閣議決定)において、金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」(日本版ISA)の導入が盛り込まれました。日本版ISAは、22 年3 月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」により、24 年 1 月 1 日から実施されることとなりました。

2評価

特定口座数が 22 年 3 月末時点で 887 万口座(対前年度末比+4.7%) に増加するなど、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。



【資料7 特定口座数の推移】

(出所) 日本証券業協会 平成 22 年 3 月期

(注) 証券会社 16 社における特定口座

(3) 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)等の充実

①取組内容

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立・公布(21年6月17日成立、6月24日公布)を受け、当該法律に係る関係政令・内閣府令を整備しました(21年12月28日公布)。

また、22 年3月 12 日に、指定紛争解決機関に係る申請に対する審査基準を規定した「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)に関する留意事項について(金融ADRガイドライン)(案)」をパブリックコメントに付しました(4月 26 日パブリックコメント結果公表、同日から適用)。

さらに、認定投資者保護団体については、21年4月に信託協会に、22年1月に日本証券業協会等の5つの金融商品取引業協会により設立された「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」に対して、認定投資者保護団体の認定を行いました。

②評価

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設により、金融商品・サービスに関する利用者保護の充実や信頼と活力ある金融・資本市場の構築に向けて一定の効果が見込まれます。

また、認定投資者保護団体については、金融商品取引法が施行されて以降、5団体が認定を受けており、各業界団体における利用者保護に向けた取組みが進んでいると考えています。

(4) 金融経済教育の充実

① 取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」、文部科学省と共同で作成した多重債務者発生予防のためのリーフレット「安易に借金をしてはいけません~多重債務に陥らないために~」、及び消費者庁・警察庁と共同で作成した未公開株取引等に関する注意喚起を目的としたリーフレット「その「もうけ話」大丈夫ですか?詐欺的な投資勧誘にご注意ください」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました。

イ、シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計と 資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、那覇市、東京都、 大阪市、広島市、名古屋市、仙台市の計6筒所で開催しました。

②評価

ア. パンフレット等の配布部数の推移

18 事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、高校、大学、地方公共団体等から多数の追加配布要望に応じ配布しています。21 年度においては、20 事務年度より多くの配布要望があったことから、金融庁における金融経済教育に関する取組みに対し一定のニーズがあったものと考えています。

【資料8 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

| 18 事務年度 | 19 事務年度 | 20 事務年度 | 21 年度 |
|---------|--------------------|---------|-------|
| 27 万部 | 62 万部 (一斉配布を実施) | 18 万部 | 23 万部 |

⁽出所)総務企画局政策課調

イ、金融庁ウェブサイト(「おしえて金融庁」等)へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への21年度中の接続件数は、18年事務年度に行ったウェブサイト改訂の効果が減少したため、333,894 件(月間平均27,824件)と20事務年度と比較すると減少しています。今後、アクセス件数の動向には留意するとともに、金融環境の変化に応じたウェブサイトの更なる充実について検討していきたいと考えています。

【資料9 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

| | | | | 17事務年度 | 18事務年度 | 19事務年度 | 20事務年度 | 21年度 |
|----|----|----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年 | 間 | 件 | 数 | 369, 784件 | 575, 460件 | 483, 675件 | 395, 596件 | 333, 894件 |
| 月間 | 引平 | 均件 | -数 | 30,815件 | 47, 955件 | 40, 306件 | 32, 966件 | 27, 824件 |

⁽出所)総務企画局政策課調

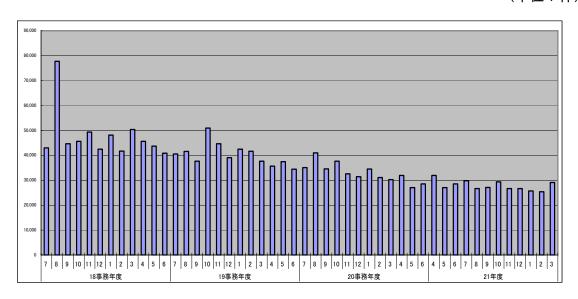
⁽注) 18~20 事務年度は7月~翌年6月末、21年度は4月~翌年3月末の計数。

⁽注1) 18~20事務年度は7月~翌年6月末、21年度は4月~翌年3月末の計数。

⁽注2) 18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料10 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位:件)



(出所)総務企画局政策課調

(注) 20事務年度と21年度は4月~6月分が重複しています。

ウ. シンポジウムの開催

20事務年度には4箇所開催しましたが、21年度についても「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を那覇市、東京都、大阪市、広島市、名古屋市、仙台市の計6箇所で各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査(金融に関する消費者アンケート調査)

21 年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.8%であり、前年より上昇しています。

平成14年 33.9 20.3 30.0 平成15年 46.8 21.7 平成16年 33.0 44.0 22.3 ■生活設計を立てている 平成17年 33.9 44.2 19.5 平成18年 37.3 43.3 18.6 □現在生活設計を立てて いないが、今後は立てる 平成19年 37.5 20.1 つもりである 平成20年 36.6 41.1 20.6 □現在生活設計を立てて いないし、今後も立てるつ 平成21年 36.8 21.4 もりはない 20% 60% 100%

【資料11 生活設計設定の有無】

(出所) 金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、生活設計を立てていると回答した世帯の比率が前年より上昇していることやパンフレット配布部数の増加から総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が2割以上もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 少子高齢化が進展する中、今後、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の 果実を享受していくためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社 会全体への適切な資源配分が進められる必要があり、個人投資家の金融・資本市場への 参加の拡大は引き続き重要です。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 個人の金融資産に占める株式・投資信託の割合や、投資主体別で見た個人の売買比率 等が増加するなど、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個 人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものの、個人の金融資産 に占める株式・投資信託の割合は諸外国と比べると依然低い水準であり、今後も更なる 取組みが必要と考えています。

(3)効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトを媒体とした注意喚起等、多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図るこ

とができたと考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

① 安心して投資できる環境の整備

金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じてルールの更なる周知・明確化等を図っていく必要があるとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(22年5月12日成立、5月19日公布)の円滑かつ適切な施行に向けて、関係政令・内閣府令を整備する必要があります。

② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備

個人投資家の裾野が広がるよう、日本版ISAの円滑な施行に向けて取り組むとともに、簡素で分かりやすく投資しやすい、税制面での環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

③ 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)等の充実 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)が創設されたこと等を踏まえ、 紛争解決機関の指定を円滑に行うとともに、制度の周知や指定紛争解決機関相互の連 携を促すこと等により、利用者保護の充実・利用者利便の向上に取り組んでいく必要 があります。

④ 金融経済教育の充実

- ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。
- イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応 して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトの コンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実を 図る必要があります。
- ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の更なる充実・普及に努める必要があります。例えば、利用者の目線に立ったより分かりやすい教材を作成するため、現行のパンフレットの改訂を行うなどの必要があります。一方、これまで実施しておりました金融経済教育について考えるシンポジウムについても、より一層効果的・効率的に実施する方策について検討する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-----------|--------------|------------|------------------|
| 金融税制調査等経費 | 2 | 予算 <継続> | 7,000 千円 |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

日本銀行「資金循環統計」 (平成22年6月公表、

http://www.boj.or.jp/theme/research/stat/sj/index.htm)

- Federal Reserve Board 「Flow of Funds Accounts (Fourth Quarter 2009)」
 (平成 22 年 6 月公表、http://www.federalreserve.gov/releases/z1/)
- Deutsche Bundesbank 「Financial accounts」「Monthly Report (February 2010)」 (http://www.bundesbank.de/statistik/statistik_zeitreihen.en.php?open=wirtsc haftsdaten)

(http://www.bundesbank.de/volkswirtschaft/vo_monatsbericht_aktuell.en.php)

- · 東京証券取引所「投資部門別売買状況」 (平成 22 年 4 月公表、http://www.tse.or.jp/market/data/sector/index.html)
- 東京証券取引所「株式分布状況調査」 (平成22年6月公表、

http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/index.html)

- 日本証券業協会調「特定口座数の推移」
- 金融庁総務企画局政策課「パンフレット『はじめての金融ガイド』の配付部数」
- ・ 金融庁総務企画局政策課「『おしえて金融庁』及び『一般のみなさんへ』アクセス件 数 I
- 金融中央広報委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

11. 担当課室名

<mark>総務企画局市場課</mark>、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等 監視委員会事務局

施策Ⅲ-2-(1)

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計

1. 達成目標等

| | V II. 1774 - 3 | |
|--------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 2 | 達成目標 | 内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工 |
| , | | 夫・活力・競争を促すこと |
| | | 内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービ |
| □ 1 === | | スの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組 |
| | 設定の考え方 びその担拠 | みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に |
| 及(| びその根拠 | 対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。 |
| | | 【根拠】 |
| | | ・金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について― |
| | | イノベーションの促進と利用者保護—」(平成 21 年 1 月 14 日) |
| 測定指標 | | _ |
| (目標値・達成時期) | | (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用す |
| | | るなどして評価を実施します。 |
| | 参考指標 | ・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| ① 為替取引に関する規制の緩和 等資金決済に関する制度整備 に向けた取組み | 資金決済に関するサービスの適切な実施の確保及びその 提供の促進を図るため、銀行等以外の者について為替取引を 行うことを認める等、資金決済に関し所要の制度整備に取り 組む。 |
| | [RIA] |
| ② 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)の業務及び組織のあり方についての検討 | 今日における環境の中で、我が国金融システムにおいて協 同組織金融機関が今後果たすべき役割、それに相応しい業務 及び組織の在り方について、総合的な視点から見直しを検討 する。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

「資金決済に関する法律」による資金移動業の創設や「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめ、更なる銀行等保有株式取得機構の活用への取組みなど、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みの検討・整備が着実に進捗していることから、

Aと評価しました。

(2)端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融サービスの多様化・高度化、金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら 創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサー ビスを提供することが求められています。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金 融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニ ーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 為替取引に関する規制の緩和等資金決済に関する制度整備に向けた取組み

①取組内容

「資金決済に関する法律」の成立・公布(平成21年6月17日成立、24日公布)を受け、以下を主な内容とする同法の関係政令・内閣府令等を22年3月1日に公布しました(原則、4月1日施行)。

- サーバ型前払式支払手段¹が法の適用対象となったことに伴い、券面表示義務に代わる情報提供方法(ホームページでの掲載、電子メールによる通知、チャージ機での表示)を規定
- 〇 銀行以外の者(資金移動業者)が行うことができる為替取引の上限額を 100 万円とすることを規定

また、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対する日常の監督事務を遂行するため、法令等遵守や利用者保護のための情報提供・相談機能等などの監督上の評価項目等を規定した「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」について、パブリックコメントに付した上で、22年3月1日に公表しました(4月1日から適用)。

2評価

前払式支払手段発行者や資金移動業者にかかる制度的枠組みの構築により、決済に 関する新たなサービスの提供が可能となり、金融サービス業の活力・競争の促進に資

¹ 利用者に交付される証票等や付与される I D等に金額の記載や記録がなく、これによって店頭の端末やインターネットを利用して発行者等が管理するサーバにアクセスし、サーバに記録された利用者の金額の範囲内で商品やサービスを提供する仕組みとなっているもの

すると考えています。

(2)協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)の業務及び組織のあり方についての 検討

①取組内容

金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、基本的な制度論と実際に対応が求められている諸課題への取組みとの双方の面から幅広い検討がなされ、21 年 6 月 29 日に、協同組織金融機関がその本来的な役割である中小企業及び個人への金融仲介機能等を果たしていくために必要な主要論点について整理を行った「中間論点整理報告書」を公表しました。

また、同報告書において指摘された主要な論点については、現行制度の中でも実施することが可能なものも多くあることから、各協同組織金融機関の経営判断のもとで、自主的な取組みが行われるよう要請しています。

②評価

「中間論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促進するための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗したものと考えています。なお、同報告書では、今後、協同組織金融機関において自主的に取り組むことが望ましい事項も多く盛り込まれており、これらについては各協同組織金融機関において検討が行われているところです。

(3)銀行等保有株式取得機構の活用

①取組内容

銀行等保有株式取得機構の買取対象をETFや優先株式等に拡大することを内容とする「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」(議員立法)の成立・公布(21年6月26日成立、7月3日公布)を受け、具体的な買取要件等を規定した関係政府令を速やかに整備しました(7月6日施行)。

なお、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取実績は、3,534 億円 (21 年度) となっています。

②評価

銀行等保有株式取得機構の活用・機能強化は、銀行等による株式等の円滑な処分を通じた健全性強化を可能とするものであり、金融機関の活力の強化に資するものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 少子高齢化が進展する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みを検討・整備していく必要があ ります。

(2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

資金移動業の創設に伴い、少額の為替取引について多様な業者の新規参入が可能となったことから、金融機関等における競争が促進され、利用者のニーズに合致した多様で質の高い決済サービスの提供が期待されます。

また、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間 論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関 が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあ り方等に係る検討が進捗したものと考えています。

さらに、銀行等保有株式取得機構の更なる活用を図ることにより、金融システムの安 定性に資する効果があったものと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度 的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。また、各 般の制度的枠組みの整備等を行うにあたっても、金融庁ウェブサイトを積極的に活用す るなど、低コストな手法の活用に努めています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

協同組織金融機関の業務及び組織のあり方については、今後、協同組織金融機関において自主的に取り組むことが望ましい事項も多く盛り込まれており、その自主的な取組み状況等について、フォローアップしていく必要があります。

また、新成長戦略において、企業・産業の成長を支える金融、成長を支えつつ、自らも成長する金融といった観点から今後検討を行う制度整備等に関する施策が掲げられたことも踏まえ、金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計の取り組みを引き続き行っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

なし

|9.学識経験を有する者の知見の活用|

政策評価に関する有識者会議

|10.注記(評価に使用した資料等)|

・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内 閣府令案等の公表について」

(21 年 12 月 7 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20091207-1.html)

· 監督局総務課金融会社室「「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支

払手段発行者関係、14 資金移動業者関係)(案)」の公表について」 (21 年 12 月 14 日、http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20091214-2.html)

- 総務企画局企画課信用制度参事官室「中間論点整理報告書」
 (21年6月29日、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf)
- ・ 総務企画局企画課信用制度参事官室「「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施 行令の一部を改正する政令」及び「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する 命令」等について」

(21 年 7 月 3 日、http:://http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20090703-1.html)

11. 担当課室名

<mark>総務企画局企画課</mark>、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課、監督局総 務課金融会社室

施策Ⅲ-2-(2)

中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進

1. 達成目標等

| 」. 连队日保寺 | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | ①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化が図られること ②地域密着型金融の推進が図られること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融機関は、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要である。特に、中小企業をはじめとして企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることから、企業金融の円滑化を図る必要がある。中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、中小企業への円滑な金融、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について(平成20年9月2日)、生活対策(平成20年10月30日)、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ①中小企業金融をはじめとした金融の円滑化 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> (注)上記測定指標の目標値・達成時期は、測定事業の性格上、設定していません。 ・貸出態度判断D. I.(前年同期に比べプラス判断・22年3月)※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) ②地域密着型金融の推進 ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価(肯定的評価が過半数以上・21年度末) ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 |

・規模別貸出残高

- ·社債·CP発行残高
- · 業況 D I 等日銀短観
- ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績(金額)

参考指標

- 金融検査指摘事例集の公表実績
- ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明 会の開催実績
- ・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容
- ・施策 I 1 (1) における各指標

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①中小企業金融をはじめとした金融 の円滑化 | ・金融機関及び中小企業等からのヒアリングや金融円滑化ホットライン等により、中小企業金融をはじめとした金融の実態についてきめ細かい把握に努める。 ・金融機関への要請や地域密着型金融の取組みの一層の推進等により、金融機関に対し、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化を働きかける。 ・金融機関に対する監督において、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促 |
| | ・特に、中小企業金融の円滑化の取組みについては、検査において実態を検証し、優れた取組み等については積極的な評価を図り、中小企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促す。 ・併せて、改正金融機能強化法の施行、貸出条件を緩和しても不良債権に該当しない場合の取扱いの拡充及び自己資本比率規制の一部弾力化等、企業金融の円滑化等に向けて講じた措置の着実な実施を図る。 |
| ②地域密着型金融の推進 | 19年8月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。金融機関に共通して取組みを求める以下の3項目については、金融機関に年1回、報告を求め、当局からも実績を公表する。 ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化②事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況等について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて顕彰を実施する。 |

| ③金融機能強化法の適切な運用 (再掲) | 国の資本参加を通じて中小企業等に対する信用供与の円滑化を図ること等を目的とする改正金融機能強化法の施行を受けて、同法に基づく株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。また、国の資本参加が決定された場合は、旧金融機能強化法に基づく資本参加行と同様、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 |
|------------------------------|--|
| ④金融検査マニュアル別冊〔中小企 業融資編〕の周知 | 金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] を借り手である中小企業に対して周知するため、わかりやすいパンフレット(『知ってナットク!中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』)を用いた中小企業向け説明会を、全国で開催する。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

中小企業金融をはじめとした金融の円滑化については、本年度は新たに「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)を施行する等、従来以上に積極的な施策の展開に努めました。中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあるものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、施策の測定指標は概ね改善の動きが継続しています。

また、地域密着型金融の推進をみると、多様な取組みが実施されており、取組み全体についての利用者からの積極的評価は引き続き5割程度となっています。

こうしたことから、全体ではAと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効 性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

民間金融機関は、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが重要です。

そのため、中小企業金融等のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化を図ることとしています。

また、地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要があります。このため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」という。)に基づき地域密着型金融の推進を図ることとしています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|------------------|-------------------|--|
| 経済財政改革の基本方針 | 平成 19 年 6 月 19 日 | 第2章成長力の強化 |
| 2007 | | 1.成長力加速プログラム |
| 2007 | | Ⅱサービス革新戦略 |
| | | (2)地域経済の成長力向上 |
| | | ②地域金融機関の収益基盤強化 |
| | | 金融庁は、地域密着型金融の一層の推 |
| | | 進に向けた取組を平成 19 年度に監督指 |
| | | 針に盛り込むとともに、地域金融機関に |
| | | おける自らの収益基盤強化のための新 |
| | | たなプランや目標の設定を推進する。ま |
| | | た、金融機関の取組の効果を総合的に把 |
| | | 握して、年1回実績を公表する。 |
| 経済危機対策 | 平成 21 年 4 月 10 日 | 第2章 具体的施策 |
| 120102000101 | 1,772. 1 1,771.1 | I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 |
| | | 2. 金融対策 |
| | | ◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すと |
| | | とに、企業の資金繰り円滑化等、金融 |
| | | 面での万全の措置を講じる。 |
| | | <具体的施策> |
| | | 〇円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金 |
| | | 融滑化のための特別ヒアリング・集中 検査、金融機能強化法の活用促進等) |
| 緊急雇用対策 | 平成 21 年 10 月 23 日 | |
| 来心在/11/17/ | 1,221 10,7,20 | 1. 緊急的な支援措置 |
| | | (3)中小企業の支援 |
| | | ②中小企業の雇用維持・拡大への支援 |
| | | ・中小企業に対する金融の円滑化を通 |
| | | じた事業活動の円滑な遂行及び雇用 |
| | | の安定を図るための施策の策定・推進 |
| | | (臨時国会に法案提出) |
| 明日の安心と成長のため | 平成 21 年 12 月 8 日 | Ⅱ.具体的な対策 |
| の緊急経済対策 | | 3. 景気 |
| | | <金融対策> |
| | | (3)中小企業等に対する金融の円滑化等 「中小企業者等に対する金融の円滑化 |
| | | 「中小正来有寺に刈りる並融の円滑化 を図るための臨時措置に関する法律 を |
| | | 年末の資金繰りに対応できるよう施行 |
| | | するとともに、その他の措置とあわせ、 |
| | | 中小企業等に対する金融の円滑化を図 |
| | | a . |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

我が国経済は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻以降、急激な景気後退を経験しました。経済の現状は、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるものの、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

【GDP成長率(四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算)の推移】

(単位:%)

| 20/4-6 | 20/7-9 | 20/10-12 | 21/1-3 | 21/4-6 | 21/7-9 | 21/10-12 | 22/1-3 |
|---------------|--------------|---------------|---------------|--------|--------|----------|--------|
| ▲ 4. 1 | ▲ 4.3 | ▲ 9. 6 | ▲ 15.8 | 6. 9 | 0. 4 | 4. 6 | 5. 0 |

(出所) 内閣府「四半期別GDP速報」

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 中小企業金融をはじめとした金融の円滑化

①取組内容

- ア.「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」の公表・実施
- i)中小企業金融円滑化法の国会提出及び迅速な施行

金融機関に対して、債務の弁済に支障を生じている中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の措置をとるよう努める義務を課すとともに、その実効性確保のための体制整備や実施状況等の開示・当局への報告の義務を課すこと等を内容とする中小企業金融円滑化法を第 173 回臨時国会に提出しました。同法が 21 年 11 月 30 日に可決・成立したことを受けて、年末金融に間に合うよう、21 年 12 月 4 日に、同法及び関係政令・府令を速やかに施行しました。

ii) 検査・監督上の措置

中小企業金融円滑化法の実効性を確保するため、21 年 12 月 4 日、法律の施行に併せ、金融検査マニュアル・監督指針について所要の改定を行いました。具体的には、顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢整備に関する着眼点を設けたほか、金融機関が中小企業融資について貸付条件の変更等を行っても貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来より拡充しました。また、金融機関に対する検査・監督において、中小企業融資や経営改善支援への取組み状況を重点的に検証することとしました。

iii)その他の措置

21 年 12 月 4 日、中小企業金融円滑化法等の施行に合わせ、金融担当大臣談話を公表するとともに、主要経済団体及び金融関係団体に対し、同法等の周知及び金融の円滑化を要請する文書を発出しました。

併せて、分かりやすいパンフレットの作成・配布や政府広報の実施、金融庁幹部 職員等による全国各地での中小企業・金融機関向け説明会の開催等により、同法等 の周知・広報に努めました。

イ.中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査・監督の実施

中小企業金融円滑化法の施行を踏まえ、22 年 1 月下旬から 3 月上旬にかけて、金融機関に対し、年末の取組み状況を確認するとともに、年度末に向けた取組みを促すこと等を目的としたヒアリングを実施しました。

また、中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を 22 年 2 月より開始し、 3 月までに、61 件の検査に着手しました。

ウ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

i)中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

21年9月及び11月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行いました。

また、21年5月、8月、11月、22年2月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

ii)「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「金融円滑化ホットライン」及び金融円滑化「大臣目 安箱」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に 対する検査・監督に活用しています。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情 報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報につい ては、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施しています。

エ. 金融機関に対する要請

i)金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請しました。具体的には、21年12月10日及び22年3月2日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。特に3月2日の意見交換会では、内閣総理大臣の出席を得て、直接、要請を行いました。

ii) 文書による要請

上述のとおり、21 年 12 月 4 日、中小企業金融円滑化法等の施行に合わせた要請 文書を発出した他、中小企業庁と連携し、22 年 3 月 2 日に、金融関係団体に対し、 借り手の状況を丁寧に把握した上で、コンサルティング機能を十分発揮しながら、 従前以上に円滑な金融仲介の役割を果たすよう要請する文書を発出しました。また、 21 年 6 月 8 日にも、緊急保証制度の拡充に合わせ、同制度の趣旨を踏まえた金融の 円滑化を要請する文書を発出しました。

21年5月22日には、金融関係団体に対し、新型インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化を要請する文書を、また、7月3日には、住宅ローンの返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を踏まえたきめ細かな対応に努めるよう要請す

る文書を発出しました。

iii) その他

全ての都道府県において、21 年 11 月から 12 月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催しました。

オ、金融円滑化のための集中検査の実施等

「金融円滑化のための新たな対応」(21年3月10日公表)に基づき、21年4月から7月にかけ、主要行9行に対し金融の円滑化のための集中検査を実施しました。なお、地域銀行22先、信用金庫・信用組合等27先に対しても、21年4月以降の通常検査の中で、同様の検証項目について検証しました。

また、21 年 12 月に、集中検査等において認められた金融円滑化の事例について取りまとめ、公表しました。

2評価

ア. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日(21年12月4日)から22年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の実績は以下のとおりとなっています。【詳細は資料1-1】

(件数ベース)

| | 実行/(実行+謝絶) | 実行/申込(注) |
|-------------------|------------|----------|
| 中小企業向け貸付け・条件変更実行率 | 98. 3% | 76. 5% |
| 住宅ローン・条件変更実行率 | 94. 1% | 49. 7% |

⁽注)審査中・取下げの案件を含む。

イ. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断 D. I.」(D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比一「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、21 年3月期に▲14 となった後、12 月期▲11、22 年3月期▲8とマイナス幅が縮小しています。【資料1-2】

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況 D. I. は、21年2月調査に \triangle 97となった後、11月調査では \triangle 92、22年2月調査では \triangle 93と、資金繰り D. I. も、21年2月調査に \triangle 88となった後、11月調査では \triangle 77、22年2月調査では \triangle 78と推移しており、いずれもマイナス幅が縮小傾向にあるものの依然として厳しい状況が続いています。【資料1-3】

更に、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、21 年第1四半期(1~3月期)には302件でしたが、22年第1四半期(1~3月期)には79件と大幅に減少しています。【資料1-4】

ウ. 融資残高等

22 年3月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比▲ 2.1%の減少、中堅・大企業向けが同▲4.9%の減少となっています。【資料1-5】 また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進しています。【資料1-6】

エ. まとめ

以上のとおり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関による条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続しています。このことから、政策の達成に向けて効果が上がっていると考えています。

【資料1-1 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について】 【債務者が中小企業者である場合】 上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

| | 申込み | 実行 | 謝絶 | 審査中 | 取下げ | 実行率 ① ※1 | 実行率 ② ※2 |
|-----------------|----------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------|----------------|
| 主 要 行 等 (11) | 62 , 356 (31, 787) | 42, 683 (24, 453) | 1, 115 (656) | 16, 475 (5, 986) | 2, 083 (690) | 97. 5% | 68. 5% |
| 地 域 銀 行 (107) | 210, 326 (59, 114) | 161, 162 (47, 769) | 2, 989 (792) | 38, 995 (9, 156) | 7, 180 (1, 392) | 98. 2% | 76. 6% |
| その他の銀行(29) | 5, 410 (802) | 4, 221 (477) | 129 (19) | 569 (277) | 491 (28) | 97. 0% | 78. 0% |
| 信用金庫(273) | 161, 399 (30, 270) | 125, 043 (23, 406) | 1, 818 (409) | 29, 592 (5, 651) | 4 , 946 (795) | 98. 6% | 77. 5% |
| 信用組合(160) | 26, 315 (5, 513) | 21, 224 (4, 450) | 227 (53) | 4, 120 (879) | 744 (127) | 98. 9% | 80. 7% |
| 労 働 金 庫 (14) | (3) | 1 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 100.0% | 100.0% |
| 信農連·信漁 連(67) | 1, 703 (963) | 1, 553 (774) | 14 (26) | 114 (150) | 22 (12) | 99. 1% | 91. 2% |
| 農協・漁協 (895) | 13, 857 (1, 430) | 12, 187 (954) | 125 (27) | 1, 326 (386) | 219 (60) | 99. 0% | 87. 9% |
| 合計 (1556) | 481, 367 (129, 882) | 368, 074 (102, 286) | 6, 417 (1, 982) | 91, 191 (22, 485) | 15, 685 (3, 104) | 98. 3% | 76. 5% |

(出所) 監督局総務課調

- (注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。
- (注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。
- (注3) 左端の欄中の括弧内は、本年3月末時点の金融機関数。以下同じ。

【債務者が住宅資金借入者である場合】 上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

| | 申込み | 実行 | 謝絶 | 審査中 | 取下げ | 実行率 | 実行率 ② |
|-----------------|---------------------|---------------------|-----------------|---------------------|------------------------|--------|----------|
| 主要行等(11) | 11, 399 (2, 055) | 5, 577 (1, 015) | 298 (53) | 4, 755 (864) | 769 (120) | 94. 9% | 48. 9% |
| 地 域 銀 行 (107) | 27, 352 (3, 946) | 12, 814 (1, 878) | 899 (125) | 10, 031 (1, 429) | 3, 608 (512) | 93. 4% | 46. 8% |
| その他の銀行 (29) | 724 (101) | 402 (51) | 47 (16) | 240 (28) | 35 (5) | 89. 5% | 55. 5% |
| 信 用 金 庫 (273) | 12, 103 (1, 667) | 6, 805 (950) | 290 (38) | 3, 759 (521) | 1, 249 (153) | 95. 9% | 56. 2% |
| 信 用 組 合 (160) | 2, 131 (289) | 1, 256 (172) | 55 (6) | 626 (85) | 194 (24) | 95. 8% | 58.9% |
| 労働金庫(14) | 1, 399 (190) | 694 (94) | 145 (20) | 433 (59) | 127 (15) | 82. 7% | 49.6% |
| 信農連・信漁 連(67) | 44 (5) | 29 (3) | 1 (0) | 10 (1) | 4 (0) | 96. 7% | 65. 9% |
| 農協·漁協 (895) | 1, 527 (204) | 580 (73) | 44 (4) | 672 (93) | 231 (30) | 92. 9% | 38. 0% |
| 合計(1556) | 56, 679 (8, 457) | 28, 157 (4, 236) | 1, 779 (262) | 20, 526 (3, 080) | 6, 217 (859) | 94. 1% | 49. 7% |

(出所) 監督局総務課調

- (注1) 実行率①=実行件数/(実行件数+謝絶件数)。以下同じ。
- (注2) 実行率②=実行件数/申込み件数。以下同じ。
- (注3) 左端の欄中の括弧内は、本年3月末時点の金融機関数。以下同じ。
- (注4) 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

【資料1-2 日銀短観の推移(中小企業)】

(四半期ベース)

| | | | | | | ` | H 1 33 | - / / |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 20/6 | 20/9 | 20/12 | 21/3 | 21/6 | 21/9 | 21/12 | 22/3 |
| 貸出態度判断D.I. | +2 | ▲ 3 | ▲ 9 | ▲ 14 | ▲ 13 | ▲ 12 | ▲ 11 | ▲ 8 |
| 業況判断 D. I. | ▲16 | ▲21 | ▲28 | ▲ 47 | ▲ 49 | ▲ 43 | ▲37 | ▲31 |
| 資金繰り判断 D. I. | ▲8 | ▲ 11 | ▲ 15 | ▲23 | ▲20 | ▲18 | ▲16 | ▲ 14 |

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注1)業況判断 D. I. = 「良い」と回答した社数構成比一「悪い」と回答した社数構成比比
- (注2) 資金繰り判断 D. I. =「楽である」と回答した社数構成比 「苦しい」と回答した社数構成比
- (注3) 貸出態度判断 D. I. =「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比
- (注4) 22/3 より調査対象企業の見直しを行い、調査対象社数が増加している。

【資料1-3 「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」の推移】

| | 20/5 | 20/8 | 20/11 | 21/2 | 21/5 | 21/8 | 21/11 | 22/2 |
|----------------|-------------|-------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 中小企業の業況 D. I. | ▲69 | ▲86 | ▲92 | ▲ 97 | ▲ 93 | ▲92 | ▲92 | ▲ 93 |
| 中小企業の資金繰り D.I. | ▲ 55 | ▲ 76 | ▲82 | ▲88 | ▲ 79 | ▲ 75 | ▲ 77 | ▲ 78 |

(出所) 監督局銀行第二課 総務課協同組織金融室調

- (注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比-「悪い」と回答した先数構成比
- (注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所47先に対し聴き取り調査を実施。

【資料1-4 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

(単位:件)

| 区分 | | し渋り・貸し剥がしに 関する情報 | | | 金融円滑化ホットライ ン情報 | | | 合 計 | | |
|-------|------|---------------------|------|-------|-------------------|------|-------|-------|------|--|
| | 20 年 | 21 年 | 22 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 | 20 年 | 21 年 | 22 年 | |
| 第1四半期 | 3 1 | 160 | 5 0 | | 1 4 2 | 2 9 | 3 1 | 3 0 2 | 7 9 | |
| 第2四半期 | 4 4 | 120 | | 7 9 | 8 0 | | 1 2 3 | 200 | | |
| 第3四半期 | 103 | 7 3 | | 1 3 9 | 3 3 | | 2 4 2 | 106 | | |
| 第4四半期 | 205 | 8 8 | | 213 | 3 0 | | 4 1 8 | 118 | | |

(出所) 総務企画局政策課・金融庁監督局総務課調

(※1)「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日(各財務(支)局等は14年11月1日)に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

また、21 年第 4 四半期及び 22 年第 1 四半期については、大臣目安箱に寄せられた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を含んでいる。

(※2)「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料1-5 企業規模別貸出残高(対前年同月比)】

(単位:兆円、%)

| | 法人向け全体 | | | | | |
|-------|--------------|-------|--------|--------------|--------|-------|
| 月末 | 貸出残高 | 前年同月比 | 中小企業 | | 中堅・大 | |
| | 貝瓜残局 | | 向け | 前年同月比 | 企業向け | 前年同月比 |
| 21/04 | 282. 4 | 3. 1 | 177. 4 | ▲ 2.1 | 105. 1 | 13. 2 |
| 21/05 | 280. 9 | 2. 3 | 176. 4 | ▲ 2.9 | 104. 6 | 12. 6 |
| 21/06 | 284. 2 | 2. 6 | 179. 0 | ▲ 1.2 | 105. 1 | 9. 9 |

| 21/07 | 282. 9 | 2. 4 | 177. 6 | ▲ 1.3 | 105. 3 | 9. 5 |
|-------|--------|-------|--------|---------------|--------|--------------|
| 21/08 | 281. 2 | 1.8 | 176. 3 | ▲ 2.3 | 105. 0 | 9. 5 |
| 21/09 | 283. 5 | 2. 3 | 179. 1 | 1 .0 | 104. 5 | 8. 6 |
| 21/10 | 280. 6 | 0. 3 | 176. 7 | ▲ 2. 1 | 103. 9 | 4. 8 |
| 21/11 | 280. 0 | ▲ 1.4 | 175. 8 | ▲ 3.3 | 104. 2 | 1. 9 |
| 21/12 | 282. 3 | ▲ 3.1 | 178. 4 | ▲ 3.7 | 103. 9 | ▲ 2.0 |
| 22/01 | 279. 2 | ▲ 3.1 | 176. 3 | ▲ 3.4 | 102. 8 | ▲ 2.6 |
| 22/02 | 278. 6 | ▲ 3.3 | 176. 3 | ▲ 3.1 | 102. 3 | ▲ 3.6 |
| 22/03 | 278.8 | ▲ 3.2 | 178. 3 | ▲ 2. 1 | 100. 5 | ▲ 4.9 |

(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」

【資料1-6 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

(単位:億円)

| | | | 主要行 | | 地域金融機関 | | | |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|--|
| | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
| 動産・債権譲渡担保融資 | | 5, 959 | 6, 546 | 9, 276 | 1, 856 | 1, 886 | 1, 800 | |
| | うち動産担保融資 | 4, 104 | 3, 148 | 5, 032 | 358 | 585 | 617 | |
| | うち売掛債権担保融資 | 1, 284 | 2, 808 | 4, 088 | | | | |
| 財務 | 制限条項を活用した融資 | 161, 106 | 189, 594 | 188, 557 | 4, 835 | 7, 044 | 7, 771 | |

(出所) 監督局銀行第一課・金融庁監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室調

(2) 地域密着型金融の推進

①取組内容

地域金融機関が行う地域密着型金融に関する取組み実績をとりまとめ、利用者等の評価に関するアンケート調査の結果とともに、22年7月に公表しました。

各金融機関の取組み方針や取組み状況等について、定期的なヒアリングにおいてフォローアップを行いました。

さらに、特に先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、顕彰を実施するとともに、「地域密着型金融に関する取組み事例集」としてとりまとめ、 22年4月に公表しました。

このほか、21 年 12 月から 22 年 2 月にかけて、地域金融機関の取組みを地域関係者が議論・評価する会議(シンポジウム)を各地の財務局及び財務事務所で開催しました。

②評価

ア. 地域金融機関の取組み実績(21年度)

地域金融機関においては、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融

機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みなど様々な取組みが行われており、総じて実績が上がってきていると考えております。また、多くの地域金融機関は、各施策の取組みが利用者の期待に応えるものとなっていると評価しています。そうした中で、一部には、利用者の期待に応えるものとなっていないとの回答も見られますが、その理由として、内部の専門的なノウハウ・人材の不足が多く挙げられており、人材の育成や外部機関等の活用によるノウハウの蓄積が課題と考えられます。

イ. 利用者における見方

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み全体については、積極的評価(「大変進んでいる」及び「進んでいる」の合計)は引き続き5割程度となっており、また、個別の施策については取組みがなお不十分と評価されているものが多いなど、利用者の評価と金融機関の評価には開きが見られます。なお、個々の施策によっては、金融機関の取組みが進んでいるのかどうか「わからない」と回答する利用者が多いものもあり、取組みの成果が利用者から見えにくい施策については評価が低くなる傾向が窺われます。【資料2】

〇 地域密着型金融の取組み全体に対する評価 43.5 16年度 1.9 35.2 2.2 17.3 50.5 17年度 1.5 28.1 2.2 17.7 50.8 25.1 1.2 21.1 18年度 1.8 19年度 2.3 49.7 31.2 1.9 14.9 20年度 3.0 47.3 29.3 1.9 18.6 21年度 2.7 48.4 27.1 2.5 19.3 100% 0% 20% 40% 60% 80% □ あまり進んでいない ■大変進んでいる ■ 進んでいる □ 全く進んでいない □ わからない

【資料2 利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要(21年度)】

(出所) 監督局銀行第二課 総務課協同組織金融室調

(3) 金融機能強化法の適切な運用

①取組内容

- i)金融機能強化法(改正法及び旧法)に基づき国の資本参加を行った金融機関から 経営強化計画の履行状況の報告がなされ、21年3月期(5金融機関)については 同年8月に、21年9月期(9金融機関)については翌年1月にその内容を公表し ました。
- ii) 改正金融機能強化法(20年12月施行)に基づき、以下の通り、8つの金融機関

に対して国の資本参加を実施しました。

21年 9月実施 : みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、

全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)

21年 12月実施 : 東和銀行、高知銀行

22年3月実施:フィデアホールディングス(北都銀行)、宮崎太陽銀行

iii) 旧金融機能強化法に基づき、国の資本参加を行った紀陽ホールディングス(紀陽銀行)及び豊和銀行の新しい経営強化計画について、21年8月に承認しました。

②評価

金融機能強化法(改正法及び旧法)に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営 強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局 が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっていま す。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を 講ずることとされています。

このような枠組みの下、資本参加行の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に 対する円滑な資金供給に結びつくことにより、地域経済の活性化に貢献していくもの と考えています。

(4) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

①取組内容

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要です。金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には、中小企業の実態を適切に把握するための具体的な着眼点、すなわち中小企業の特性、経営状態や将来性を高く評価するための具体的なポイントが記載されています。その内容を知ることは、中小企業にとっては、金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つと考えます。こうしたことから、中小企業の経営者等に対し、同マニュアルの周知・広報を更に徹底するため、前年度に引き続き、同マニュアルの内容をわかりやすく記載したパンフレット(『知ってナットク!中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』等)を用いて、全国各地で説明会を実施しました。

②評価

上記説明会は、今年度において、全国各地で 472 件開催し、26,772 名の方が参加しました。金融機関のみならず、直接、借り手である中小企業経営者等に対して、当局より金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容をわかりやすく記載したパンフレットを用いて説明会を開催したことは、中小企業金融の円滑化のために有益であったと考えています。

なお、説明会を主催した商工会議所等に対するアンケートにおいて、「説明会が役に立った」との意見が大宗を占めていることから、借り手である中小企業経営者等の理解の向上に役立ったものと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いています。こ のような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要とな っており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要があります。 また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要 があります。
- (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関に よる条件変更等の取組みは進展しており、また、各種指標は概ね改善の動きが継続して いるところです。このことから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けたこ れまでの取組みは相応の成果をあげていると考えています。

また、地域密着型金融の推進の面では、多様な取組みが実施されており、取組み全体 についての利用者からの積極的評価は引き続き5割程度となっています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

上記のとおり、関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られていると考えています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いており、民間金融機関が自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、十全なる金融仲介機能を積極的に発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続き、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて施策の展開を図る必要があります。

また、地域金融機関においては、今後も引き続き、人材の育成や外部機関の活用等を 戦略的に行いつつ、目利き能力の向上やノウハウの蓄積に努め、利用者の期待やニーズ に的確に対応するための取組みを組織全体として継続的に進めていくことが重要と考え ています。また、取組みの成果について、利用者に分かりやすい形で積極的に情報発信 していく努力も重要と考えています。当局としては、引き続き、地域密着型金融が深化、 定着するような動機付け、環境整備を図るため、取組み事例の紹介・顕彰の実施や「地 域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)を開催することなどが必要です。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|------------------------------|--------------|------------|------------------|
| 関係機関等との連携強化に必要な経費 | 12 | 予算 <継続> | 3,093 千円 |
| 監督局銀行第二課の時限の撤廃(恒久化)(再 掲※) | 3 | 機構・定員 | |

[※] 施策 I-1-(1)「金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」における機構・定員要求の再掲です。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- ·日本銀行「短観(2010年3月)」
- (22 年 4 月 1 日掲載 http://www.boj.or.jp/type/stat/boj_stat/tk/tankan1.htm)
- ・監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室「中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要」
- (22 年 3 月 27 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090327-2.html)
- ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室・総務企画局政策課・監督局総務課「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
- (22 年 4 月 28 日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20100428.html)
- ·日本銀行「貸出先別貸出金」
- (22 年 5 月 17 日掲載 http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html)
- 監督局総務課「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」
 (22年6月30日掲載 http://www.fsa.go.jp/news/21/ginkou/20100630-1.html
- ・「不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況」 (22 年 7 月 23 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100723-1.html)
- ・監督局銀行第二課・総務課協同組織金融室「平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について」
- (22 年 7 月 23 日公表 http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100723-1.html)

11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、 総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

施策Ⅲ-3-(1)

金融行政の透明性・予測可能性の向上

1. 達成目標等

| 達成目標 | 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること |
|------------------|--|
| 目標設定の考える | 我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融 規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の取組みを進める必要 がある。 【根拠】市場強化プラン(平成19年12月21日) |
| 測定指標 (目標値・達成時 | ・ ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結 果 (前回調査結果より向上・21 年度調査時点) |
| 参考指標 | ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融検査指摘事例集及び意見申出事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・法令外国語訳の公表数<21 年度末> ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数(うち受付対象件数及び受付対象外の件数)、調査着手件数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①プリンシプルの普及・啓発 | プリンシプルについての関係者との対話を行い、業界・各金融機関の自主的な取組みにつながるよう、普及・啓発に努める。 また、対話の中で、プリンシプルについての議論を深めるとともに、プリンシプルに即した実効的かつ予測可能性のある行政対応に努める。 |
| ②検査・監督上の着眼点、重点項目 の明確化 | 検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。 |
| ③行政処分についての透明性の向上 | 金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益 処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文 等を明示しつつ公表することにより、金融行政の透明性の確 保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高 め、同様の事案の発生の抑制を図る。 また、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改め |

| | て示した「金融上の行政処分について」(19年3月公表)の 業界への周知を引き続き図る。 |
|---|---|
| ④検査結果の金融機関へのフィード バック体制の充実 | 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。 |
| ⑤ノーアクションレター制度等の適 切な運用 | ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。 |
| ⑥金融機関等との対話の充実 | 金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。 |
| ⑦法令外国語訳の推進 | 規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、金融 庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、HP において公表を行う。 |
| ⑧金融行政に関する広報の充実(再 掲) | 様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。 |
| ⑨金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 | 信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等 遵守調査室を活用していく。 |

3. 評価結果

(1)21年度の達成度

Α

【達成度の判断理由】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ四半期ごとに公表することで、他の金融機関における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。加えて、検査マニュアルや監督指針等を整備し、検査・監督上の重点項目・着眼点を一層明確化することにより、行政対応の予測可能性の向上を図るとともに、金融機関との意見交換会等を通じて金融機関における自主的な取組みを慫慂してきました。

また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体を更に幅広く活用すること等により広報展開を行いました。さらに、当庁所管の重要性及びニーズの高い法令から英訳を行い、2本の英訳法令等を金融庁ウェブサイトに公表することにより、規制・監督の透明性・予見可能性の向上を図りました。

ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケートは平成 21 年 6 月以降実施 していませんが、これらの取組みを総合的に考慮すると、明確なルールに基づく透明か つ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、A と評価しました。

(参考) 21 年 6 月に実施したアンケートの結果によれば、金融庁ウェブサイトで公表 している監督指針、行政処分事例集、検査指摘事例集、幹部講演等により、金融行政の 考え方等に対する理解が進んだという評価が多数ありました。

(2)端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、金融行政の透明性及び予測可能性の向上の 観点から、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融庁では、金融規制のさらなる質的向上(ベター・レギュレーション)を目指し、職員の心構えや今後の監督手法の進化の方向性の柱を示しています。その柱の1つである「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要です。情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させることなどを目指します。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) プリンシプルの普及・啓発

①取組内容

ベター・レギュレーションの大きな柱の1つである「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」におけるプリンシプルベースの監督について、20年4月に公表した「金融サービス業におけるプリンシプル」の普及に引き続き努めました。

②評価

「金融サービス業におけるプリンシプル」を踏まえた検査・監督に努めることで、 プリンシプルの普及・啓発が図られるとともに、行政の透明性・予測可能性の向上に つながったものと考えています。

(2) 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化

①取組内容

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、 以下のとおり監督指針等の改正を行い、検査・監督上の着眼点等を更に整備・明確 化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な検査・監督を行いました。

- ・主要行等向けの総合的な監督指針(21年7月、9月、12月、22年3月改正)
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(21年7月、9月、12月改正)
- ・中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(21年12月制定)
- ・保険会社向けの総合的な監督指針(21年4月、6月、7月、9月、22年3月改正)
- ・少額短期保険会社向けの監督指針(21年4月、6月、7月改正)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(21年4月、7月、9月、22年3月改正)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)信用格付業者向けの監督 指針(22年3月制定)
- 貸金業者向けの総合的な監督指針(21年6月改正)
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(21年6月、22年3月改正)
- 平成21事務年度主要行等向け監督方針(21年8月制定)
- ・平成21事務年度中小・地域金融機関向け監督方針(21年8月制定)
- 平成21事務年度保険会社等向け監督方針(21年8月制定)
- ・平成21事務年度金融商品取引業者等向け監督方針(21年8月制定)
- 平成21事務年度検査基本方針(21年8月制定)
- 金融検査マニュアル (21 年 5 月、12 月、22 年 3 月改定)
- 保険検査マニュアル(21年5月、8月、22年3月改定)
- ・金融持株会社に係る検査マニュアル(21年5月改定)
- ・金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)(21年12月改定)

2評価

金融検査マニュアル・監督指針等の公表により、検査・監督上の重点項目が明確化されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

(3) 行政処分についての透明性の向上

①取組内容

行政処分を行った場合には、他の金融機関における予測可能性を高め、同様の事 案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文 等を含め、公表しています(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象 金融機関の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く。)。

また、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分 事例集」として取りまとめ、公表・更新(四半期毎)しています。

②評価

金融庁及び財務局等が実施した法令違反等に対する不利益処分を公表することで、 金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関における予測可能性が高 まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。

(4)検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

①取組内容

金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原 則に基づく内部管理態勢の強化を促す観点から、金融検査指摘事例集を毎年1回作 成・公表してきたところであり、21年7月に、内容を更に充実させた金融検査指摘事 例集を作成・公表しました。具体的には、紹介事例数を433事例(評定事例69事例、 指摘事例364事例)とし、前回の406事例(評定事例65事例、指摘事例341事例)か ら増加させています。

また、「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み(アクションプランII)」において、「検査指摘事例集の年2回公表への取組み」が示されていることから、21 年 12 月に、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、金融機関における円滑な金融仲介機能の発揮が強く期待されている状況等を踏まえ、金融機関の自律的な態勢強化等を促す観点から、年次の指摘事例集に先立ち、金融円滑化の事例(43 事例)について取りまとめ公表しました。

②評価

上記のように内容を充実させた金融検査指摘事例集の公表により、検査結果に関する情報が金融機関に還元されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

(5) ノーアクションレター制度等の適切な運用

①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために金融庁ウェブサイト等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、21 年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は6件で、制度創設からの累計は39 件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は0件で、制度創設からの累計は2件となっています。

また、法令等の改正の際は、パブリックコメント(意見公募手続)を活用し、広く 照会を受け付け、これに回答しています。

②評価

ノーアクションレター制度等については、その照会内容及び回答内容を公表するな ど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性の向上につながったもの と考えています。

(6)金融機関等との対話の充実

①取組内容

金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、各業界団体や金融機関とのヒアリングや意見交換会等を行い、対話の一層の充実に努めました。なお、21年度における各業界団体との意見交換会の開催実績は66件となっています。

②評価

金融機関等と当局との間で積極的な意見交換を行い、対話の充実に努めたことは、 金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであったと考えています。

(7) 法令外国語訳の推進

①取組内容

海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等を図るため、銀行法、金融商品取引法及び保険業法等の主要法律を中心に法令外国語訳を推進してきたところです。21年度においても、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等について英訳作業を進めるとともに、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正対応(21年10月)及び「信用格付業者向けの監督指針」(22年3月)について、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行いました。

②評価

法令外国語訳の推進は、海外当局・外国金融機関とのコミュニケーションの円滑化等や規制・監督の透明性・予見可能性の向上に資するものであることから、外国金融機関や海外投資家に関連性が高い法令等について、速やかに金融庁ウェブサイトにおいて公表を行えるよう、引き続き作業を進める必要があると考えています。

(8)金融行政に関する広報の充実

①取組内容

21年10月から、閣議後の定例大臣記者会見(毎週2回)については、従来からの記者クラブ向け会見に加え、外国メディアや専門誌・雑誌記者、フリーのジャーナリストなどを対象として、別途、大臣会見が開催されることとなりました。また、副大臣・大臣政務官による随時の記者会見や、事務方によるブリーフについても、記者クラブに加え上記のジャーナリストにも開催を案内し、その参加を得ることとしています。また、その際、インターネットによる生中継や動画掲載を初めて許可しましたが、その結果、多くの記者会見がなんらかのITメディアで閲覧できる状況となっています。

当庁の施策(中小企業等の金融円滑化、株券電子化、多重債務者対策等)について、 政府広報のテレビ、ラジオ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、 各種報道発表については、引き続き重要な案件等について、報道発表に併せて政務三 役(大臣、副大臣及び大臣政務官)による記者会見や担当者による記者説明を行い、 その内容・趣旨等について正確な理解が得られるよう努めました。

また、金融庁ウェブサイトの内容・機能等の充実については、21年6月に、英語版金融庁ウェブサイトのトップページを中心により分かりやすく体系的に整理したほか、21年4月に、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報メール配信サービスを開始するなど、ウェブサイト利用者への更なる利便性の向上を図りました。

さらに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用し、写真や図表を用いた正確で分かりやすい情報発信に努めたほか、「アクセスFSA」の英語版である「FSA Newsletter」の発行に当たり、「アクセスFSA」発行日からの日数差を縮減し、迅速な情報発信に努めました。

②評価

記者会見をはじめとする情報発信については、主要外国紙・国内経済専門誌など記者クラブに所属していない媒体のジャーナリストに対して、当庁の施策・考え方を直接に発信・説明する機会が増加しました。また、取材者に対してITの活用を認めた結果、例えば記者会見自体がインターネットで中継され、ジャーナリストでなくとも直接に閲覧できるケースが増えるなどの動きも生じました。これらはいずれも、金融行政の内容・趣旨等の正確な理解に寄与し、その透明性の向上に資するとともに、金融行政に対する関心・注目度を高める効果もあったものであると考えています。

金融庁ウェブサイトについては、「トップページ」部分へのアクセス件数で見る限り、日本語版トップページへのアクセス件数は微減となった一方、英語版トップページへのアクセス件数は前年度の倍に急増するなど、相反する指標が出ました。これまで、簡便法として「トップページ」部分へのアクセス件数を参考指標として用いてきましたが、例えば、特定の項目を頻繁にチェックしているユーザーは、トップページを経ずに当該ページに直接アクセスする場合もあるなど、トップページへのアクセス件数だけでは把握できない動向もあります。ところが、現在の当庁のアクセス集計システムでは、金融庁ウェブサイト全体への総アクセス件数が分からないなど、これ以上の踏み込んだ分析は困難であるため、実態として金融庁ウェブサイトの情報発信力が向上しているのかそうではないのか、評価が難しくなっています。今後は、アクセス集計システム・ツールやログレポートの充実・強化を図り、的確かつ深度ある分析を行ったうえで、金融庁ウェブサイトの情報発信力の向上に努める必要があります。

金融行政に係る英語版金融庁ウェブサイト広報については、上記取組みのとおり、 トップページを中心に分かりやすく体系的に整理したことにより、アクセス件数に増加が見られるなど、海外の関係者を含む利用者が容易にアクセスできる環境の整備が一定の効果を上げたものと考えています。

ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

日本語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、18 年度の 7,145,690 件をピークに、21 年度は 6,221,715 件と逓減傾向になっています。

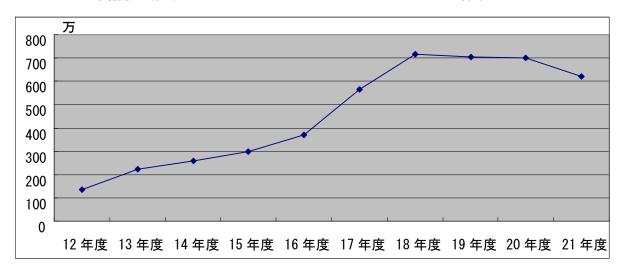
英語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数についてみると、21年

度は 583,487 件となっており、20 年度の 286,096 件に比較して大幅に増加しています。

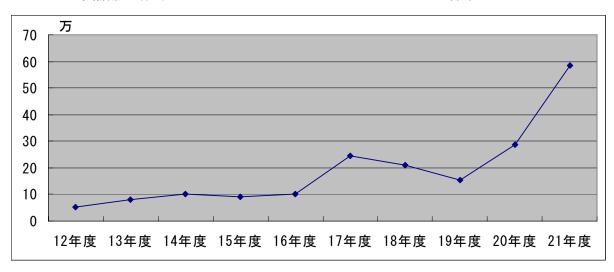
【資料1 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位:件)

日本語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数



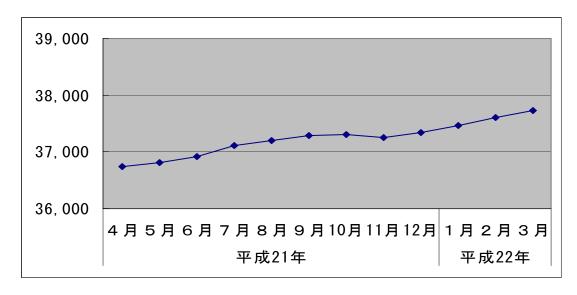
英語版金融庁ウェブサイトのトップページへのアクセス件数



(出所) 総務企画局政策課広報室調

イ. 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービスへの登録状況 予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内 される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は着実に 増加しており、22年3月末時点で3万7千件を超えています。

【資料2 金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録件数】 (単位:件)



(出所) 総務企画局政策課広報室調

ウ. 和英両文による報道発表等の状況

金融庁ウェブサイトにおける和英両文による報道発表件数についてみると、21 年度は67件で、20年度66件、19年度43件、18年度23件と比較して増加しています。

9) 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

①取組内容

当庁における法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室(以下、調査室という。)を 15 年 6 月から設置しています。調査室においては、広く外部からの情報提供を求めるため、当庁ウェブサイトを活用した周知を行い、郵便、ファックス、ウェブサイトの方法により情報を受け付けています。

寄せられた全ての情報について、法律の専門家である調査室員の合議により、当庁 の法令等遵守に関する情報に該当するか否かを確認しています。

21 年度に調査室に寄せられた情報(131 件)のうち、当庁の法令等遵守に関するものはありませんでした。なお、受付対象外となった情報は金融機関とのトラブルや相談等であり、これらの情報についても関係部署に回付するなど適切に対応しています。

②評価

上記のとおり、調査室の積極的活用に向けて、取組みを進めてきたことは、信頼される金融行政の確立に資するものであったと考えています。

7.施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことは、我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強 化を図るために有効であると考えます。また、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政のために、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報、監督指針等の公表に努めることが必要です。

(2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表は金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものであり、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充についても、相応の進捗が見られました。これらのことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮しているものと考えています。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

検査・監督に関する基準の設定や、実施した検査や行政処分の事例等を金融庁ウェ ブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的 に施策を実施することができたと考えています。

行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制に資するものと考えられ、またノーアクションレター制度等の適切な運用、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。

新着情報メール配信サービスについて、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張し、利用者の利便性の向上を図りました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に応じて、引き続き、

- ①検査・監督上の重点項目や着眼点を明確化
- ②行政処分事例集の更新・公表による金融機関における予測可能性の向上
- ③金融機関との対話の充実
- ④重要政策の外国語訳の推進や金融庁ウェブサイトの充実

等に努める必要があります。また、ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度の的確な運用に努めるとともに、金融庁ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度および一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する | 要求種別 | (参考) | |
|------|------|------|----------|--|
| 安水内谷 | 事務事業 | 安不性剂 | 22 年度予算額 | |

| 広報に係る体制整備(再掲※) | 8 | 機構・定員 | |
|-------------------------------|---|-------|--|
| 保険業に関する法律的な高度判断を行うため の体制整備 | 1 | 機構・定員 | |

※ 政策 II-1-(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」における機構・定員要求の再掲です。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトへのアクセス件数」
- ・ 総務企画局政策課広報室「金融庁ウェブサイトの新着情報メール配信サービス登録 件数」

11. 担当課室名

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室(再掲)、総 務企画局企画課、検査局総務課、 業務支援基盤整備に係る施策

業務支援基盤整備に係る施策1-(1)-① 職員の育成・強化のための諸施策の実施

1. 達成目標等

| 達成 | .目標 | 職員の資質の向上を図ること |
|----|---------|--|
| | の考え方の根拠 | 金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。 【根拠】・ ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)、 ・ 市場強化プラン(平成 19 年 12 月 21 日) |
| | 指標達成時期) | ・ 受講生による研修内容に関する評価結果 (5 段階評価で平均 3 以上・21 年度末) |
| į. | 参考指標 | ・ 民間専門家の在職者数 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------------|---|
| ① 高度な専門知識を有する職員の 確保・育成 | ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣や、より職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

В

【達成度の判断理由】

職員の専門性の向上については、受講生による研修内容に関する評価結果において 目標値(5 段階評価で3以上)を上回っているなど、一定の成果が上がっているものの、 高度な専門知識を有する職員を育成するためには、引き続き更なる取組みを進める必 要があることから、Bと評価しました。

(2)端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(必要に応じた見直し)を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、より良い規制環境 (ベター・レギュレーション) に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。 こうしたことから、職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策に取り組む必要があります。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1) 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

①取組内容

ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員の人事異動に際し、キャリアパスにかかる要望に配慮した人事配置を継続的に 実施しているほか、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に配 属させて若手職員の育成に取り組むなど、専門性に資する人事体制の確立を図かりま した。

イ. 専門能力向上に資する研修の充実

21 年度の研修については、各役職に求められる知識や能力、及び業務の専門性の向上を図ることを目的として役職別理論研修を実施しました。このほか、金融先端技術の進展に対応することを目的とした「先端金融商品研修」など最新かつ専門的な研修を新設し、研修内容の充実・強化を図りました。

ウ. 任用の柔軟化

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関を始めとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用しました。

②評価

ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員のキャリアパスにかかる要望に配慮しつつ、専門性を意識した人事配置を実施 しており、任用体制の確立に向けた職員における意識向上や任用上の取組みとして、 一定の成果があったものと考えています。

イ. 研修の実施状況

21 年度については、金融先端技術の進展に対応した専門的な研修である「先端金融

商品研修」などを新設しました。全体では 68 コースの研修を実施したところであり、総受講者数は 6,700 名となっています(次頁「資料 1 研修の実施状況」参照)。

また、20 年度より、受講生による研修内容に関する評価を点数で測定する指標(「評価シート」)を導入し、各研修において測定したところ、平均評価点は 5 段階評価で3.8 点となり、目標平均(3点)を上回る結果を示しています。

こうしたことから、専門的な知識の付与や職員の資質の向上に一定の成果があった ものと考えています。

【資料1 研修の実施状況】

(単位:コース数、評価点、人員)

| | 20 年度 | | 21 年度 | |
|----------|--------------------|-----|--------------------|-----|
| | (20年7月1日~21年6月30日) | | (21年4月1日~22年3月31日) | |
| | コース数 | 評価点 | コース数 | 評価点 |
| 一般研修 | 13 | 3.9 | 15 | 4.1 |
| 実 務 研 修 | 43 | 3.9 | 47 | 3.9 |
| 理論研修 | 3 | 4.1 | 2 | 4.0 |
| 通信研修 | 6 | 3.6 | 4 | 3.3 |
| 計 | 65 | 3.9 | 68 | 4.0 |
| (受講者数) | (6,59 | 0) | (6,70 | 0) |

(出所) 総務企画局総務課開発研修室調

ウ. 任用の柔軟化

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など、民間専門家の登用を積極的に行った結果、22年3月1日現在で319名の民間専門家が在籍しており、様々な分野からの人材の確保が図られているものと考えています。

【資料 2 民間専門家の登用状況】

(単位:人)

| | 20 年 6 月 1 日現在 | 21 年 6 月 1 日現在 | 22 年 3 月 1 日現在 |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 弁 護 士 等 | 27 | 30 | 34 |
| 公認会計士 | 25 | 33 | 43 |
| 不動産鑑定士 | 10 | 10 | 8 |
| アクチュアリー | 4 | 8 | 8 |
| 研 究 者 | 3 | 2 | 4 |
| 情報処理技術者 | 18 | 21 | 18 |
| 金融実務経験者 | 130 | 172 | 204 |
| 計 | 217 | 276 | 319 |

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

- (1)必要性(国民や社会の二一ズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員 の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充 実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要があります。
- (2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 職員の専門能力の向上に向けて、金融技術の進展に対応した専門的な研修である「先 端金融商品研修」などを新設し、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が増加し ている。

また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、ある程度高い評価点を得たことから、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えます。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

研修資料については、両面印刷や集約印刷を積極的に行うなど、コストを意識した資料の作成に努めています。

また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っています。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

現在、実施している研修について適時適切に見直しを行い、引き続き理論面等を中心 とした研修や、金融技術の進展に対応した専門的な研修を行うほか、職員の業務遂行能 力やマネジメント能力など、組織を担う人材の育成、資質向上を図るための研修に取組 むなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

特になし。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

・総務企画局政策課「ベター・レギュレーションの進捗状況について」(第3回)の公表 について

(平成 21 年 7 月 13 日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20090713.html)

1 1. 担当課室名

<mark>総務企画局総務課開発研修室</mark>、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策2-(1)-① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

1. 達成目標等

| 達 | 成目標① | 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること |
|----------------|---------|--|
| | | 「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定) にお |
| 目標詞 | 没定の考え方 | いて、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等 |
| 及7 | びその根拠 | の取組を進める。」こととされている。 |
| | | 【根拠】「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)等 |
| | | • 経費削減額 |
| 21 | N 中 七 抽 | ・業務処理時間の短縮 |
| | 測定指標 | (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」(平成 18 |
| (目標値・達成時期) | | 年 6 月 27 日金融庁行政情報化推進委員会決定、平成 20 年 8 月 7 日、 |
| | | 平成 21 年 4 月 15 日、同委員会改定)を参照する。) |
| | 参考指標 | |

| 達 | 成目標② | 情報システム調達の適正化を図ること |
|---|-----------------|--|
| | 设定の考え方 びその根拠 | 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承) において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 |
| | | 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等 |
| | 則定指標 値・達成時期) | ・情報システム調達会議の実施内容 (注)目標値・達成時期は測定指標の性格上、設定していません。 |
| | 参考指標 | ・随意契約比率(企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース) |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| ①業務・システムの最適化の実施 | 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、平成23年度までに情報システムの設計・開発等を進めていく。 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」については、平成19年度に構築が完 |

| | 了した情報システムの運用・保守を実施するとともに、 最適化実施状況を把握し、評価を行っていく。 |
|---------------|--|
| ②情報システム調達の適正化 | 情報システム調達については、長官をヘッドとする 「情報システム調達会議」で調達の必要性、契約方針、 契約内容等の妥当性の審議を行う。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

①業務・システムの最適化の実施: B

②情報システム調達の適正化 : A

【達成度の判断理由】

①「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」及び「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、21年5月に設計・開発事業者と 21年8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結し、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21年10月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行いました。見直し後のスケジュールどおり作業を行いましたが、当初計画のとおり22年3月末までに設計工程を完了することができなかったことからB評価としました。

② 情報システム調達会議を4回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

調達仕様書を徹底的に見直し、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争 入札に変更するなどの成果があったことなどからA評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率(企画競争・公募による契約または 小額の契約を除く件数ベース)は 15.7% (前年度 20.3%) となりました。

(2) 端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)

① 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく 必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する 業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、22 年3月末までに納入予定であった設計工程にかかる成果物の納入が遅れていることから、設計・開発事業者に改善措置を行わせるなど、24 年1月の新システム稼動に向け、取組みを充実させる必要があります。

② 施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システムの最適化の実施
- ② 情報システム調達の適正化

の取組みを行うこととしました。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|-------------|------------------|--|
| 新たな情報通信技術戦略 | 平成 22 年 5 月 11 日 | Ⅲ 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1)情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 ・「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し(行政刷新)を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。」 |

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

(1)業務・システムの最適化の実施

①取組内容

「金融庁ネットワーク (共通システム) 最適化計画」については、引き続き運用を行うことにより、業務処理時間及び経費の削減を図りました。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」に、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設け、金融市場の公平性・透明性の向上、投資者の保護を図ることとし、21年4月に最適化計画の改定を行いました。また、国民の利便性を図る指標として「稼働率」等を追加する効果指標の改定を行いました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」

については、21 年5月に設計・開発事業者と 21 年8月にプロジェクト管理支援事業者と請負契約を締結し、設計・開発等のためのプロジェクトを開始しました。21 年 10 月までに要件定義を確定しましたが、設計工程については、進捗遅れが発生したことから、22 年 1 月にスケジュールの見直しを行いました。見直し後のスケジュールどおり作業を行いましたが、当初計画のとおり 22 年 3 月末までに設計工程を完了することはできませんでした。

2評価

「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」については、経費は削減目標▲8,279 千円に対して実績▲13,407 千円、業務処理時間は削減目標どおり▲800 時間の削減を達成しました。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」についても、経費は 削減目標▲657,240 千円に対して実績▲671,266 千円、業務処理時間は削減目標どおり ▲9,356 時間の削減を達成しました。また、国民の利便性を図る指標として新たに設 けた「稼働率」等についても目標値を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、最適化の効果は発現していませんが、調達プロセスを着実に実施し、設計・開発等のプロジェクトを開始しました。なお、進捗の遅れにより、当初計画で22年3月末に納品予定であった設計工程にかかる成果物については、設計・開発事業者に改善措置を行わせた上で納入を受けることとなっています。

(2)情報システム調達の適正化

①取組内容

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性等について審議を行っているところであり、引き続き情報システム調達の適正化に取り組みました。

2)評価

情報システム調達会議の開催に当たっては、担当CIO補佐官が、調達案件毎に調達対象業務、調達方法、調達スケジュール、見積書等を確認し評価を行っており、さらに、事前に全CIO補佐官等をメンバーとする事前審査会を開催し助言を受けるなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化を行いました。

また、複数年に亘るシステムの設計・開発等や運用、保守については、国庫債務負担行為を活用し複数年での調達を行うほか、設計・開発等、運用、保守の分離調達を行い事業者への競争参加機会の拡充を図るなど、調達の適正化に向けた取組みを行いました。

これらの取組みの結果、これまで公募で行っていた案件の調達を一般競争に変更するなど、競争性の確保に向けた取組みにより、コストの適正化が図られていると考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・ 効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度 の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電 子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。

(2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 運用段階の「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」及び「有価証券報告 書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、業務処理時間及び経費に ついて所期の削減目標を達成しています。設計・開発段階の「金融検査及び監督並びに 証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」についても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込 まれます。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」及び「金融検査 及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」を踏 まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|----------------------------|--------------|------------|------------------|
| 金融庁業務支援統合システムの開発に必要な 経費 | 1 | 予算 <継続> | 280, 025 千円 |

| 庁内情報システム等に係る情報セキュリティ 対策強化のための体制整備 | 1 | 機構・ | ·定員 | |
|--------------------------------------|---|-----|-----|--|
| 庁内情報システム等に係る業務増大に対する 体制整備 | 1 | 機構・ | ·定員 | |

上記の他、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」及び「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づいて構築したシステムの運用経費については、今後も引き続き予算措置を行っていく必要があります。

9.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

①業務・システム最適化の実施

総務企画局総務課情報化·業務企画室

・「金融庁検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」 (平成 20 年 8 月 7 日公表

http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421.html)

・「金融庁検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化に係る最適化効果指標」(平成 20 年 8 月 7 日公表

http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724.html)

総務企画局総務課情報化・業務企画室

- ・「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」(平成 18 年4月 21 日公表 http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421.html)_
- ・「金融庁ネットワーク (共通システム) 最適化に係る最適化効果指標」 (平成 18 年 7 月 24 日公表

http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724.html)

総務企画局企業開示課

- ・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」(平成 21 年 12 月 16 日 公表 http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421.html)
- ・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化に係る最適化効果指標」 (平成21年4月15日公表

http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724.html)

②情報システムの調達の適正化

・総務企画局総務課情報化・業務企画室「随意契約比率(企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース)」

11. 担当課室名

<mark>総務企画局総務課情報化・業務企画室</mark>、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示 課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-① 専門性の高い調査研究の実施

1. 達成目標等

| 達成目標 | | 調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること |
|--------------------|------|--|
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム(平成17年9月2日) |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | | — (注)達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用す るなどして評価を実施します。 |
| | 参考指標 | ・研究成果(研究論文等の本数・分野)の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績 |

2. 平成21年度主な事務事業

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①金融環境の変化に応じた調査・研 究の実施 | 金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、 その成果を研究論文等の形でインターネット等の手段によ り国内外に情報発信するとともに、研究会等を開催し、庁内 の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。 |

3. 評価結果

(1) 21 年度の達成度

В

【達成度の判断理由】

金融環境の変化に応じて専門性の高い調査研究を実施し質の高い研究成果を庁内外に公表するとともに、研究成果について職員へのフィードバックの充実を図っているものの、より一層実務に役立つ調査研究に加え、国際的な議論に積極的に貢献できる研究の実施に取り組み、情報発信をさらに強化していくことが必要であることから、Bと評価しました。

(2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等 を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

4. 施策の趣旨・概要

近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、 業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、今般の金融危機の背景にある、証券 化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が 急激に進んでいます。

このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営 を確保していくため、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、 学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。

5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

6. 平成 21 年度主な事務事業の取組内容と評価

- (1) 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施
 - ①取組内容
 - ア. 調査・研究の実施

金融研究研修センター(以下センター)の平成 21 年度における主な研究は以下のとおりです。

- (ア)金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究 バブル崩壊やサブプライム問題など金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることに鑑み、金融危機を招くような資産価格の急激な上昇もしく は下落を防ぐフォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機 の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証 的・理論的調査研究を行っています。21 年度には、プロシクリカリティ (景気変動増幅効果)を抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究を行い、研究成果についてワシントンD. C. における I M F セミナー「金融の安定の回復 一法的面での対応」等の場で積極的な対外発信を行いました。また、近年の金融 危機を踏まえ、金融の安定性の確保と景気回復を両立させる望ましい規制・監督 のあり方について検討するため、国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」を開催しました。
- (イ) コーポレート・ガバナンスの現状・国際比較・あり方に関する調査研究 今後のわが国上場会社等のコーポレート・ガバナンスはどうあるべきかについ て検証するため、「コーポレート・ガバナンスの現状・国際比較・あり方に関す る調査研究」をテーマに研究を行っています。21 年度は、株式保有のメカニズ ムが、経営者の利益調整に及ぼす影響を分析する実証研究を行いました。
- (ウ) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が

高まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っています。21年度は、①わが国における投資信託市場及び上場投資信託(ETF)市場における価格形成等についての分析と論点整理、②新興市場・新規株式公開に関するファイナンス分野の国内外の既存研究のサーベイ及び論点整理を行いました。

(エ)諸外国の金融法制・規制の比較・分析

各国の金融・資本市場が密接に連携する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ、「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っています。21 年度は、①銀行倒産における国際倒産法上の検証、②英国やEUにおける金融規制に関する政策評価の動向について研究を行いました。

(オ) コーポレート・ファイナンスの現状に関する実証的研究

市場競争をベースに、各経済主体が、自己責任原則の下にリスクを適正に管理した上で、自由にプレイできる市場形成が必要であるという認識を踏まえ、コーポレート・ファイナンスの現状に関する実証的研究を行っています。21 年度は①企業の社会的責任投資ファンドの収益性についての研究、②長期的視点に基づいた株式投資のパフォーマンスについての研究、③企業の代表的な買収防衛策であるライツプラン(差別的な条件を含む新株予約権を利用)導入の株価への影響に関する実証的研究を行いました。

(カ) 金融工学理論による分析・研究

金融工学理論による分析・研究として、市場リスク管理のための実証的研究および銀行の信用リスク管理における統計的手法の研究を行っています。21 年度は、デリバティブ・金利の期間構造の理論的・実証的研究、及び銀行の内部格付けモデルの研究を行いました。

イ、庁内フィードバックの充実

(ア) 国際コンファレンス

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の行政当局、研究者、第一線で金融ビジネスに携わる者等との知的交流、協力関係・人脈構築の機会となる貴重な場を提供することを目的として、金融を巡る実践的なテーマを掲げた、産学官の国際コンファレンスを開催しています。21 年度は、アジア及び欧米各国の当局者および研究者、金融機関の実務者等を招き、国際コンファレンス「世界同時金融危機下のアジア金融セクターの視点」を開催しました。

(イ) 研究会の開催

研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催しています。21 年度は、「今後の証券市場の在り方に関する研究会」、「国際化に伴う

リスクのマネジメントに関する研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て開 催しました(21年度合計8回開催)。

(ウ) 庁内各局に対する行政支援

庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等として、調査レポー トの作成・報告会の開催等を行いました。例えば、バーゼル銀行監督委員会等 の場における議論テーマの一つとなっているプロシクリカリティ(景気変動増 幅効果)を抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究を担当研究 官を中心に行いました。また、証券取引等監視委員会の要望により、最近のデ リバティブ市場の拡大を踏まえた株式市場とCDS市場の相関関係に関する調 査・研究に担当研究官が着手しました。

(エ) 昼休み勉強会(金曜ランチョン)の開催

学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講 師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開 催しました(21年度14回開催)。

②評価

ア. 調査・研究の実施

前記の取組内容に掲げた調査研究について、その研究成果は、14本の研究論文 等としてまとめ、センター・ディスカッションペーパー(以下DP)として公表 しました (下記表を参照)。

【資料1 21年度に公表したセンターDP】

DPタイトル 公表日

| 21年6月 | 論文「銀行倒産における国際倒産法的規律」 |
|--------------------------------|--|
| 21年6月 | 論文「企業の社会的責任投資(SRI)ファンドの収益性 |
| 21 平 6 月 | について」 |
| 21 年 7 月 | 論文「長期的株式投資パフォーマンスの視点から:再考と |
| 21 4 / 月 | 展望」 |
| 21 年 7 月 | 今後の証券市場の在り方に関する研究会報告書「金融危機 |
| 21 平 7 月 | 後の金融・資本市場をめぐる課題」 |
| 21年11月 | 論文「The Optimal Basel Capital Requirement to Cope with |
| (21 年 12 月更新) | Pro-cyclicality: A Theoretical Approach」 |
| 22年2月 | 論文「A Note on Construction of Multiple Swap Curves with |
| 22 平 2 月 | and without Collateral」 |
| 22年2月 | 論文「Additional Evidence on Earnings Management and |
| ²² + ² H | Corporate Governance |

257

| 22 年 3 月 | 論文「買収防衛策導入の株価への影響について」 |
|----------|-----------------------------|
| 22 年 3 月 | 論文「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モ |
| 22 平 3 月 | デルー実績回収率データを用いた EL・LGD 推計ー」 |
| | 国際化に伴うリスクのマネジメントに関する研究会報告書 |
| 22年3月 | 「アジア域内におけるリスクのマネジメントと金融機能の |
| | 提供について」 |
| 22年3月 | 論文「日本企業の負債政策と税制:パネル分析」 |
| 22年3月 | 論文「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造:大規 |
| 22 平 3 月 | 模財務データによる実証分析」 |
| 22年3月 | 論文「新興市場と新規株式公開のレビュー」 |
| 22年3月 | 論文「海外における金融規制に関する政策評価の動向一英 |
| 22 平 3 月 | 国・EUの政策評価の現状とわが国への課題ー」 |

(出所) センター調

また、21 年度に公表したセンターDPの中から、研究論文として 10 本選定し、論文集『FSAリサーチ・レビュー第6号』(22 年 3 月発行)に所収しました。なお、これらの研究論文の公表に先立ち、外部有識者の出席を得て、論文内容の発表と検討を行う論文ワークショップを開催することで、庁内へのフィードバックを行いました(21 年度 9 回開催)。

【資料2 『FSAリサーチ・レビュー第6号』(22年3月発行)】

| | 論文タイトル | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|
| 常勤研究官論文 | 「一般均衡分析によるプロシクリカリティ抑制の考察」 | | | | | |
| | 「コーポレート・ガバナンスと利益調整に関する実証分 | | | | | |
| | 析」 | | | | | |
| | 「新興市場と新規株式公開を巡る論点整理一内外既存研 | | | | | |
| | 究のレビューと制度設計への示唆ー」 | | | | | |
| 特別研究員論文 | 「銀行倒産における国際倒産法的規律」 | | | | | |
| | ΓΑ Note on Construction of Multiple Swap Curves w | | | | | |
| | and without Collateral」 | | | | | |
| | 「買収防衛策導入の株価への影響について」 | | | | | |
| | 「内部格付手法における回収率・期待損失の統計型モデ | | | | | |
| | ルー実績回収率データを用いた EL·LGD 推計ー」 | | | | | |
| | 「日本企業の負債政策と税制:パネル分析」 | | | | | |
| | 「中小企業のデフォルトリスクとその期間構造:大規模 | | | | | |
| | 財務データによる実証分析」 | | | | | |
| | 「海外における金融規制に関する政策評価の動向-英 | | | | | |

(出所) センター調

上記のとおり、多岐にわたる研究テーマについて研究成果を公表しており、金融環境に応じた、学術的にも行政上も意義のある有益な研究を実施するということについて一定の成果をあげることができたと考えられます。また、例えば、プロシクリカリティを抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究について、IMFセミナー等の場で積極的な対外発信を行うなど、対外的にも幅広く周知し、それぞれの研究テーマを巡る議論に貢献するという課題についても成果を得つつあります。

イ. 庁内フィードバックの充実

(ア) 国際コンファレンスの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国際機関、在日大使館、金融機関、研究者、職員等、約230名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。他の研究機関との交流や、センターの情報発信機能強化にもつながったと考えています。また、21年度から出席者の評価(エバリュエーション・フォーム)を取り始めており、今後の開催のあり方に役立て、質の向上を図っていくことが期待できます。

(イ) 研究会等の開催

庁内関係部局の職員及び有識者の参加を得た上で、研究会等を開催し、有意義な双方向の議論を行うことにより金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は研究会報告書としてとりまとめてセンターウェブサイトにて公表しており、今後の金融行政を考える上での参考となることが期待できます。

(ウ) 庁内各局に対する行政支援

庁内各局から随時の要請に応じた調査・報告を行うことにより、専門的知識・ 技術を提供し、行政実務に直接役立てられました。

(エ) 昼休み勉強会(金曜ランチョン)の開催

昼休み勉強会(金曜ランチョン)については、庁内職員の多数の参加者を得て、合計 14 回開催しました。外部講師を招聘し、最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、庁内職員の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1)必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か) 近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、 また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今 後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議 論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要 分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えています。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図ってい くことが欠かせないと考えています。

(2)有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか) 研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えます。また、研究成果をIMFセミナー等の場にて対外発信することにより、国際的な議論に貢献するとの課題についても成果を得つつあります。さらに、こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後、(外部) アカデミズムの知見の一層の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながるものと考えます。

(3) 効率性(業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか)

研究官等による研究結果の庁内外への公表は、センターDPは基本的にセンターウェブサイト上でのみ公表し、センター発行『FSAリサーチ・レビュー第6号』についても、必要最低限の印刷を行い有識者に配布するにとどめ、センターウェブサイト上での公表を主として行っています。

調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員の活用がなされています。

国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めること等により、効率的な開催を達成いたしました。

8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

近年の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保し、かつ国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図っていくため、今後も将来を見通し、金融行政に関わる重要分野において、より一層実務に役立つ研究に加え、国際的な議論に貢献する研究等に取り組むよう、研究テーマを適切に選定し研究内容の質の向上を図っていく必要があります。また、今後も国際的な場等において、情報発信を強化することが重要であります。さらに、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えます。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容 予算要求及び機構・定員要求

| 要求内容 | 関連する 事務事業 | 要求種別 | (参考) 22 年度予算額 |
|-------------------------------|--------------|------------|------------------|
| 金融庁共通費(金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等) | 1 | 予算 <継続> | 5, 965 千円 |

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10.注記(評価に使用した資料等)

- ・センター「FSAリサーチ・レビュー第6号」 (22 年 3 月発行 http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/2009.html)
- ・センター「平成 21 年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/21.html)
- ・センター「国際コンファレンス(センター、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行 研究所(ADBI)、慶応義塾大学グローバルCOE共催)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20100324.html)
- ・センター「研究会」(http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html)
- ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績

11. 担当課室名

総務企画局企画課研究開発室